

天皇聞之。寢不安席。食不甘味。晝夜喉咽。泣悲擗擗。因以大歎之曰。我子小碓王。昔能襲叛之日。未及總角。久煩征伐。既而恒在左右。補朕不及。然東夷騷動。勿使討者。忍愛以入賊境。一日之無不顧。是以朝夕進退。佇待還日。何禍兮。何罪兮。不意之間。倭亡我子。自今以後。與誰人之經綸鴻業耶。即詔群卿。命百寮。仍葬於伊勢國能褒野陵。時日本武尊化白鳥。從陵出之。指倭國而飛之。群臣等因以開其棺櫬而視之。明衣空留而屍骨無之。於是遣使者追尋白鳥。則停於倭琴彈原。仍於其處造陵焉。白鳥更飛至河內。留舊市邑。亦其處作陵。故時人號是三陵。曰白鳥陵。然遂高翔上天。徒葬衣冠。因欲錄功名。即定武部也。是歲天皇踐祚四十三年焉。

【正訓】天皇、聞しめして、寢ますこと席・安からず。食きこしめすこと味ひ甘からず。晝夜喉咽びて泣ち悲しび擗擗ち給ふ。因りて以て大く歎きて曰はく「我が子・小碓王、昔・能襲が叛きし日、未だ總角にも未及に、久しく征伐に煩ひつ。既にして恆に左右に在りて、朕が不及を補ふ。然るに東夷・騷ぎ動みて、討た使むる者なし。愛を忍びて以て賊の境に入らしむ。一日も顧びすと云ふこと無し。是を以て朝夕、進退ひて還らむ日を佇ち待つ。何の禍ひ兮、何の罪兮。不意之間、我が子を倭亡こと。自今以後、誰人と與にか鴻業を經綸めむ耶」。即ち群卿に詔して、百寮に命せて、仍て伊勢國の能褒野陵に葬りまつる。

時に日本武尊、白鳥に化り給ひて、陵より出でまして、倭國を指して飛ぶ。群臣等、因て以て其の棺櫬を開けて之を視たてまつれば、明衣、空しく留まりて屍骨は無し。於是、使者を遣して白鳥を追尋ぬれば、則ち倭の琴彈原に停れり。仍て其の處に陵を造る。白鳥、更た飛びて河内に到りて、舊市邑に留まる。亦た其の處に陵を作る。故れ時の人、是の三の陵を號けて白鳥陵と曰す。然れども遂に高く翔りて天に上りき。徒に衣冠を葬しまつる。因て功名を録へむと欲して、即ち武部を定め給ふ。是歲、天皇踐祚・四十三年焉。

【第二三講】擗擗 御胸打の義。本に擗擗に作れるのは誤である。集解、黒羽本、芙蓉館本に據て改む。總角 揚卷の義で、上古十七八歳頃の結髮の稱である。髮を左右に分けて、耳連に巻き揚げて兩の鬢を結び、雙角の如く爲せるものを云ふ。倭亡 續紀（光仁紀）の詔に「安加良米佐須如事云々」とあるに同じ。思ひも掛けぬ事、急忽なる事に云ふ語。此處にては俄かに御子を失はせ給へる由の御言である。能褒野陵 諸陵式に「能褒野墓、日本武尊。在伊勢國鈴鹿郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五畑。」陵墓一覽に「鈴鹿郡名越村」とある。化白鳥 從陵出之云々 記には「是に倭に坐す后等、及た御子等、諸下り到まして、御陵を作りて、即ち其地の陵傍田に匍匐廻りて、哭りて爲歌て曰く、「陵傍の、田の稻幹に、稻幹に、蔓ひ纏ほろふ、野老楚。」於是、八尋の白智鳥に化りて、天に翔りて、濱に向きて飛行ましぬ。爾れ其の後及御子等、其なる小竹の刈杖に、足、跳破るれども、其の痛きをも忘れて哭きつゝ追ふ。此時の歌に曰く、「淺小竹原、腰煩む。虚空は行かず、足よ行くな。」また其の海潮に入りて、困難み行く時に歌ひて曰く、「海處行けは、腰煩む。大河原の、植草、海處は、いさふふ。」又飛びて、其の磯に居る時に歌ひて曰く、「濱の千鳥、濱よは行かず、磯傳ふ。」是の四歌は、皆その御葬に歌ひたり。故れ今に至るまで、其歌は天皇の大御葬に歌ふ。」とある。倭・琴彈原 此陵は大和國南

葛城郡(舊葛)富田村に在り、今も白鳥御陵と云ふ。舊市邑和名抄に、「河内國古市郡・古市郷。」とある。古市は上古は志紀郡に屬してゐたので、記には「留河内國之志幾云々」とある。尙ほ右の古市郡も、志紀郡も、今は南河内郡に編入せられてゐる。作レ陵 此の御陵は今も古市にあり。河内志に、「陵上有祠。稱伊岐宮」とある。定二武部一 日本武尊の御名を、長く後世に傳へむと思召して、尊の御名を取つて「武部」と稱する部を設定せられ、尊の御子孫に此の武部の輩を帥る掌らしめ給へるのである。故に尊の御子孫は、「建部君」と云ふ姓を負ひ給へるので、記に、「此尊の御子・稻依別王は、建部君等の祖也」とある。さて和名抄に、伊勢國安濃郡・建部。美濃國多藝郡・建部。石津郡・建部。出雲國出雲郡・建部。美作國眞嶋郡・健部。備前國津高郡・健部。神名帳に近江國栗太郡・健部神社など、諸國に建部と云ふ地の多いのは、此の建部の部族が住み居りしに因るのである。さて武部(建部、また健部とも書く)の訓は、和名抄に「伊勢國阿濃郡・建部(太介無倍)」と書かれてあるが、是は當時の讀辭を記し置かれたもので、太介無倍の無は接尾音である。即ち同書に「信濃國高井郡・日野(比無乃)。また、越前國坂井郡・海部(安萬無倍)。また、因幡國高草郡・刑部(於無左加倍)。」など訓める類で、決して正しい古訓では無い。然るに流布本に武部と訓めるのは、右の和名抄の太介無倍を、太介流倍の音便と誤解して振假名を附けたもので、素より後人の誤訓である。江家本・卜部秘訓・私記・假名日本紀(秘閣官本)の諸本、悉く「多氣倍」と訓んである。(古事記版本にもタケベと假名を附けたり)。されば此の武部を、タケルベと誤訓せる本に據つて、尊の御名を日本武尊と讀むべき一證とせる説は不可である。

初日本武尊所佩草薙橫刀。是今在尾張國年魚市郡熱田社也。於是所獻神宮蝦夷等。晝夜喧譁。出入無禮。時倭姬命曰。是蝦夷等。不可近於神宮。則進上於朝廷。仍令安置御諸山傍。未經幾時。悉

伐神山樹。叫呼隣里。而脅人民。天皇聞之詔群卿曰。其置神山傍之蝦夷。是本有獸心。難住中國。故隨其情願。令班邦畿之外。是今播磨讚岐伊豫安藝阿波。凡五國佐伯部之祖也。

初日本武尊娶兩道入姬皇女爲妃。生稻依別王。次足仲彥天皇。次布忍入姬命。次稚武王。其兄稻依別王。是犬上君。武部君。凡二族之始祖也。又妃吉備武彥之女。吉備穴戸武媛。生武卯王與十城別王。其兄武卯王。是讚岐綾君之始祖也。第十城別王。是伊豫別君之始祖也。次妃穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛。生稚武彥王。

註 初め日本武尊の所佩る草薙橫刀は、是れ今・尾張國の年魚市郡の熱田社に在り。於是・神宮に獻れる蝦夷等、晝夜喧譁して、出入禮無し。時に倭姬命の曰はく「是の蝦夷等、神宮に近づく可からず」と。則ち朝廷に進上たまふ。仍て御諸山の傍に安置らしむ。未だ幾ばくの時を経ざるに、悉くに神山の樹を伐りて、隣りに叫び呼ばひて人民を脅かす。天皇、聞しめして群卿に詔して曰はく「其の神山の傍に置らし、蝦夷は、是れ本より獸心ありて、中國に住ましめ難し。故れ其の情願の隨に、邦畿之外に班ち遣はせ」。是れ今・播磨、讚岐、伊豫、安藝、阿波、凡て五の國の佐伯部の祖なり。

初め日本武尊、兩道入姬皇女を娶して妃と爲て、稻依別王を生みませり。次に足仲彥天皇(仲)、次に布忍入姫命、次に稚武王。其の兄の稻依別王は、是れ犬上君、武部君、凡て二族の始祖なり。又の妃、吉備武彥の女・吉備穴戸武媛、武卯王と十城別王とを生みませり。其の兄の武卯王は、是れ讚岐綾君の

始祖なり。弟の十城別王は、是れ伊豫別君の始祖なり。次の妃、穗積氏・忍山宿禰の女・弟橋媛、稚武彦王を生みませり。

【第二四講】 此處の文（原文二百七拾字）、本に次の「五十一年紀」の後に用だせるのは錯簡である。今、通證、書紀錯亂備考、黒羽本等に従つて之を訂した。草薙横刀云々 此事は既に神代紀（上卷二）に出つ。熱田社 尾張國愛智郡大社熱田神宮。祭神は草薙神劍日本武尊（尊の崩後、其妃宮養媛命、社を建て神劍を奉安し、尊の御靈を祭る）。神殿二字東西に相並び、東を土用殿（渡用殿）と云ひ、神劍を奉安す。西を正殿と稱し、後代に天照大神、素戔鳴尊、建稻種命（宮養兄）宮養媛命を合祀す。所獻神宮蝦夷 第二二講に出つ。神山 大和國磯城郡・三輪山（御諸山に同じ）である。命 班 阿加津は、分つに同じ。佐伯部 騒ぎ部の義（萬葉に、言騒とあり。佐邊具佐也具、同語）此時に蝦夷等が騒ぎしに因つて斯く號けたのである。さて此後に、此の佐伯部を率ゐた人に、佐伯の姓を賜ひし故に、夷種の外に皇別の佐伯もある。即ち姓氏録・左京皇別に、「佐伯直は、景行天皇の皇子・稻背入彦命の後也」とある。是は應神天皇が播磨國へ行幸し給ひし御時、稻背入彦命の子御諸別命の子阿良津命（播磨別の阿良津命）か、詔を奉じて神崎郡瓦村の崗邊川の水源を探檢し、其處に彼の日本武尊の存る所の蝦夷の子孫（佐伯部）等の部落あるを發見したので、天皇、即ち阿良津に命じて之を統治せしめ、姓を播磨別佐伯直（直者謂）と賜はつた。爾後庚午年に至つて、播磨別の三字を削除して、單に佐伯直と稱したのである。尙ほ大伴連の族にも佐伯宿禰があるが、是は其派を異にするものである。兩道入姫皇女 垂仁天皇の皇女で、其の御母は大國之淵の女・弟刈羽田刀邊と申す。と古事記にある。日本武尊の御姑に坐す。稻依別王 記には「近淡海の安國 造の祖、意富牟牟和氣の女・布多遲媛を娶して生みませる御子・稻依別王」とある。足仲彦天皇 仲

哀天皇に坐す。御名義は、足は美稱。仲彦は三柱の男皇子の中間之男御子に渡らせ給ふ故の御名と云ふ。布忍入媛命 此の御子は記には見えない。稚武王 記には弟橋媛の生める御子也とあるが、此紀には、弟橋媛の生める御子は稚武彦王として別に擧げてある。犬上君 記に、此の王の御母は近江國人であるから、近江國犬上郡に由縁ある名であらうと云ふ。武部君 武部の事は前講に出づ。舊事紀に「稚武王は近江建部君（今、勢多橋の東に在り）の祖。」とある。吉備武彦之女・吉備穴戸武媛 記には「吉備臣稚彦の妹・吉備建媛」とある。武卯王 武段王と書ける本もある。卯は穀子の義。和名抄に、「卯。和名加比古。」とある。十城別王 記には此の御子無し。讃岐綾君 和名抄に、「讃岐國・阿野郡」とある。（此の阿野郡は、鶴足郡と併合して、今は綾歌郡と爲れり。）伊豫別君 和名抄に、「伊豫國・和氣郡」とある。今は温泉郡に併合せらる。

五十一年春正月壬午朔戊子。招群卿而宴數日矣。時皇子稚足彦尊。武内宿禰。不參赴于宴庭。天皇召之間其故。因以奏之曰。其宴樂之日。群卿百寮。必情在戲遊。不存國家。若有狂生。而伺牆閣之隙。故侍門下。備非常。時天皇謂之曰。理灼然。灼然。此云則異寵焉。秋八月己酉朔壬子。立稚足彦尊爲皇太子。是日命武内宿禰爲棟梁之臣。

「理、灼然なり。灼然、此をば以耶知舉と云ふ」。則ち異に寵みたまふ。秋八月、己酉の朔の壬子の日(四)、稚足彦尊を立て、皇太子と爲たまふ。是の日、武内宿禰に命ちて、棟梁之臣と爲たまふ。

【第二一五講】 招群卿 招字、熱田本には詔とある。 實 第三百三十講に出づ。 武内宿禰 第一九五講に出づ。 灼然

應神紀廿二年春三月の條には、寛文本を始め諸本に「以耶比舉」と訓んである。按ずるに彈光の轉で、いと光り増る意より、明煥なるに云ふ語である。棟梁之臣 棟梁の訓は、私記・江家本・卜部秘訓等に「牟彌波里」と有るのが普通で、且つ、素よりの正訓である。是を寛文本の左側に、ムネトルマチキンと書けるのは、誤寫、兼、彫壞である。さて棟梁は頂木と内張で、家に肝要な材の意より、國家の重職に居て大政に任ずる人物を云ふ。臣は前之公の約で、天皇の大前に候ふ高官の泛稱である。即ち武内宿禰を以て、重臣の中の第一に置かせ給へるを云ふ。

五十二年夏五月甲辰朔丁未、皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸卯朔己酉、立八坂入姫命爲皇后。

五十二年夏五月甲辰朔丁未、皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸卯朔己酉、立八坂入姫命爲皇后。五十二年夏五月甲辰朔丁未、皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸卯朔己酉、立八坂入姫命爲皇后。五十二年夏五月甲辰朔丁未、皇后播磨大郎姫薨。秋七月癸卯朔己酉、立八坂入姫命爲皇后。

五十四年秋九月。辛卯朔己酉。自伊勢還於倭。居纏向宮。

五十四年秋九月。辛卯朔己酉。自伊勢還於倭。居纏向宮。五十五年春二月戊子朔壬辰。以彦狭島王拜東山道十五國都督。是豐城命之孫也。然到春日穴咋邑。臥

病而薨之。是時東國百姓。悲其王不至。竊盜王尸。葬於上野國。

五十二年(壬戌)の夏五月、甲辰の朔の丁未の日(四)、皇后・播磨大郎媛薨りましぬ。秋七月、

癸卯の朔の己酉の日(七)、八坂入姫命を立て、皇后と爲たまふ。

五十三年(癸亥)の秋八月、丁卯の朔の日、天皇、群卿に詔して曰はく「朕、愛子を願ふること、

何の日にかは止まむ。冀くは小碓王の所平し國を巡狩むと欲ふ」と。是月、乘輿、伊勢に幸まして、轉

りて東海に入りまます。冬十月、上總の國に至りまます。海路より淡水門(安)を渡りまます。是時に覺賀

鳥の聲聞こゆ。其の鳥の形を見そなはさむと欲して、尋て海中に出でまます。仍て白蛤を得給ふ。是於、膳

臣の遠祖、名は磐鹿六鴈、蒲を以て手纏に爲て、白蛤を膾に爲りて進る。故れ六鴈の功を美め給ひて、

膳大伴部を賜へり。十二月、東國より還りまして、伊勢に居しまます。是を綺宮と謂す。

五十四年(甲子)の秋九月、辛卯の朔の己酉の日(十九)、伊勢より倭に還りまして纏向宮に居しまます。

五十五年(乙丑)の春二月、戊子の朔の壬辰の日(五)、彦狭嶋王を以て、東山道の十五國の

都督に拜け給ふ。是れ豐城命の孫なり。然るに春日の穴咋の邑に到りて、病に臥して薨りぬ。是時、東

國の百姓、其の王の至りまさぬことを悲しびて、竊かに王の尸を盗みて、上野國に葬りぬ。

【第二一六講】 播磨大郎姫 二年春三月の條に播磨日大郎姫とある。八坂入姫 第一九六講に出づ。愛子 小碓王(日本武尊)を謂す。東海 崇神紀十年(四講)に出づ。淡水門 安房湊である。但し安房國は、續日本紀第八に「養老

二年五月二日、上總國の平郡・安房・朝夷・長狭の四郡を割きて安房國を置く。」とあり、尋で卷第十四に「天平十三年十二月、安房國を上總國に并す。」とあり、更に卷第廿に「天平寶字元年五月、安房國を舊に依て分立す。」とある。故に此の當時は未だ一國の名では無かつたのである。さて此の安房湊は、今の小湊であらうと云ふ。覺賀鳥 高橋氏文に、「冬十月、上總國安房浮島宮に到ります。時に磐鹿六孺命、從駕に仕へ奉る云々。此時に大后八坂媛命、磐鹿六孺命に詔はく、此浦に異鳥の音聞ゆ、其鳴・駕我久久。其形を見まく欲ふ云々」とあり。倭名抄に、「鷓鴣。美佐古。按古語用。覺賀鳥三字。云加久加乃士利。見日本紀私記。」とあるが、鷓鴣とは定め難い。思ふに其の鳴聲に因つて覺賀と名づけた異鳥と見做すべきである。なほ此鳥の事は、熱田縁起に、日本武尊の妃宮養媛命の御兄の建稻種公が、駿河の海中で薨去せられし條に、「鳥あり、鳴聲可伶しく、毛羽奇麗し。之れを土俗に問ふに、覺賀鳥と謂ふ。公、謂りて曰く「此鳥を捕へて我君(日本)に獻らむ」と。帆を飛ばし鳥を追ふ。風波暴に起り、船、傾き没し、公、又海に入る云々」とある。白蛤 高橋氏文には「八尺白蛤」とある。白蛤は和名抄に「本草云。海蛤一名魁蛤。(和名・宇無木乃加比。)蘇敬注云。亦謂之狹耳蛤也。」とある。(記傳には「宇無幾は蚌蛤なり」と定められたが、蚌蛤は和名抄に「蚌蛤 故申二音 蚌或作蚌 和名・波萬久理。一名含漿。」とあつて、白蛤とは別である。黒川春村氏の説に「宇無幾は鰻の族也。淫羊藿の和名を宇無幾菜と云ふ。是は其の葉の形狀、鰻に似たるを以ての名也。」と言はれた。膳 臣 姓氏錄 右京 高橋朝臣の條に「景行天皇巡狩東國 供獻白蛤。于時天皇喜其奇美。賜姓膳臣。天武天皇十二年。改膳臣賜高橋朝臣。」とある。なほ廿九頁を参照すべし。磐鹿六孺 大彥命の男、彦稻越別命、其子・磐鹿六孺命である。さて此命の事蹟は、高橋氏文に委しく記されてある。以蒲爲手綴 蒲は倭名抄に「蒲。和名加末。唐韻云。蒲草名。似蘭。可爲席也。」とある。手綴の事は、神代紀の以羅爲手綴

(上卷一)の條に詳述せる如く、禮式の際に着用する物で、後世の禪とは異なり、古へ膳部に預る人は必ず之を着たのである。尚ほ第一六五講の領巾の條をも参照すべきである。膳 和名抄に「膳。奈萬須。細切肉也。」また新撰字鏡に「醬。肉乃奈萬須。紀親宗曰。奈萬須。去魚皮肉。爲片疊盛也。非今俗酢和造者之類。」とあるに據れば、古への膳は、今の刺身である。言義は通釋に「生聶なり。肉を薄く切るを聶と云ふ。通證に生酢也と云へるは俗意也」とある。賜膳大伴部 此時の功に依つて多くの膳夫等を膳大伴部と號けて、磐鹿六孺に屬け給へるのである。綺 宮 通證に「按ずるに是れ飯高郡(今飯)川俣村也。今猶ほ大道にあり」とあるが詳かた無。春日穴咋邑 神名式に「大和國添上郡(古市)穴咋神社」あり。今は讀訛つて穴栗明神と云ふ。即ち此地である。

五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彥狹島王。不得向任所。而早薨。故汝專領東國。是以御諸別王承天皇命。且欲成父業。則行治之。早得善政。時蝦夷騷動。即舉兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊。大羽振邊。遠津間男邊等。叩頭而來之。頓首受罪。盡獻其地。因以免降者。而誅不服。是以東國久之無事焉。由是其子孫於今在東國。

五十七年秋九月。造坂手池。即竹蒔其堤上。冬十月。令諸國與田部屯倉。

五十八年春二月辛丑朔辛亥。幸近江國。居志賀三歲。是謂高穴穗宮。

六十年冬十一月乙酉朔辛卯。天皇崩於高穴穗宮。時年一百六歲。

五十六年(丙寅)の秋八月、御諸別王に詔して曰はく「汝の父・彥狹島王、任所に向る事を得ずして、早に薨りぬ。故れ汝・専ら東國を領めよ」。是を以て御諸別王、天皇命を承けたまはりて、且に

父の業を成さむと欲ひて、則ち行きて治めて、早に善しき政を得つ。時に蝦夷・騒ぎ動む。即ち兵を擧げて撃つ焉。時に蝦夷の首帥、足振邊、大羽振邊、遠津間男邊等、叩頭て来て頓首みて、罪を受なひて盡くに其の地を獻る。因りて以て降者を免して、服はざるを誅しつ。是を以て東國久しく無事なり焉。是に由て其の子孫、今に東國に在り。

五十七年(丁卯)の秋九月、坂手池を造る。即ち竹を其の堤の上に蒔う。冬十月、諸國に令ちて田部・屯倉を興つ。

五十八年(戊辰)の春二月、辛丑の朔の辛亥の日(十一)、近江國に幸まして志賀に居しますこと三歳、是を高穴穗宮と謂す。

六十年(庚午)の冬十一月、乙酉の朔の辛卯の日(七)、天皇、高穴穗宮に崩ます。時に年一百六歳。

【第二七講】蝦夷騒動 通釋云、「此の蝦夷も本國(蝦夷)のには有らで、陸奥の蝦夷なり。」坂手池 大和國磯城郡・川東村・坂手の地である。萬葉十三に、鳥網張る坂手を過ぎ云々とあるも其所であらうと云ふ。興田部・屯倉 田部、及び屯倉の事は、第一八講に釋いてある。さて此處に、「田部、屯倉を興つ」とあるのは、此時に田部と屯倉とを諸國に興てられた事を云ふので、田部屯倉の興起也との意ではない。志賀 倭名抄に、「近江國滋賀郡」とあり。萬葉以降の歌に多く詠まれてゐる。高穴穗宮 此宮の地は、神明鏡に「今の志賀寺是れ也」とある。姓氏錄に、志賀穴太村主と云ふ姓も見え、

今も滋賀里・穴太村(比叡)がある。時年一百六歳 即位前紀に、「垂仁天皇の三十七年、立ちて皇太子と爲り給ふ。時年二十一とあるに依れば、崩御の御年は一百四十三歳に渡らせらる。なほ古事記には壹百參拾四歳とあるが、是も實を得てゐない。さて永享本は以上を以て『卷第七』としてゐる。

稚足彦天皇 成務天皇

稚足彦天皇。大足彦忍代別天皇第四子也。母皇后曰八坂入姫命。八坂入彦皇子之女也。大足彦天皇四十六年。立爲皇太子。年二十四。六十年冬十一月。大足彦天皇崩。

稚足彦天皇は、大足彦忍代別天皇(行)の第四に當り給ふ子なり。母皇后を八坂入姫命と曰す。八坂入彦皇子の女なり。大足彦天皇の四十六年に、立ちて皇太子と爲りたまふ。年二十四。六十年の冬十一月、大足彦天皇崩りまします。

【第二八講】稚足彦天皇 御名義は、永久に稚々しく、萬づに足はしき意也と云ふ。成務 周易の繫辭に、「夫易開レ物成レ務。冒天下之道也。」とある。八坂入姫命。八坂入彦皇子 共に四年紀に出づ。大足彦天皇四十六年。立爲皇太子。年二十四 景行紀には、五十一年八月とあつて、五年の相違がある。尙ほ皇太子と爲らせ給ひし御年に就いて、度會延佳氏は、『成務紀四十八年の條に、在位六十年百七歳、とあるに據れば、天皇の御生誕は景行十四年にあり。同五十一

年は則ち三十八歳に坐す。」と言はれた。計算は正に其通りである。但し此紀の撰者等に於ても、其位の事は素より心得て居られたのであるが、此も彼も、凡て古傳の儘に録す事を旨として、縦恣に改修せられざりし事は、寔に尊い極みである。總じて本紀を繕く者は、恒に此儀を念頭に措くべきである。

元年春正月甲申朔戊子。皇太子即位。是年也太歲辛未。

二年冬十一月癸酉朔壬午。葬大足彥天皇於倭國之山邊道上陵。尊皇后曰皇太后。

三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰同日生之。故有異龍焉。

四年春二月丙寅朔。詔之曰。我先皇大足彥天皇。聰明神武。膺錄受圖。治天順人。撥賊反正。德伴

覆燾。道協造化。是以普天率土。莫不王臣。稟氣懷靈。何非得處。今朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元

蠢爾。不悛野心。是國郡無君長。縣邑無首渠者焉。自今以後。國郡立長。縣邑置首。即取當國

之幹了者。任其國郡之首長。是爲中區之蕃屏也。

元年(七九二)の春正月、甲申の朔の戊子の日(五)、皇太子、即位。是年、太歲辛未。

二年(七九三)の冬十一月、癸酉の朔の壬午の日(十)、大足彥天皇を、倭國の山邊の道上の陵に

葬しまつる。皇后を尊びて皇太后と曰す。

三年(七九四)の春正月、癸酉の朔の己卯の日(七)、武内宿禰を以て大臣と爲たまふ。初め天皇、武

内宿禰と同じ日に生れます。故、異に寵み給ふこと有します焉。

四年(七九四)の春二月、丙寅の朔の日、詔して曰はく「我が先の皇、大足彥天皇、聰明、神武ま

して、録に膺り、圖を受け給へり。天に治ひ、人に順ひて、賊を撥ひ、正きに反り給ふ。徳、覆ひ燾すに

伴しく、道、造化に協へり。是を以て普天率土、不王臣と云ふこと莫し。稟氣懷靈、何非得處。今、朕

れ嗣ぎて寶、祚を踐りて、夙に夜に兢、惕る(わな、き)。然るに黎、元、蠢、爾にして野、心を悛めず。

是れ國郡に君、長なく、縣邑に首渠者無ければなり焉。自今以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置かむ。

即ち當國の幹了者を取りて、其の國郡の首長に任せ、是を中區の蕃屏と爲さむ」。

【第二一九講】即位 古事記に「雅足彥天皇は近江の志賀高穴穗宮に坐して天下を治しめしき」とある。是は御父景行天

皇が先年近江國に行幸し、此の高穴穗宮に於て崩御し給ひしより、成務天皇も引續いて此宮に坐々したのである。山邊道

上陵 諸陵式に「山邊道上陵(纏向日代宮に天下治看し、景行天皇)大和國城上郡(今磯城郡)に在り。兆域東西二町、南北二

町、陵戸一畑」とあり、聖跡圖志、陵墓一隅抄等に「今、濃谷村に在り」とある。尙ほ此地の事は、第一七二講の終に記

してある。尊皇后曰皇太后。是は八頁の本文(正)の中に註し置ける如く、先帝の皇后を尊んで皇太后と申上げた趣で

ある。さて本紀には成務天皇の皇后の事は記されて無い。大臣(オホキマチキミ)大なる前之公(大重臣)の意で、後の

「大臣」とは別である。故に舊訓に之を於保於美と讀まないのである。即ち景行紀五十一年秋八月の條に「武内宿禰に命

ちて棟梁之臣と爲給ふ」とあると全く同じ意味で(第二一五講参照)此時、成務天皇も亦た武内宿禰を以て第一の重臣と

爲給へるのである。(職官の大臣は、雄略天皇即位の始めに、平群臣眞鳥を以て大臣と爲給ひしを濫觴とす。詳細は通釋を

見るべし)。同日生之 集解に「單に生日を同じうする耳。同年同月日に生れ坐せるには非ず。」と言はれた。膺レ錄受レ圖

文選東京賦に『高祖膺籙受圖。順天行誅。膺籙・謂當五勝之籙。受圖・卯金刀之語。籙・圖籍也。圖・河圖也。』とある。治天順人。治天は『天に治ひ』と讀むべきである。周禮に『治其大體』註に、治は簡習也とある。覆籙。蜀志に『覆籙無疆』とあり。籙、又は燭に作る。普く覆ひ照す意に用ゐる字である。故に流布本に燭燭と訓めるのは非である。稟氣懷靈。文選の謝靈運傳に出でし語で、註に『稟氣懷靈・謂人也』とある。靈爾。此を『ムクメク蟲ノ如ク』と訓んである。靈は、和名抄にも『訓、無久女久』とあり。動めくと云ふに同じ。幹了者。舊説に、長々しき人の義で、事理に長じたる者を云ふ。中區。中州に同じ。後の畿内を云ふ。蕃屏(まがき)左氏傳・僖公に、『封建親戚。以藩屏周。』とある。四方の藩籬と爲つて本家を屏蔽する意より、皇室の守護たるべき者(諸侯)を稱ふ。

五年秋九月令諸國。以國郡立造長。縣邑置稻置。並賜三楯矛以爲表。則隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日橫。山陽曰影面。山陰曰背面。是以百姓安居。天下無事焉。四十八年春三月庚辰朔。立甥足仲彥尊爲皇太子。六十年夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年一百七歲。

五年(乙亥)の秋九月、諸國に令して、以て國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、並びに楯・矛を賜ひて以て表とす。則ち山・河を隔ひて國・縣を分ち、阡・陌に隨ひて以て邑里を定む。因りて東・西を以て日縱と爲、南・北を日横と爲、山の陽を影面と曰ひ、山の陰を背面と曰ふ。是を以て百姓、居に安みして天下無事なり焉。

四十八年(戊午)の春三月、庚辰の朔の日、甥・足仲彥尊(仲)を立て、皇太子と爲たまふ。

六十年(庚午)の夏六月、己巳の朔の己卯の日(十二)、天皇崩りましぬ。時に年一百あまり七歲。

【第三〇講】國郡立造長。縣稻置。四年の春二月に、『自今以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、中區の藩屏と爲さむ』と仰せ給ひし勅旨を、今年、愈實行せられたのである。さて此處に造長とあるのは、國郡の長・即ち國造(上卷第六十講、同第百四十講等に註せり)を云ふ。抑も國造は、神武紀二年に、椎根津彥を倭國造と爲し、劍根を葛城國造と爲給へるのが濫觴で、尋で開化・崇神・景行の御世御世に順次に増加せられて、其數凡そ廿七八に及んだが、此の成務の御世には、新に六十三の國造を立てられた(詳しくは國造本紀)。即ち此處に、『國郡に造長を立つ』とあるのは、國造を諸國に増置せられた事を謂ふので、此の御世に始めて之を定められた事と誤解してはならぬ。稻置。稻置も亦た此の成務の御世に始まる職名ではない。其れは古事記・景行卷に、『稚足彥尊、日本武尊、五百城入彥命の三皇子の餘の七十七人の皇子は、悉に國々の國造。また別、稻置、縣主に別ち賜ひき』とあり、また本書にも、景行紀廿七年冬十月の條に、『尾張田子之稻置。乳近稻置。等の名が見える事に因つても明瞭である。さて稻置も矢張り國造・縣主などの類で、上代の地方の職名である。名義は舊説に、『稻置の義なるを、字に當て、稻置と書けるなり』と云ふ。即ち農村の長として、特に田租を貢ぎ進る事を掌つたのである。(公望私記に、『稻置は、今の税長なり』とあり。税長の職務は、職員令に、『主稅寮云々。倉廩出納・諸國田租・春米碾磑の事を掌る。』とある。但し是は後代の事である。尙ほ栗田翁の説に、『北史に、我國の官制を述べて、『軍尼(軍尼は即ち百廿人あり。猶ほ中國の牧宰(地方長官)の猶し。八十戸に一の伊尼冀(伊尼冀は即ち稻置なり)を置く、今の里長の如し。十の伊尼冀、一の軍尼に屬す。』と記せり。斯く歴然に制められたるには非ざれど、以て大概を推知すべし。』と言はれた。尙ほ天武紀十三

年の冬十月に、八色の姓を定められし時、其の第八に稻置とあるのは、職に依つて姓に名づけられたのである。並賜楯矛、其の官に任じ給ふ證符として賜へるのである。隔山河而分國縣、古事記に、「國々の境を定め賜ふ」とあり、又其の序にも、「定境開邦、制于近淡海」とある。但し以前には國郡等の境堺が無かつたのを、此時始めて定められたのでは無く、能く之を整頓せられたのである。此後にも、姓氏錄に「坂合部は大彥命の後也。允恭天皇の御世に、國境の標を造立す。因りて姓を坂合部連と賜ふ。」とあり、また孝德紀・大化二年八月の詔に、「宜しく國々の境堺を觀て、或は書に記し、或は圖を書き、持ち來てて示せ奉る宜し云々。」また天武紀十三年冬十月の條に、「伊勢王等を遣して、諸國の界を定めしむ。」とある。隨阡陌以定邑里、山、又は河を以て、國や縣の境堺を定め、また縱(西)に通してゐる道と、横(北南)に貫いてゐる道とに因つて、邑々・里々の境堺を瞭然と定められた。定邑里とは、分國縣の對句で、邑里の境堺を定めたのである。是に依つて隣接せる村邑間に、田地争ひ等も起らぬ様に成り、百姓が其居に安んずるに至つた、との意である。さて、阡(たがひ)の多々佐は、縱方の義(縱を多々と云ふは、楯を多々と云ふと同じ。私記には、「阡、多知志乃美知。」とあり、何れも通音である。方は、行方・歸方などの方で、通音で方とも云ふ。)なほ「阡(たがひ)は、倭名鈔に「南北を阡と曰ひ、東西を陌と曰ふ。」とあるが、是は誤説である。按ずるに史記・秦本紀に、「爲田開阡陌。」とあり、其註に、「風俗通曰。南北曰阡。東西曰陌。河東以東西爲阡。南北爲陌。朱子曰。二説不同。後説爲正。」とある如く、東西を阡と爲し、南北を陌と爲るのが正説で、和名抄は即ち其の誤説の方を載せたのである。其れは此紀の次文に據つて知るべきである。因以東西爲日縱、南北爲日横、是は前文に、「阡の通路と、陌の通路とに因つて土地を區劃して、村邑の堺を定めた。」と記されたが、其の阡と云ひ陌と云ふのは、如何なる方位に當るの歟……と云ふ事に就い

て、是處に其れを釋明されたので、最初に「因」とあるのは、「因みに記す」と云ふ程の措辭である。即ち、「朝日の出づる方(是れ日向方なり)に向つて立つと、日は己が前方より昇つて、背後……即ち去方(西)に没する。故に東西を以て「日縦」と爲し、南北を「日の横」とする。是を以て阡とは東西に互る道を云ひ、陌とは南北に互る道を謂ふ。」と此紀の撰者が説明を施した文である。山陽曰影面、山陰曰背面、此の文は、前條に「日縦と日横」との事を記載したので、其の序で、右に關聯せる「影面と背面」の事も書添へられたのである。さて影面は影之面の約言である。山の陽は日影に面するを以て云ふ。背面は、是に對して背之面の義である。附言 以上に詳述せる如き次第であるから、此の五年紀の文を解釋するには、「因りて東西を以て日縦とし……山陰を背面と曰ふ。」とある文は、姑且く之を差置いて、「山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨ひて邑里を定む。是を以て百姓居に安みし、天下無事焉。」と續けて心得べきである。然るに先哲は此義を究めざりし爲め、諸抄に説く所、悉く正鶴を失してゐる。四十八年 通釋に、「是より先、此の御世の四十年に倭女王・卑彌呼と云ふ者、使を遣はして新羅に赴かしめし事、三國史記・新羅阿達羅王が二十年の條に見えたり。正史とは年代の相違はあれども、姑く此に書して致に備ふ」とある。天皇崩、時年一百七歲 古事記には、「天皇御年九拾五歲(乙卯年三月十五日崩也)」とあるが、紀記共に年紀が合はない。此事は第二一八講の説に據て辨ふべきである。

日本書紀 卷第七終

日本書紀 卷第八

足仲彥天皇 仲哀天皇

足仲彥天皇。日本武尊第二子也。母皇后曰二兩道入姬命。活目入彥五十狹茅天皇之女也。天皇容姿端正。身長十尺。稚足彥天皇四十八年。立爲皇太子(時年三十一)。稚足彥天皇無男。故立爲嗣。六十年天皇崩。明年秋九月壬辰朔丁酉。葬于倭國狹城盾列陵。盾列。此云二

四 足仲彥天皇は、日本武尊の第二に當り給ふ子なり。母の皇后を兩道入姬命と曰す。活目入彥五十狹茅天皇(成務)の皇女なり。天皇、容姿端正し。身長十尺。稚足彥天皇(成務)の四十八年に立ちて皇太子と爲り給ふ。(時に年三十あまり一歳)稚足彥天皇、男ましまさず。故、立て、嗣と爲たまふ。六十年、天皇崩ります。明年の秋九月、壬辰の朔の丁酉の日、倭國の狹城盾列の陵に葬しまつる。(盾列、此をば多多那美と云ふ)。

【第二二一講】 足仲彥天皇 御名義は第二一四講に出づ。仲哀 集解に「證法曰。恭仁短折曰哀。註。體恭質仁。功未施。按蓋簪錄曰。古帝證號。無不有。蓋義本據一者。仲是伯仲之仲。不應配證云々」とある。兩道入姬命 第二一四

講に出づ。身長十尺 景行紀元年には「日本武尊云々。身長一丈」とある。時年三十一(註) 成務天皇の四十八年(紀元八三八年) 御年三十一とすれば、其の御生誕は、實に御父日本武尊(紀元七七三年崩) 神去り給ひてより卅五年の後に相成る事であるから、年紀が合ひ難い。此註は恐らく後人の摺入であらう。狹城盾列陵 諸陵式に「狹城盾列池後陵。志賀高穴穗宮御宇成務天皇。在大和國添下郡(今生駒郡)。兆城東西一丁。南北三丁。守戸五烟。」とあり。名義は山陵志に「狹城崎也。今・超昇寺村西北爲山陵村。實是山阜岬岬。而有四池。池皆南北縱列云々。所謂盾縱字借也。」とあるが、右の内、「南北縱列云々」と言へる説は不可である。縱は東西の謂にして南北に非ざる事、成務紀五年(前講)の文に明瞭である。按ずるに盾列は借字では無く、其の山阜岬岬の状態が、楯を列べたる如くなるに依る稱であらう。盾列・此云多多那美。楯を多々と云ふのは古言。第百卅三講にも出づ。

元年春正月庚寅朔庚子。皇太子即天皇位。秋九月丙戌朔。尊母皇后曰皇太后。冬十一月乙酉朔。詔群臣曰。朕未逮于弱冠。而父王既崩之。乃神靈化白鳥而上天。仰望之情。一日勿息。是以冀獲白鳥。養之於陵域之池。因以觀其鳥。欲慰願情。則令諸國傳貢白鳥。閏十一月乙卯朔戊午。越國貢白鳥四隻。於是送鳥使人宿菟道河邊。時蘆髮蒲見別王視其白鳥。而問之曰。何處將去白鳥也。越人答曰。天皇戀父王而將養狎。故貢之。則蒲見別王謂越人曰。雖白鳥而燒之則爲黑鳥。仍強之奪白鳥而將去。爰越人參赴之請焉。天皇於是惡蒲見別王無禮於先王。乃遣兵卒而誅矣。蒲見別王則天皇之異母弟也。時人曰。父是天也。兄亦君也。其慢天違君。何得免誅耶。是年也太歲壬申。

正 元年(壬申)の春正月、庚寅の朔の庚子の日(十一)、皇太子・即天皇位。秋九月、丙戌の朔の日、母の皇后を尊びて皇太后と曰す。冬十一月、乙酉の朔の日、群臣に詔して曰はく、「朕未だ弱冠に逮らずして、父王すでに崩ましぬ。乃ち神靈、白鳥と化りて天に上り給ふ。仰望まつる情、一日も息むこと勿し。是を以て冀くは白鳥を獲て、陵の域の池に養はむ。因りて以て其鳥を親つゝ、願ひまつる情を慰めむと欲ふ」と。則ち諸國に令ちて白鳥を貢ら俾む。

閏の十一月、乙卯の朔の戊午の日(四)、越國より白鳥四隻を貢る。是に鳥を送る使人、菟道河の邊に宿る。時に蘆髮蒲見別王、其の白鳥を視て問ひて曰く、「何處に將去く白鳥ぞ」。越の人答へて曰さく、「天皇、父の王を戀ひ奉り給ひて、養ひ狎けむと將たまふ。故、之を貢る」。則ち蒲見別王、越の人に謂りて曰く、「白鳥と雖も、燒かば則ち黒鳥に爲らむ」と。仍て強に白鳥を奪ひて將て去ぬ。爰に越の人、參赴て請す焉。天皇、是に蒲見別王の、先王に禮無きことを惡み給ひて、乃ち兵卒を遣して誅さしめ給ふ矣。蒲見別王は則ち天皇の異母の弟なり。時の人の曰へらく、「父は是れ天にまし、兄は亦た君にます。其れ天を慢て君に違ひなば、何にぞ誅を免るゝことを得ましや」。是年・太歳・壬申。

【第三三講】 白鳥 記傳に、「池に養ひ給ふとあれば水鳥なるべし。萬葉九に、「白鳥の鷲坂山の松陰に」と詠めるが有り。此は唯だ、鶯は白鳥なるが故に斯く續けたりとも云ふべけれど、按ふに鶯の一名を白鳥とも云ひしにや。詩疏には、「鶯謂之白鳥」とあり云々」とある。閏・十一月 閏の事の見えたのは是が濫觴である。さて此紀では宇留布と訓まず、

凡て「閏(後の義)」と訓んでゐる。白鳥四隻 説文に、「隻鳥一枚也」とある。菟道河 山城國宇治郡の宇治河である。蘆髮蒲見別王 記の日本武尊の御子の條に、「又、山代の玖々麻毛理媛を娶して生みませる御子・足鏡別王(柱)云々。足鏡別王は、鎌倉之別、小津石代之別、淡田之別の祖也」とある。此の足鏡別王が即ち蘆髮蒲見別王である。

二年春正月甲寅朔甲子。立氣長足姬尊爲皇后。先是娶叔父彦人大兄之女大中媛爲妃。生齋坂皇子。忍熊皇子。次娶來熊田造祖大酒主之女弟媛。生三譽屋別皇子。二月癸未朔戊子。幸角鹿。即興行宮。而居之。是謂筒飯宮。即月定淡路屯倉。三月癸丑朔丁卯。天皇巡狩南國。於是留皇后及百寮。而從駕。二三卿大夫。及官人數百而輕行之。至紀伊國。而居于德勒津宮。當是時。熊襲叛之不朝貢。天皇於是將討熊襲國。則自德勒津發之。浮海而幸穴門。即日遣使角鹿。勅皇后曰。便從其津發之。逢於穴門。夏六月辛巳朔庚寅。天皇泊于豐浦津。且皇后從角鹿。發而行之。到淳田門。食於船上。時海鯽魚多聚船傍。皇后以酒灑海鯽魚。海鯽魚即醉而浮之。時海人多獲其魚。而歡曰。聖王所賚之魚焉。故其處之魚。至于六月。常傾浮如醉。其是之緣也。秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊豐浦津。是日皇后得如意珠於海中。九月興宮室于穴門。而居之。是謂穴門豐浦宮。

正 二年(八五三)の春正月、甲寅の朔の甲子の日(十一)、氣長足姫尊(皇后)を立て、皇后と爲たまふ。是より先に、叔父・彦人大兄の女、大中媛を娶して妃と爲たまひて、齋坂皇子、忍熊皇子を生ましむ。次に來熊田造が祖・大酒主の女、弟媛を娶して、三譽屋別皇子を生ましむ。

二月、癸未の朔の戊子の日(六)角鹿に幸ます。即ち行宮を興て、居します。是を筭飯宮と謂す。即月に淡路の屯倉を定む。

三月、癸丑の朔の丁卯の日(十五)天皇、南國を巡狩そなはす。於是、皇后及び百寮を留め給ひて、駕に從るは二三の卿大夫、及び官人ども數百して、輕行ます。紀伊國に至りて德勒津宮に居します。是時に當りて熊襲叛きて朝貢たてまつらす。天皇、於是、將に熊襲が國を討たむと將す。則ち德勒津より發して、海に浮びて穴門に幸ます。即日、使を角鹿に遣して、皇后に勅して曰はく「便ち其津より發して、穴門に逢ひ給へ」。

夏六月、辛巳の朔の庚寅の日(十)天皇、豊浦津に泊ります。且た皇后、角鹿より發して行きます。淳田門に到りて、船の上に食す。時に海鯽魚、多に船の傍に聚まる。皇后、酒を以て海鯽魚に灑ぎ給ふ。海鯽魚、即ち酔ひて浮きぬ。時に海人、多に其の魚を獲て歡びて曰さく「聖王の所賣る魚なり焉」。故れ其の處の魚、六月に至りて常に傾浮こと酔へるが如し、其れ是の緣なり。

秋七月、辛亥の朔の乙卯の日(五)皇后、豊浦津に泊ります。是日、皇后、如意珠を海中に得たまへり。九月、宮室を穴門に興て、居します。是を穴門豊浦宮と謂す。

【第三三三講】氣長足姫尊 神功皇后に坐す。此時御年二十四。叔父 釋名に「仲父之弟曰叔父」とあるに依れる訓である。彦人大兄 記の景行卷に「また伊那毘能大郎女の弟・伊那毘能若郎女を娶して生みませる御子、眞若王、次に彦

人之大兄王」とある。即ち日本武尊の異母弟である。さて通釋に「大兄は、此紀には於比禰と訓む例なれど、此の御名の大兄は、記に大枝とも大江とも書きたれば、於保延と訓むべし。」と言はれた。大兄の訓 大兄は、私記に「昔稱三皇子、爲大兄。又稱近臣爲少兄。宿禰之義。取於少兄也。」とある。即ち此の大兄に據る名は、凡て於比禰(オホイネ)の反、オヒネ也)と訓むべきである。然し右の大兄の義に出でし稱號では無く、大江、又は大枝等の地名に據る名は、大兄と書いて有つても、其の地名の儘に「於保延」と訓むべきで、決して「於比禰」と訓むべきでは無いのである。 鹽坂皇子。

忍熊皇子 此の二皇子は、後に謀反して滅びし事、神功紀に見ゆ。鹽屋別皇子 記には神功皇后の生み給へる皇子となつてゐる。角鹿 越前國の敦賀の古稱である。さて天皇が敦賀に行幸し給ひし理由は、次の氣比神宮の社傳に據つて知るべきである。 筭飯宮 越前國敦賀(官幣)氣比神宮(祭神は本殿・御食津大神。仲哀天皇。神功皇后。別殿・應神天皇。日本武尊。武内宿禰。王妃命。神功皇后の御妹也。并せて七座。)の所在地で、其の攝社の天神之社が行宮の蹟であると云ふ。さて氣比神社傳記に「足仲彦天皇(哀)二年春二月六日、此州に行幸し給ひ、行宮を建て、坐す。此れを筭飯宮(古老相傳ふ社の地)と謂ふ。天皇、幣帛を筭飯大神(御食津)に奉りて拜祭り給ふ。乃ち皇后氣長足姫尊(神功)に勅りて曰はく、朕、此國を望見るに、海陸相通ず。當に異賊を防ぐの地たる當し。朕、八州を巡見し、後に家居を此に作りて、永く居らまく欲す。且つ新羅・久しく歸化かず。往昔、御間城入彦五十瓊殖天皇(崇)の御宇に、意富加羅國の王子都奴我と云ふ者(今、改す角鹿神)此處に來着きて朝貢を獻りて奉仕れり。活目入彦五十狹茅天皇(仁)の御代に至りて、深く怒を垂れ給ひ、都怒我を彼の本土の任那國に送り歸らしめ給ひし時、新羅人、之を道に遮りて寇へり。豈に我國に禮を失ふに非ずや。恒に之を征たむと欲す。朕、先づ南國を巡狩すべし。汝皇后は此地に留りて筭飯神を祀り、三韓を退治せむ事を祈り、宜しく北國

の海路の消息を聞す宜し矣」と。三月十五日此津を發して紀伊國に到り、德勒津宮に居す(譯文)とある。此の社傳の事は、下の第二二六講の「天皇不レ信。以強擊熊襲」の條を参照すべきである。德勒津宮。紀伊國葦風土記の名草郡の條に、「德勒津は、新宮上郷・新在家村、雜賀莊の中、野島村の東十三町にあり云々。此地、紀川の下流に在りて海口に近く、津渡の地なり故に津の名あり云々。德勒津宮、社地の周り廿四間、仲哀天皇、神功皇后、應神天皇を奉祀す。村の北方二町許にあり。土人、八幡宮と稱す。是れ古への德勒津宮の舊趾なり。」とある。穴門。弘仁私記に「穴門、今日長門國」とある。從其津發之云々。其津とは教賀津を云ふ。其の路次は、教賀津より御船發して、日本海を廻り、長門國豐浦津に着かせ給へるのである。豐浦津。長門國豐浦郡の湊である。澤田門。若狹國三方郡なる常神崎と、丹生浦の琴引崎との海口七里許の間を、今も能多乃登と云ふ。是れ澤田門なりと云ふ。聖王所養之魚。聖王とは皇后(功)を申す(養の字を本に賞に誤れり。校本に據て訂正す)。傾浮。神武紀(第一二九講)に「魚皆浮び出でて、水の隨に唵鳴ふ」とある。其處に註せり。泊豐浦津。通證に「或曰。豐浦島。又名滿干島。傳言藏于滿干珠之舊地也」とある。如意珠。卜部秘訓に「美智比能多麻」とあり、江家古本にも「滿干」と傍書されたるに據れば、蓋し古傳の正訓である。即ち潮の滿干が意の如くに爲る珠と云ふ意を以て、如意珠と書かれたのである。(黒羽本に、如意珠と讀めるのは、字に因れる訓で宜しく無い)然るを記傳に「書紀に如意珠と書かれたる事心得ず。いかにも訓むべき方なし。當昔文字なき世に、如意など云ふ名あるべくも有らず。」と言はれたのは疎漏である。(附記。宇佐八幡緣記に、皇后、此珠を以て潮の滿干を祈り、三韓の降服す。など云ふ事が見える) 豐浦宮。此の宮地は、帝王編年記に「長門豐浦郡北樹林是也。」とあり。類聚解に「長門國豐浦郡・忌宮神社。是れ宮地也。」とある。八年春正月己卯朔壬午。幸筑紫。時岡縣主祖熊鰐聞天皇車駕。豫拔取五百枝賢木。以立九尋船之軸。

面上枝掛白銅鏡。中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。參迎于周芳沙塵之浦。而獻魚鹽地。因以奏言。自穴門至向津野大濟爲東門。以名籠屋大濟爲西門。限沒利島阿閉島爲御宮。割柴島爲御廩。此云三淵。以逆見海爲鹽地。既而導海路。自山鹿岬廻之。入崗浦。到水門。御船不得進。則問熊鰐曰。朕聞汝熊鰐者。有明心以參來。何船不進。熊鰐奏之曰。御船所以不得進者。是非臣罪。是浦口有男女二神。男神曰大倉主。女神曰菟夫羅媛。必是神之心歟。天皇則禱祈之。以挾杪者倭國菟田人伊賀彦。爲祝令祭。則船得進。皇后別船自洞海入之。潮涸不得進。時熊鰐更還之。自洞奉迎皇后。則見御船不進。惶懼之。忽作魚沼島池。悉聚魚鳥。皇后看是魚鳥之遊。而忿心稍解。及潮滿。即泊于崗津。

八年(八五九)の春正月、己卯の朔の壬午の日(四)、筑紫に幸ます。時に岡縣主の祖・熊鰐、天皇車駕すと聞はりて、豫て五百枝の賢木を拔取り、以て九尋船の軸に立て、上枝には白銅鏡を掛け、中つ枝には十握劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛けて、周芳の沙塵之浦に參迎へて、魚鹽の地を獻る。因て以て奏して言さく「穴門より向津野の大濟に至る迄を、東門と爲し、名籠屋の大濟を以て西門と爲し、沒利島・阿閉島を限りて御宮と爲し、柴嶋を割きて御廩と爲し(御廩、此をば彌那陪と云ふ)、逆見海を以て鹽地と爲しまつらむ」と。既にして海路を導きつかへまつる。山鹿岬より廻りて崗浦に入ります。水門に到りて御船進くことを得ず。則ち熊鰐に問ひて曰はく「朕れ聞けり。汝・熊鰐は明き心有りて

以て參來り。何しかも船の進かざる。熊罥、奏して曰さく「御船の進むことを得ざる所以は、是れ臣が罪に非ず。是の浦の口に男、女二の神有す。男神をば大倉主と曰し、女神をば菟夫羅媛と曰す。必ず神の心ならむ」と。天皇、則ち祈禱み給ひ、挾杪者・倭國の菟田の人・伊賀彦を以て、祝と爲て祭ら令め給ふ。則ち船進くことを得つ。皇后、別船にめして、洞海(洞、此をば久岐と云ふ)より入り給ふ。潮涸て進み給ふことを得ず。時に熊罥、更に還りて、洞より皇后を迎へ奉る。則ち御船の進まざるを見て、惶懼まりて、忽ちに魚沼・鳥池を作りて、悉に魚・鳥を聚む。皇后、是の魚鳥の遊ぶを看そなはして、忿・心・稍に解けましつ。潮の満つるに及びて、即ち崗津に泊り給ふ。

【第三四講】岡縣主 和名抄に「筑前國遠賀郡」とある地の縣主である。五百枝賢木云々 景行紀にも是に似た事蹟が見える。第一九七講を参照すべきである。周芳・沙塵之浦 周芳(古訓・須波。後には音便に須波宇と云ふ。)である。沙塵は、倭名鈔に「周防國佐波郡・佐波。」とある。此地の事は景行紀十二年にも見えてゐる。魚鹽地 天皇の御饌に供すべき魚を漁り、且た其の鹽を製る地を云ふ。自穴門云々 斯く東門西門を定め奉れるのは、大八洲記に「此奉稱穴門、豐浦宮。而定皇城者也」とある。向津野大濟 近藤氏云、「向津野は、和名抄に、「豐前國宇佐郡・向野郷」とある是也。本國(門)豐浦郡・豐浦津の對岸に方れり云々」とある。名籠屋大濟 筑前名寄に、「遠賀郡・大濟は、若松と鳥旗との間の渡なり。名籠屋は、鳥旗村の出崎なり(今、名古屋崎と云ふ。)」とある。没利島 私記に毛止利志末とある(熱田本、卜部通證に「今、毛豆連島と云ふ。名籠屋町を距ること二里許り、長門國に屬す。」とあり。今謂ふ六連島である。阿闍島 前條の六連島の西北に在り。今謂ふ藍島である。御宮 釋紀に「宮は米を盛る器也。玉篇云、方曰篋、圓曰宮。」とあり。

説文に、「篋飯宮也。篋飯器宮也。」とある。柴島 筑前風土記に、「遠賀縣の海中に兩の小島あり。其一を河斛島と曰ひ、其一を資波島と曰ふ」とある。御願 甌は舊説に看覚の義と云ふ。(凡て食ふべき物を看と云ふ。菜・魚、皆同意なり。言義は天甜酒の條(第九)に註せり。即ち食料を容る、食で、上古には其食を以て便宜に煮物に用ゐたのである。さて此處まで)の文意は、岡縣主の祖の熊罥が、周防國佐波浦に天皇を奉迎して、今まで自己が領有してゐた所の漁村・漁舸、及び鹽田等み獻上し、さて長門より豊前に互る海上を以て、豐浦宮の東門・西門に擬へ、また廣大なる區域を御饌の飯宮や御願に見立て、普く天下を智看すべき祝言を申上げたのである。山鹿岬 和名抄に「筑前國遠賀郡・山鹿郷」とあり、遠賀川の北流して海に入る所を岡水門と云ひ、其の水門の岬を山鹿岬と曰ふ。崗津 前條の岡水門である。前條の岡水門である。神武天皇の御船泊りし地で、萬葉に「天霧ひ西南風吹くらし水窟の岡水門に波立ち渡る」とある。大倉主、菟夫羅媛和漢三才圖會に「大倉主神祠。在筑前國遠賀郡葦屋村。所祭二坐。」とある。洞海 類聚解に「洞海は、大濟より葦屋浦。水窟岡に至る間五里許り、潮乾る時は舟不通。」とある。崗津 上記の崗浦である。

又筑紫伊觀縣主祖五十迹手。開天皇之行幸。拔取五百枝賢木。立于船之軸。上枝掛八尺瓊。中枝掛白銅鏡。下枝掛十握劍。參迎于穴門引島而獻之。因以奏言。臣敢所以獻是物者。天皇如八尺瓊之勾。以曲妙御宇。且如白銅鏡。以分明看行山川海原。乃提是十握劍。平天下矣。天皇即美五十迹手。曰伊蘇志。故時人號五十迹手之本土。曰伊蘇國。今謂伊觀者訛也。己亥到離縣。因以居櫃日宮。又筑紫の伊觀縣主の祖・五十迹手、天皇行幸すと聞はりて、五百枝の賢木を拔取りて、船の軸

艦に立て、上つ枝には八尺瓊を掛け、中つ枝には白銅鏡を掛け、下つ枝には十握劔を掛けて、穴門の引嶋に参迎へて之を獻る。因て言さく「臣、敢て是物を獻る所以は、天皇、八尺瓊の勾れるが如くに、以て曲に妙に御宇しめせ。且た白銅鏡の如くに、以て分明に山・川・海原を看行はせ。乃ち此の十握劔を提げて、天下を平け給へ矣」と。天皇、即ち五十述手を美め給ひて「功し」と曰ふ。故れ時の人、五十述手が本土を號けて、伊蘇國と曰ふ。今、伊蘇と謂ふは訛れる也。己亥の日(二十)、儼縣に到りまして、因りて以て檀日宮に居します。

【第二三五講】伊觀縣主祖・五十述手 伊觀は和名抄に、「筑前國怡土郡」續日本紀十九に、「天平勝寶六歲。始築怡土城。」などある。今の糸島郡の古稱である。五十述手は、釋紀所引の筑前風土記に、「天日樟の苗裔也」とある。穴門引嶋 通證に、「引島在赤間關地方。按東鑑云彦島」とある。御宇 此訓、私記及び熱田本には、「天下知看せ」とある。曰伊蘇志(勤(格)の義。功しと云ふに同じ。今謂伊觀者訛也 記傳に、「此處に、伊觀と謂ふは訛れる也」とあれど、今思ふに、彼の五十述手と云ふ名も、此の地名に因れる如く聞え、また魏志の皇國の傳に、伊都國と云へるも、正しく此地の事と聞ゆるを、彼は此の太后の御代の頃の狀を傳聞きて記せる趣なるに、既に伊都とあれば、訛には非るべし。」と言はれたのは卓見である。是も例の地名に取付けた古老の漫談と見るべきである。儼縣 倭名抄に、「筑前國・那珂郡」とある地の古稱、今の筑紫郡である。檀日宮 倭名抄に、筑前國糟屋郡・香椎(武郷云、糟屋郡と那珂郡とは、隣郡なれば、古へは儼縣に屬しならむ)とある地で、今、官幣大社香椎宮(祭神は仲哀天皇)及び神功皇后が此村に在る。さて通釋に、「此の三月、皇后再び

敦賀の氣比宮に到りまして、同六月また檀日宮に歸り給ひし事、此記には見えざれど、氣比宮社傳記に其傳あり。是は決めて斯く有りけむと思はる、旨あり云々。」と曰ひ、氣比神宮社傳を載せて詳細に釋いてある。

秋九月乙亥朔己卯。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰。天皇何憂熊襲之不服。是脊安之空國也。豈足舉兵伐之乎。愈茲國而有寶國。譬如美女之賸。有向津國。用弭根。眼炎耀之金銀彩色。多在共國。是謂考余新羅國焉。若能祭吾者。則會不血刃。其國必自服矣。復熊襲爲服。其祭之。以天皇之御船。及穴門直踐立所獻之水田名大田。是等物爲幣也。天皇聞神言。有疑之情。便登高岳遙望之。大海曠遠而不見國。於是天皇對神曰。朕周望之。有海無國。豈於大虛有國乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等。盡祭神祇。豈有遺神耶。時神亦託皇后曰。如天津水影。押伏而我所見國。何謂無國。以誹謗我言。其汝王之。如此言而遂不信者。汝不得其國。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信。以強擊熊襲。不得勝而還之。

秋九月、乙亥の朔の己卯の日(五)、群臣に勅して以て熊襲を討たむことを議らしめ給ふ。時に神有して皇后に託りて誨へまつりて曰はく「天皇、何しかも熊襲の服はざる事を憂へ給ふ。是れ脊安之空國ぞ。豈に兵を擧げて伐つに足らむ乎。茲國に愈りて、寶國あり。譬へば美女の賸の如くして向津國なり(賸、此をば麻用弭根と云ふ)、眼の炎耀く金・銀・彩色、多に其の國に在り。是を考余・新羅國と謂ふ焉。若し能く吾を祭り給はば、則ち又血ぬらさずして、其の國必ず自らに服ひ從ひなむ

矣。復た熊襲も爲服。其の祭には、天皇の御船、及び穴門直・踐立の所獻る水田、名は大田と云ふ。是等の物を以て爲幣たまへ」と、天皇、神の言を聞しめして疑の情まします。便ち高き岳に登りて遙かに望り給ふに、大海・曠く遠くして國も見えず。於是・天皇、神に對へまつりて曰はく「朕れ周望すに、海のみ有りて國無し。豈に大虚に國有らめや。誰ぞの神の徒らに朕を誘き給ふ。復た我が皇祖の諸天皇等、盡に神・祇を祭ひまつり給ふ。豈に遺れる神有さむ耶」。時に神、亦た皇后に託りて曰はく「天津水影の如く、押伏せて我が所見る國を、何ぞ國無しと謂ひて我が言を誹謗り給ふ。其れ汝王、如此言ひて遂に信け給はずば、汝王は其國を得給はじ。唯し今・皇后始めて胎みませり。其の子、獲たまふこと有らむ」と。然れども天皇、猶ほ信け給はずて、以て強に熊襲を撃ち給ふ。得・勝ち給はで還りま

【第三六講】 齊穴之空國 神代紀の第七九講及第九二講に釋けり。 睪 眉引の義。美女の眉は、眉墨を以て細く量取りて引成す故に、彼の寶國が、海の遠に仄かに見ゆる狀を譬へたのである。 向津國 海を隔て、我國に向ひ對する國の意で新羅と云ふ。 眼炎燿 燦然として目映ゆきを云ふ。 金銀 神代紀に「韓郷之島。是有金銀云々（上卷第）とある。彩色（一訓、うる） 彩色は、推古紀（十八年）及び持統紀（二年）に志美乃毛乃と訓んである。染物の物の義で、錦織綾羅の類を始め、種々の染麗はしき物を云ふ。 栲衾・新羅國 栲布（木綿）の衾は眞白なるが故に、白の枕詞とす。 萬葉には栲綱之新羅とも言掛けてある。 天皇之御船云々 幸郷云、「大神が、天皇の御船を請求めさせ給ひしは、其船に召して新羅に渡ら

せ給ふべき御心なりしなるべし。但し大神は明白地に其船を浮べて渡航し給ふ御事には有らず。單に召し給ふべき御船あれば足る也。譬へば土偶・木彫などの馬にても、神馬として供へ奉りて有らむには、神は其馬に騎されて、天翔り國翔り給ふ御事なるを思ふべし。次に水田を望ませ給ひしも、軍兵の神等の兵糧に充て給はむとなるべし。」と言へるのは善説である。 穴門直・踐立 此人は神功紀に見えて、長門國豊浦郡・住吉荒魂神社の神主と爲つた。如天津水影云々 此處の文意は「我は彌高き天原より新羅國を眼下に押伏せて明瞭と認めてゐる。それは恰も大空の影が水の上に映る状態の如くに、能く見えるのである。然るに其れを否定し給ふは謂れ無し。」との意である。 天皇猶不信 以強擊熊襲 此處に能く攷究せねばならぬ事がある。其れは神代の昔に素戔嗚尊が韓國に渡り給ひし御事が有り、崇神紀十一年に、異俗が多に歸化せし事が見え、同六十五年には任那國より蘇那曷叱智を遣して貢物を奉りし事が見え、垂仁紀には意富加羅國の都怒我阿羅斯等が來朝し、同三年には新羅の天日槍が歸化し、同九十九年には、其の天日槍の三世孫の田道間守が常世國から歸來せる事などが見える。即ち此の御世（仲哀）の頃に至つては、皇國の海外に異國の有る事は、朝廷に於ても能く知看し給へる筈であるに係らず、天皇が異國ある事を否定し給ひし御事は、甚だ臆に落ちぬ次第で、誰しも疑ふ所であるが、其れに就いて通釋には、次の如く説かれてゐる「武郷、謹みて按ずるに、當時海外に異域あること、天皇は素より之を知看して在坐し、耳ならず、夙に其の異賊（韓）を討ら給はむと思召し、其の御素志を皇后にも語り詔はせ給ひし御事は、彼の氣比宮社傳記の文（第二二三講）に明かに知られ、且つ神功紀なる皇后の詔宣に、先王（仲哀）の所望し給ひし國人、今來朝之。痛しき哉、天皇に速はせ奉らざること矣。」とあるに據りて、疑ひなく立證せられたり。然るに此時、斯く異域の有る事をしも否定し給ひしは、天皇は熊襲の叛を御心の極み痛く憤り坐して、先づ彼を討滅ばさすば止まじ、と深く思

ひ入らせ給ひて、士卒をも集へ給へるに、神の御言は之に反して、熊襲は是れ脊突の空國ぞ、豈に兵を擧げて伐つに足らむや」と詔ひ、且は唐突に天皇之御船を請求め給へるが、いと甚く御心に逆らひませるより、「朕れ周望すに、海のみ有りて國無し。豈に大虚に國有らめや」など、故意に、世に異國あるを知看さざる如く、空嘯かせ給ひ、且た、朕が乗る船を神に奉りては、朕は曷の船にか乗らむ(此詔は神功紀の「一書に見ゆ」)。とも答へ詔へる也。素より此時に現はれ給へる神は、掛卷も可畏き天照大神の御心ならむとは、「點だに知看し給はで、たゞ大凡に、鄙の國神の託言と思召し、なるべし。されば次文の「強撃熊襲」の強字にも意を注げて、深く思慮り奉るべき也。」と言はれたのは卓説である。

九年春二月癸卯朔丁未。天皇忽有痛身而明日崩。時年五十二。即知不用神言而早崩。一云。天皇親伐熊襲。中三賊矢而崩也。

於是皇后及大臣武内宿禰。匿天皇之喪。不令知天下。則皇后詔大臣及中臣烏賊津連。大三輪大友主君。物部膽昨連。大伴武以連。曰。今天下未知天皇之崩。若百姓知之有懈怠乎。則命四大夫。領三百

寮。令守宮中。竊收天皇之屍。付武内宿禰。以從海路遷穴門。而殯于豊浦宮。爲无火殯斂。无火殯斂此謂褒那之阿餓利。甲子。大臣武内宿禰自穴門還之。復奏於皇后。是年由新羅役。以不得葬天皇也。

正訓 九年(八六〇)の春二月、癸卯の朔の丁未の日(五)、天皇・忽に痛身たまふこと有して、明日・崩りましぬ。時に年・五十あまり二(一)即ち知りぬ、神の言を用ひ給はずして、早く崩ります。云く、天皇・親ら熊襲を伐たせ給ひて、賊の矢に中りて崩り給ふ。於是・皇后、及び大臣・武内宿禰、天皇の喪を匿めて、天下に知らしめず。則ち皇后、大臣及び中

臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽昨連、大伴武以連に詔して曰はく「今、天下いまだ天皇の崩りませる事を知らず。若し百姓これを知りなば、懈怠ること有らむ乎」と。則ち四人の大夫に命おほせて、百寮を領て宮中を守ら令め、竊かに天皇の屍を收めて、武内宿禰に付けて以て海路より穴門に遷しまつりて、豊浦宮に殯して、无火殯斂を爲す。(无火殯斂、此を褒那之阿餓利と云ふ)。甲子の日(廿三)、大臣・武内宿禰、穴門より還りて、皇后に復奏まをす。是年、新羅役に由りて、以て天皇を葬しまつることを得ず。

【第三七講】 天皇忽有痛身 痛身の訓、景行紀(二二)に、日本武尊始有痛身とあるに同じ。明日崩 永享本には明日の二字無し。下の別傳には、「中三賊矢而崩。」とあり、天書にも「九年春正月。帝集衆臣。討熊襲。武内宿禰曰。熊襲勢强大。兵卒如雲聚。未可輒舉兵討之。然帝不聞進戰。皇師失利。春二月癸卯朔丁未。帝熊襲所射中。毒矢崩矣。」とある。時年五十二 記にも伍拾貳歳とある。然し同書は壬戌年六月十一日崩とあつて、此紀の年數とは異也。なほ山崎垂加氏は「九十二の誤ならむ」と言はれた。即知不用神言而早崩 此の九字は後人の挿入である。匿天皇之喪 匿と云ふ語は第一九二講に述べた。中臣烏賊津連 此人は天兒屋根命の十一世の孫で、神功紀には烏賊津使主とあり、續紀に伊賀都臣、姓氏録に雷大臣など種々に書かれてある。大三輪大友主君 第一七八講に出づ。物部膽昨連 天孫本紀に「儻速日命の七世孫・十市根命(五八)の子也」とある。大伴武以連 大伴武日連(第二七講)に出づの子である。殯 神代紀(第四一講)に出づ。无火殯斂 殯斂の場に燈燵を用ひざるを云ふ。即ち喪を祕して、世に知らしめじと計り

給へるのである。なほ豊浦社説に、「豊浦宮の東南に小山あり。傳へ云ふ天皇の御陵所なりと、是れ殯斂宮の蹟なり云々」とある。新羅役 新羅役は此年の十月にあり。次の卷に記されてある。

日本書紀卷第八終

日本書紀 卷第九

氣長足姫尊

神功皇后

氣長足姫尊。稚日本根子彦大日天皇之曾孫。氣長宿禰王之女也。母曰葛城高類媛。足仲彦天皇二年立爲皇后。幼而聰明叡智。容貌壯麗。父王異焉。

九年春二月〔戊申〕。足仲彦天皇崩於筑紫樞日宮。時皇后傷天皇不從神教而早崩。以爲知所祟之神。欲求財寶國。是以命群臣及百寮。以解罪改過。更造齋宮於小山田邑。

氣長足姫尊は、稚日本根子彦大日天皇皇(化)の曾孫・氣長宿禰王之女なり。母を葛城高類媛と曰す。足仲彦天皇(仲)の二年に立ちて皇后と爲り給ふ。幼くして聰明・叡智く在す。容貌・壯だ麗はし。父王・異しとし給ふ焉。

九年の春二月、戊申の日(六)、足仲彦天皇、筑紫の樞日宮に崩りましぬ。時に皇后、天皇の、神の教に従ひまさらずして、早く崩りまし、事を傷み給ひて以爲さく「所祟之神を知りて、財寶國を求めむ

と欲ふ」と。是を以て群臣及び百寮に命おほせて、以て罪を解へ。過を改め、更た齋宮を小山田邑に造らせ給ふ。

【第三二八講】 氣長足姫尊 御名の氣長は、御父の氣長宿禰王と同じく、近江國坂田郡の地名。足は稱辭である。神功皇后(神功一訓) 集解に、「文選・到大司馬記室。踐曰。神功無紀。濟曰。高祖如神妙之功。無能紀述也。隋書・煬三子傳曰。聖路神功。載造區夏。」とある。氣長宿禰王 開化天皇の皇子の彦坐王が、近江國の息長の袁都媛を娶りて生める子・山代之大筒木眞若王、其子・迦爾米雷王、其子・息長宿禰王で、此王が葛城高嶺媛を娶りて生める子を息長足姫尊(神功皇后)、次に玉妃命(一名、空津媛。亦名、淀媛)、次に息長彦と申す。葛城高嶺媛 此媛の世系は、古事記(應神)に據れば、「天日槍命の裔・但馬日槍杵(八講)の子の但馬比多阿が、其の姪の由良度美を娶りて生める子・葛城高嶺媛命」とある。御名は和名抄に「大和國葛下郡(北葛)高嶺」とある地に因れるので、但馬國より此地に移住せるならむと云ふ。小山田邑 筑前國糟屋郡山田村の地であると云ふ。

三月壬申朔。皇后選吉日入齋宮。親爲神主。則命武内宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主爲審神者。因以千繪高繪置琴頭尾。而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名。逮于七日七夜。乃答曰。神風伊勢國之。百傳度逢縣之。拆鈴五十鈴宮所居神。名撞賢木嚴之御魂天疎向津姫命焉。亦問之。除是神有レ神乎。答曰。幡荻穗出吾也。於尾田吾田節之淡郡所居神之有也。問亦有耶。答曰。於天事代。於虛事代。玉篋入彦嚴之事代主神有之也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。於是審神者曰。今不答而更後有

言乎。則對曰。於日向國橘小門之水底所居而。水葉稚之出居神。名表筒男。中筒男。底筒男神之有也。問亦有耶。答曰。有無之不知焉。遂不言且有神矣。

三月(仲哀)の壬申の朔、皇后、吉日を選びて齋宮に入りまして親ら神主と爲り給ふ。則ち武内宿禰に命おほせて琴を撫で令め、中臣烏賊津使主を喚して審神者とす。因て以て千繪・高繪を、琴頭・尾に置きて、請ぎ申して曰さく、「先日、日に、天皇に教へ給ひしは誰れの神ぞ。願はくは其の名を知らむと欲ふ」七日七夜に逮りて、乃ち答へて曰はく、「神風の伊勢國の、百傳度逢逢の縣の、拆鈴の五十鈴の宮に居る神。名は撞賢木・嚴之御魂・天疎向津姫命焉。亦た問ひまつらく「是の神を除きて、神有す乎」答へて曰はく「幡荻・穗に出でし吾也。尾田の吾田節の淡郡に居る神有なり」。問ひまつらく「亦た有す耶」。答へて曰はく「天に事代・虛に事代・玉篋入彦・嚴之事代主神有りぬ也。問ひまつらく「亦た有す耶」。答へて曰はく「有りや無しや(一訓あること)不知焉」。於是、審神者の曰さく「今、答へ給はずして、更た後に言ふこと有します乎」。則ち對へて曰はく「日向國の橘の小門の水底に所居て、水葉の稚やかに出で居る神、名は表筒男、中筒男、底筒男の神有りぬ也」。問ひまつらく「亦た有す耶。答へて曰はく「有りや無しや、不知焉」。遂に且た神有すとも言はず矣。

【第三二九講】 親爲神主 親ら神主と爲り給ふと云ふのは、皇后御自身が、神に爲り代らせ給ふを謂ふ。斯くして武内宿禰が琴を撫ぐ隨に、神靈が皇后の御身に歸り到まして、現に神語を宣ふのである。(上卷一二九講参照)。令撫琴 琴

は其の音を以て名とす。(舊説に神の託言を請ふ器の義也と云へるは附會である。御鎮坐本記裏書に、「御琴神・金鸚命。長白羽命。用天香弓六張。叩絃供妙音云々。」とあり、本朝事始に「也麻止古登と號へるは、上古、天津神奏して、加奈止美命に令ちて之を製らしむ。横に六張の弓を雙べ、狙の松蘿を以て緒とし、茅と菅の葉と、左右の手して調べ奏つ。故に須賀古登と號け、亦た須賀々幾乃調と謂ふ。加奈止美命は、高皇產靈尊と神皇產靈尊の子也。」とある。右は天岩窟の時の傳であるが、記には素戔鳴尊の生太刀、生弓矢、天沼琴の神話なども見える。さて神靈を招き奉るに琴を振撫づる事は、萬の樂器の中でも、琴の音は優れて幽玄なので、其の調べの隨に神靈も天降り歸憑かせ給ふのである。鳥賊津使主第二二七講に出づ。審神者 清場者の略(舊) 清場は、神を請じ奉るべく忌み清めたる場を云ひ、清場者は其の清庭に侍候して神の御意を問ひ奉り、其の命を承る者を云ふ。即ち「神の託言を審かにする者」の義を以て、審神者と書かれたのである。さて中臣鳥賊津使主を審神者と爲られたのは、遠祖の天兒屋根命以來、神事の宗源を主り、太占の卜事を以て奉仕する職の故である。千縷・高縷 縷は織りたる物(絹布の類)を云ふ。即ち千縷とは數多き絹布、高縷とは、高山の如く置き足はせる絹布を云ふ。乃答曰 問ひ奉る者は審神者の鳥賊津使主。答へ給ふは皇后に憑り給へる神である。神風伊勢國 上卷の二百九頁に出づ。百傳 百傳ふは、數多の處々を傳ひて渡らひ行く意より、度逢に掛くる枕詞としたのである。度逢縣 伊勢國度會郡である。拆鈴・五十鈴宮 釋紀私記に「鈴の口は裂けたり。故に拆鈴と云ふ」とある。古へ數多の小鈴を緒に貫して臂に纏へるので、拆鈴の五十鈴(數多)と言掛けたのである。撞寶木嚴之御魂天 疎向津姫尊 此神は、舊説に「天照大神の荒御魂の神に坐す。式に荒祭宮(大月次)。儀式帳に管神宮肆院の内。荒祭宮・一院(以北。相去四丈)稱太神宮荒魂宮」とある是也。」と云ふ。尙ほ下の一書の御名告に、「吾名は、向廣男聞襲大歷五御魂速狹騰尊」と

ある。幡狹・穗出吾也 旗邊は、穗と云はむ爲めの枕詞である。穗に出づと云ふのは、言語に顯はす事を云ふ。尾田吾田節之淡郡 尾田の吾田は地名であらうが詳かた無。淡郡は和名抄に「阿波國阿波郡」とある。於天書代。於虛事代 釋紀に「廣く天地の事を知るの義也」とある。有無之不知 通釋に「此は神の託言には非ずして、皇后が尋常の御言に答へ給へる也。是を以て思ひ奉れば、皇后も、御自身の御言と、神の託言と別ある事は、覺え給はざる状態也」とある。水葉稚之出居神 水葉は罔象(八講)の義。稚之は常に若々しく盛なる意。即ち水中に在りて稚やぎ榮え居る海神を云ふ。時得三神語。隨教而祭。然後遣三吉備臣祖鴨別。令擊熊襲國。未經泱辰而自服焉。且荷持田村 荷持。此利。有羽白熊驚者。其爲人強健。亦身有翼。能飛以高翔。是以不從三皇命。每略盜人民。戊子。皇后欲擊熊驚。而自樞日宮遷于松峽宮。時飄風忽起。御笠墮風。故時人號其處曰御笠也。辛卯。至層增岐野。即舉兵擊羽白熊驚而滅之。謂左右曰。取得熊驚。我心則安。故號其處曰安也。丙申。轉至山門縣。則誅土蜘蛛田油津媛。時田油津媛兄夏羽。與軍而迎來。然聞其妹被誅而逃之。正訓 時に神の語を得て、教の隨に祭ひまつる。然して後に吉備臣の祖・鴨別を遣はして、熊襲國を撃た令む。未だ泱辰も經ずして自からに服ひぬ焉。且た荷持田の村(荷持、此をば能登利と云ふ)に羽白熊驚と云ふ者あり。其の人と爲り、強く健し。亦た身に翼有りて、能く飛びて以て高く翔る。是を以て皇命に從はずして、毎に人民を略盜む。戊子の日(十七)皇后、熊驚を撃たむと欲して、樞日宮より松峽宮に遷ります。時に飄風忽ち起りて、御笠・墮風(墮風一訓、ふき)。故れ時の人、其の處を號けて御笠と

曰ふ。辛卯の日(廿)、層増岐野に至りまして、即ち兵を擧げて羽白熊鷲を撃ちて滅之。左右に謂りて曰はく「熊鷲を取得て、我が心則ち安し」。故れ其の處を號けて安と曰ふ。丙申の日(二十)、山門縣に轉至りまして、則ち土蜘蛛・田油津媛を誅ふ。時に田油津媛の兄・夏羽、軍を興して迎來つ。然れども其の妹の誅されしことを聞きて逃げぬ。

【第三〇講】鴨別 三代實錄(元慶三年の條)に、「吉備武彦命第二男・御友別命。第三男・鴨別命」とある。荷持田

筑前國夜須郡(今朝倉郡)野島村に古蹟ありと云ふ。松峽宮 筑前國朝倉郡粟田村に、神后の御陣所と云ひ傳へ、御社も在りと云ふ。御笠 和名抄に、「筑前國御笠郡(今筑前郡)御笠」とある。さて此の故事は、應神天皇が吉備國の加佐米山に登り給へる時の姓氏錄の傳と同様である。即ち例の附會の傳説と知られる。層増岐野 筑前國怡土郡(今糸島郡)雷村に在り。其地に層々岐明神の社あり。皇后が祭らせ給ひし神であると傳ふ。安 倭名抄に、「筑前國夜須郡(今、朝倉郡)」とある。山門縣 舊説に、「筑後國山門郡・山門郷なり。」と云ふが詳かでない。

夏四月壬寅朔甲辰。北到火前國松浦縣。而進食於玉嶋里小河之側。於是皇后勾針爲釣。取粒爲餌。抽取裳絲爲緝。登河中石上。而投釣所之曰。朕西欲求財國。若有成事者。河魚飲釣。因以擧竿。乃獲細鱗魚。時皇后曰。希見物也。希見。此云。梅豆。故時人號其處曰。梅豆羅國。今謂松浦訛也。是以其國女人。每當四月上旬。以釣投河中。捕年魚。於今不絶。唯男夫雖釣。以不能獲魚。既而皇后則識神教有驗。更祭祀神祇。躬欲西征。爰定神田。而佃之。時引灘河水。欲潤神田。而掘溝。及于迹

驚岡。大磐塞之。不得穿溝。皇后召武内宿禰。捧劍鏡。令禱祈神祇。而求通溝。則當時雷電霹靂。蹴裂其磐。令通穿水。故時人號其溝曰。裂田溝也。

皇后遷詣櫃日浦。解髮臨海曰。吾被神祇之教。賴皇祖之靈。浮涉滄海。躬欲西征。是以今頭沐海水。若有驗者。髮自分爲兩。即入海洗之。髮自分也。皇后便結分髮而爲髻。因以謂群臣曰。夫與師動衆。國之大事。安危成敗。必在於斯。今有所征伐。以事付群臣。若事不成者。罪在於群臣。是甚傷焉。吾婦女之。加以不肖。然暨假男貌。強起雄略。上蒙神祇之靈。下籍群臣之助。振兵甲。而度峻浪。整艦船。以求財土。若事就者。群臣共有功。事不就者。吾獨有罪。既有此意。其共議之。群臣皆曰。皇后爲天下。計所以安宗廟社稷。且罪不及于臣下。頓首奉詔。

夏四月壬寅朔甲辰。北の方。火前國の松浦縣に到りまして、玉嶋里の小河の側に進食す。是に皇后、針を勾けて釣を爲り、粒を取りて餌に爲て、裳の絲を抽取りて緝に爲て、河中の石の上に登りて、釣を投げて祈ひて曰はく「朕、西の方の財國を求めむと欲ふ。若し事を成すこと有るならば、河の魚を飲へ」。因て以て竿を擧げて、乃ち細鱗魚を獲たまひつ。時に皇后・曰はく「希見き物なり(希見、此をば梅豆還志と云ふ)」。故、時の人其の處を號けて、梅豆羅國と曰ふ。今、松浦と謂ふは訛れるなり。是を以て其國の女人、四月の上旬(一訓、かみ)に當る毎に、釣を以て河中に投げて年魚を捕ること、今に絶えず。唯し男夫は釣ると雖も、以て魚を獲ること能はず。

既にして皇后、則ち神の教への驗有ることを識しめして、更に神祇を祭祀りて、躬ら西を征ち給はむと欲す。爰に神田を定めて仰る。時に難河の水を引せて、神田に潤けむと欲して、溝を掘り給ふ。迹鷺岡に及びて、大きな磐塞がりて、溝を穿すことを得ず。皇后、武内宿禰を召して、劍・鏡を捧げて、神祇に禱祈りまして、溝を通さむことを求め令む。則ち當時、雷電霹靂して其の磐を蹶裂きて、水を通穿さ令めつ。故、時の人その溝を號けて、裂田溝と曰ふ。

皇后、還りて檀日浦に詣りまして、髪を解きて海に臨みて曰はく「吾れ神祇の教を被け、皇祖の靈を頼りて、滄海を浮涉りて躬ら西を征たむと欲ふ。是を以て今、頭を海水に沐がむに、若し驗有らば、髪おのづから分れて兩に爲れ」。即ち海に入れて洗ぎ給ふ。髪、自からに分れぬ。皇后、便ち分れたる髪を結び給ひて鬢に爲たまふ。因て以て群臣に謂りて曰はく「夫れ師を興し、衆を動かすは、國の大きな事なり。安さも危さも、成らむこと敗れむこと、必ず斯に在り。今、征伐とあり。以て事を群臣に付け、若し事成らずば、罪、群臣に在らむ。是れ甚傷きことなり焉。吾れ婦女にして加以不肯し、然れども暫らく男の貌を假りて、強に雄しき略を起て、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に籍りて、兵甲を振して嶮き浪を度り、艫船を整へて以て財土を求めむ。若し事就らば、群臣共に功有らむ。事就らずば吾れ獨り罪有らむ。既に此の意有り。其れ共に之を議らへ」。群臣、皆曰さく「皇后、天下の爲に、宗廟社稷を安みする所以を計ります。且た罪・臣下に及ぶまじと。頓首て詔を奉る」と。

【第三二講】北到火前國。和名抄に「肥前。比乃三知乃久知」とある。北の方とは、筑後國より肥前を指して云へるのである。松浦縣。和名抄に「肥前國松浦郡(萬豆良)記には「筑紫末羅縣」とある。玉島里小河。松浦郡濱崎の驛より南方半里許にあり。此川は二派に流れ、玉島の下で落合ひ、今も小河と云ふ。細鱗魚。次には年魚とある。崔禹錫食經に「春生夏長。秋衰冬死。故名年魚」とある。健河。仲哀紀に備縣とある處の河。即ち筑前國那珂郡(今筑紫郡)なる那珂川を云ふ。迹鷺岡。筑前國筑紫郡安德村に在る。雷電霹靂。倭名抄の鬼人部に「霹靂。俗云・加美於豆。一云・加美止介」とあり。落雷である。裂田溝。前々條なる迹鷺岡の東岸の下に在り。溝の事は第一七二證に出づ。檀日浦。筑前國糟屋郡の香椎宮の西濱、男の濱より八九丁許り沖に大岩あり、御島と云ひ、皇后の御髪を沐ぎ給ひし處なりと傳ふ。結三分髮。而爲鬢。下文(二三)に「則ち皇后、男の束装して新羅を征ち給ふ」とある。此は神代の天照大神の御故事に倣はせられたので、當時の御事を記せる八幡愚童訓に「神功皇后、神託に任せ釣針を河に入れけるに、三尺の鮎を得給ふ。また御髪を海に浸せば、水神・龍神の二人の童女参りて、御髪を二つに分く。此の龍神女は嚴島大明神、水神女は宗像大明神に坐す。」など云ふ事が見える。群臣皆曰。通釋に「此の一條の文は、呂后本紀(史記)に因られたるが如くなれど、自ら此の群臣奏言に符へるを以て書かれたるなり。此等は潤色に添へたる文にはあらず。よく讀辨ふべし。」とある。

秋九月庚午朔己卯。令諸國集船。練兵甲。時軍卒難集。皇后曰。必神心焉。則立大三輪社。以奉刀矛。軍衆自聚。於是使吾瓮海人烏摩呂。出於西海。令察有國耶。還曰。國不見也。又遣磯鹿海人名草。而令視。數日還之曰。西北有山。帶雲橫經。蓋有國乎。爰卜吉日。而臨發有日。時皇后親執斧鉞。令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。貪財多欲。懷私內顧。必爲敵所虜。

其敵少而勿輕。敵強而無屈。則紆暴勿聽。自服勿殺。遂戰勝者必有賞。背走者自有罪。既而神有誨曰。和魂服王身而守壽命。荒魂爲先鋒而導師船。即得神教而拜禮之。因以依網吾彥男垂見。爲祭神主。于時也適當皇后之開胎。皇后則取石挿腰。而祈之曰。事竟還日。産於茲土。其石今在于伊都縣道邊。既而則搗荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮。

秋九月、庚午の朔の己卯の日、諸國に令して、船舶を集めて、兵甲を練らふ。時に軍卒ども集ひ難し。皇后曰はく「必ず神の心ならむ焉」と。則ち大三輪の社を立て、以ちて刀・矛を奉り給ふ矣。軍衆、自からに聚ひぬ。於是、吾瓮の海人・烏摩呂と云ふ者を使して、西海に出だして、國有りやを察せしむ。還りて曰さく「國も見えず」。また磯鹿の海人・名草を遣して視せしむ。數日て還りて曰さく「西北の方に山あり。帶雲・横しまに纏れり。蓋し國有る乎」。

爰に吉日を卜へて、發し給はむとすること日有り。時に皇后、親から斧鉞を執り給ひて、三軍に令ちて曰はく「金鼓・節なく、旌旗・錯ひ亂れむ則に、士卒ども整らず。財を貪り、多欲し。私を懷き、内に願せば、必ず敵の爲めに虜れなむ。其れ敵少くとも勿・輕りそ。敵強くとも無・屈ちそ。則ち紆し暴がむをば勿聽しそ。自からに服はむをば勿殺しそ。遂に戦ひ勝てる者は、必ず賞あらむ。背走る者は自から罪有らむ」。既にして神、誨ありて曰はく「和魂は王身に服ひて壽命を守らむ。荒魂は先鋒と爲りて師船を導かむ（和魂、此をば珂岐瀨多摩と云ふ。荒魂、此をば阿遲瀨多摩と云ふ）。即ち神の教を

得て拜禮し給ふ。因て依網吾彥・男垂見を以て祭の神主と爲たまふ。于時、適皇后の開胎に當れり。皇后、則ち石を取りて腰に挿みて祈ひて曰はく「事竟りて還らむ日に、茲土に産れ給へ」。其の石、今に伊都縣の道の邊に在り。既にして、則ち荒魂を搗ぎて軍の先鋒とし、和魂を請ぎて王船の鎮とす。

【第三三講】立大三輪社。神名式に「筑前國夜須郡。大己貴神社。今、朝倉郡彌永村に在る。軍衆自聚。通證に、「世以大己貴神爲軍神是也」とある。吾瓮海人。吾瓮は仲哀紀に見えたる筑前國糟屋郡の阿閉島である。磯鹿海人。糟屋郡の資珂島の海人である。令三軍。曰。矢野玄道氏云、「此の御令を、徒らに漢文の修飾として、甚く嫌ふ人もあれど、上古も斯かる軍令は必ず有るべき事、播磨風土記なる言擧前の故事に考へ合せて知るべし」と言つた。金鼓無節。無節とは亂雑に打鳴らす意で、次の對句に「旌旗錯ひ亂れむ則」とあると同じく、亂軍になれる時の事を云ふ。紆暴勿聽。此は次に、「自服勿殺」とある反對の意である。神有誨。通釋に、「此神は必ず住吉大神に坐す事は、記に大神の御語に、「我が魂を船上に坐せて云々」と宣ひ、後に韓國を平けて旋り坐せりし時に、御託言ありて、荒魂の神は長門國豐浦郡(住吉)に留り給ひ、和魂の神は攝津國(官幣大社)住吉神社に鎮り給へるに相昭應せて知るべし」とある。拜禮之。此時に祭られし社は、神名帳に筑前那珂郡(今筑紫郡)住吉神社三坐とある。此の御社で有らうと云ふ。依網吾彥・男垂見。依網吾彥は尸、男垂見は名である。記に、「開化天皇の御子、建豐波豆羅和氣王は、依網之阿毘古等の祖也」とある。取石挿腰。記には、「石を取りて以て御裳の腰に纏ふ」とある。即ち皇后は豫て御懷妊中なりしが、時に適産月に當りませる故に、御産の時日を延ばさんが爲め、斯く石を御裳の腰に挿み給へるので、筑紫風土記に「俗間婦人忽然娠動。裙腰挿石。脈令延時」とある如く、古への禁厭の術で、俗間に於ては、鶏卵の如くなる白石二箇を取りて、着裙の腰の左右に挿むのであると云ふ。今

在伊都縣道邊。伊都縣は筑前國怡土郡（今、糸島郡）である。さて釋紀所引の筑紫風土記に、「伊都縣・子養原有石。兩顆。一者片長一尺二寸。周一尺八寸。一者長一尺一寸。周一尺八寸。色白而便圓如磨成。俗傳云。息長足姬尊。欲伐新羅。聞軍之際。懷妊漸動。時取兩石。挿着裙腰。遂襲新羅。凱旋之日。至芋淵野。太子誕生云々」とある。此記に據れば甚だ大石であるか、禁厭の爲め、暫時の間、着裙の腰部に挿ませ給へる迄の事であるから、不審は無用である。（記傳に、此の石古へは小石なりしが、石も年を経れば大になる事、何か疑はむ。と云へるのは牽強である。）さて此石は、古へは糸島郡深江村の子負原（今、鎮懐石社あり）に有つたのであるが、二つ乍ら盜人が持去つて、今は無いと云ふ。搗荒魂云々。請和魂。ネギヲギテは、「願ぎ招きて」の義で請ひ招く意。荒魂・和魂の事は神代紀に出つ。

冬十月己亥朔辛丑。從和珥津發之。時飛廉起風。陽侯舉浪。海中大魚。悉浮挾船。則大風順吹。帆船隨波。不勞榜楫。便到新羅。時隨船潮浪。遠達國中。即知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰々栗々。厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡之。國爲海乎。是言未訖之間。船師滿海。旌旗耀日。鼓吹起聲。山川悉振。新羅王遙望以爲。非常之兵。將滅己國。誓焉矢志。乃今醒之曰。吾聞東有三神國。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其國之神兵也。豈可舉兵以拒乎。即素旆而自服。素組以面縛。封圖籍。降於王船之前。因以叩頭之曰。從今以後。長與乾坤。伏爲飼部。其不乾船楫。而春秋獻馬梳及馬鞭。復不煩海遠。以每年貢男女之調。則重誓之曰。非東日更出西。且除阿利那禮河返以之逆流。及河石昇爲星辰。而殊闕春秋之朝。怠廢梳鞭之貢。天神地祇共討焉。

時或曰。欲誅新羅王。於是皇后曰。初承三神教。將授金銀之國。又號令三軍曰。勿殺自服。今既獲財國。亦人自降服。殺之不祥。乃解其縛。爲飼部。遂入其國中。封重寶府庫。收圖籍文書。即以皇后所杖矛。樹於新羅王門。爲後葉之印。故其矛今猶樹于新羅王門也。

冬十月己亥の朔の辛丑の日（三）和珥津より發し給ふ。時に飛廉・風を起し、陽侯・浪を擧げ、海の中の大魚。悉に浮びて船を挾みつ。則に大きな風。順に吹きて帆船・波の隨に榜楫を勞はずして、便ち新羅に到る。時に隨船潮浪、遠く國の中に達ぶ。「即ち知りぬ。天神・地祇、悉に助け給ふ歟」新羅の王、是に戰々栗々きて厝身無所。則ち諸人を集へて曰く、「新羅の國を建てしより以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず。若し天運盡きて、國、海と爲る乎」。是く言ふこと未だ訖らざる間に、船師・海に滿ちて、旌旗・日に耀き、鼓吹起聲みて、山川悉に振ふ。新羅の王、遙かに望りて以爲へらく、「非常の兵、將に己が國を滅ぼさむとす」と。誓ちて失志す。乃今して醒めて曰く、「吾れ聞く、東に神國あり。日本と謂ふ。亦た聖王有します。天皇と謂す。必ず其國の神兵ならむ。豈に兵を擧げて以て距ぐ可けむ乎」と。即ち素旆あげて自ら服ひ素組して以て面縛れ、圖籍を封めて、王船の前に降りつ。因て以て叩頭て曰さく「從今以後、長く乾坤と與に伏ひまつりて、飼部と爲りて、其の船楫を乾さずして、春秋に馬梳（うまかみ）及び馬鞭を獻らむ。復た海の遠きに煩かずして、以て年毎に男・女の調を貢らむ。則ち重ねて誓ひて曰さく、「東に出づる日、更に西に出で、且つ阿利那禮河の返り

て以て逆に流れ、及た河の石の昇りて星辰と爲るに非ずして、殊に春秋の朝を闕き、怠りて梳・鞭の貢を廢めば、天神・地祇、共に討ひ給へ。時に或人の曰さく「新羅の王を誅さむと欲ふ」と。於是、皇后の曰はく「初め神の教を承けたまはりて、將に金・銀の國を授かれり。また三軍に號令して、自らに服はむを勿殺しそと曰へりき。今既に財國を獲つ。亦た人、自ら降ひ服ひぬ。之を殺すは不祥し」と。乃ち其の縛を解きて飼部と爲たまふ。遂に其の國中に入りまして、重寶府庫を封め、圖籍文書を收め、即ち以て皇后の所杖る矛を以て、新羅の王の門に樹てて、後葉の印とす。故れ其の矛、今猶は新羅の王の門に樹てり。

【第三三講】從和珥津發 記傳に、「對馬島の上縣郡に、今も鰐津、鰐浦と云ふがあり。秋冬の頃、朝鮮國に渡るには、其處より船出し、春夏の頃は佐須奈浦と云ふより出づ。と彼の島人云へり」とある。飛廉 文選注に、「飛廉。風師也」とある。此處は風神・級長津彦命を申す。陽侯 同書に、「陽侯。波神也」とある。海神・豐玉彦命を申す。隨船潮浪私記に、此四字布奈々美とある。數多の皇船が進むにつれて、舷側より起る浪を云ふ。即知天神地祇悉助敷 此の九字は後人の書入である。新羅王 新羅の建國の始は、東國通鑑、朝鮮賦等に「當初君長無し。神人有りて東方より來り、檀樹の下に降る。國人、崇めて君と爲す。是を檀君と稱ひ、國を朝鮮と號く云々。後、山に入りて終る所を知らず。國人、廟を立てて之を祀る。今、廟は箕子祠の東に在り。木主あり、題して朝鮮始祖檀君位と曰ふ」とあり。是に就いて日本春秋に「東國通鑑の稱ふ所、東方の神、檀樹の下に降る。是を檀君と謂ふ。治世三千年、政衰ふ。殷箕代りて朝鮮に王たり云

々。伊檀君會(素戔鳴尊の御子・五十猛命を云ふ。第六六講に出づ。)は彼の稱ふ所の檀君これ也。此土に稱して新羅明神と曰ひ、また韓神と曰ふ」と言へる如く、神代に素戔鳴尊が、其の御子・五十猛命と共に新羅國の會戸茂梨の地に天降らせ給ひ、誓く其國を統治された。其後に「此地は吾れ居らまく欲せず」と詔ひて遂に日本へ御歸りに相成つたが。此の五十猛命が即ち新羅の建國の神である。さて又其後に、神武天皇の御兄の稻飯命の御子が新羅國へ渡つて、其の王族と爲らせられたが、後年此の裔も亦皇國へ歸還せられた事と見えて、姓氏錄(皇別)に「新良貴。稻飯命之後也。是於新良國。即爲國王。稻飯命者。新羅國王祖也」とある。是は按ふに、其の始め素尊と五十猛命とが新羅國を建てられし時、彼國に於て御子を生ませられ、其の御子を國王と爲して日本へ御歸國に相成つたので、爾來その子孫が累代新羅の國王と爲つて居られたのであるが、後に稻飯命の御子も新羅へ渡つて、其の王女などを娶つて。謂はば彼の大國主命と天稚彦との關係の如く。王族と做られたのであらう。さて此後の新羅は、東國通鑑、三國史記・新羅記に據ると、「始祖・姓は朴氏。諱は赫居世。前漢の孝宣帝の五鳳元年(我が崇神天皇の四十一年百四年に當る)の四月即位、居世干と號す。時に年十有三。國を徐邦伐と號く云々。始め高城村の長・蘇伐公、楊山の麓を望むに、林間に馬・跪きて嘶く有り。則ち往きて之を觀る。忽に馬見えす。只だ大卵あり。之を割けば嬰兒ありて出づ。則ち收めて之を養ふ。年十餘歲、岐嶽・夙に成る。國人その神異を尊び、是に至りて君と爲す云々」とあるのが始祖の由來である。さて此の居世干が第一世で、第二世を南解、第三世を儒理、第四世を奈脫解、第五世を朴婆娑(亦號、波沙寐鄒)、第六世を朴祇摩、第七世を朴逸勢、第八世を朴阿達羅、第九世を昔伐休、第十世を昔奈解と曰つた(三國史記)。さて右の國王の始め終りを、我が年表に當填めて見ると、其の第一世の居世干が帝位に即いたのは、崇神天皇の四十一年に當り、神功皇后の三韓征伐の御時(仲哀天皇九年)は、第十

世の昔奈解が王と爲ての五年に當る事なるのであるが、此紀では三韓征伐の時の新羅王は、第五世の朴婆娑(波沙寐錦)と爲つてゐる。即ち彼我の年代が甚だ齟齬してゐるが、是は韓の古史が杜撰を極めてゐる故で、此の時代の事は、彼の年代を壹百餘年も後らさないと、吾が國とは合ひ難いのである。故に彼國の史籍の年立に合はないからと云つて、我が皇國の正史の傳を疑ふが如きは僻事である。旌旗耀目。鼓吹起聲。軍陣に旌旗・鼓・吹を用ゐた事は、此役に始めて見える。素旆而自服。第一九七講を参照すべし。圖・籍。圖は地圖、籍は「戸の書札」の義で戸籍を云ふ。餉部。御馬飼で、馬を飼ひ扱ふ者を云ひ、其の部屬を稱して馬飼部と云ふ。其不乾船柁。其字は行であらう。記には「船腹を乾さず柁柁を乾さず」とある。貢物を獻る船の絶間なきを云ふ。馬梳。馬鞭。釋紀に、「兼方案之。請獻此兩種者。新羅王表爲餉部之儀也。」とある。男女之調。垂仁紀に出づ。但し此處は新羅國の男女の作れる綾羅縹緞・金銀彩色の類を云ふ。阿利那禮河。通釋に、「釋紀私記曰。師說新羅國之河名也。とあるは古説なるべし。按に此國に東江と云へる大河あり。國の中央を流れて金海府の海に出づ。もしくはそれなるべし。通證に、松下氏云。鴨綠江在三韓。天下三大河之其一也。阿利那禮河是耶。阿鴨也。利綠也。二字略音。那禮三韓河之俗語即江也。再謂河者。猶佛書梵漢並舉例。今按唐志鴨綠江。其水如鴨頭綠也。朱子曰。中國有三大水。曰黃河。曰長江。曰鴨綠江。とあり。按ずるに此説以來、其の在所定まりたるが如くなれども、鴨綠江にはあらずと云へる辯あり。けにも鴨綠江にはあるべからず。此江は三韓の外なる江なればなり。たゞ新羅國の河名と見てありぬべし。」とある。新羅王之門。新羅の都府は、今の慶尙道慶州府である。三國史記に新羅始祖赫居世。前漢五鳳元年甲子開國。王都長三千七十步。廣三千一十八步三十五里六部。初赫居世二十一年。築宮城。號金城。婆娑王二十二年。於金城東南。築城號月城。或號在城。周一千二十三步。新月城北有滿月城。周一千八百三十八步。始祖以來居金城。至後世。多處兩月城。また輿地勝覽に慶尙道慶州府。本新羅古都金城。在府東四千四百月城。在府東南五里。形如半月。一など見える。故名土築周三千二十三尺。

千八百三十八步。始祖以來居金城。至後世。多處兩月城。また輿地勝覽に慶尙道慶州府。本新羅古都金城。在府東四千四百月城。在府東南五里。形如半月。一など見える。故名土築周三千二十三尺。

爰新羅王波沙寐錦。即以微叱己知波珍干岐爲質。仍齎金銀彩色及綾羅縹緞。載于八十艘船。令從官軍。是以新羅王常以八十船之調。貢于日本國。其是之緣也。於是高麗百濟二國王。聞新羅收圖籍。降於日本國。密令伺其軍勢。則知不可勝。自來于營外。叩頭而歎曰。從今以後。永稱西蕃。不絶三朝貢。故因以定內官家。是所謂之三韓也。皇后從新羅還之。十二月戊戌朔辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀨也。

正訓 爰に新羅の王・波沙寐錦、即ち微叱己知波珍干岐(波珍、私記には)を以て質と爲す。仍りて金・銀・彩色及び綾・羅・縹・緞を齎し、八十艘の船に載せ入れて、官軍に従はしむ。是を以て新羅の王、常に八十船の調を以て日本國に貢る。其れ是の緣なり。

於是・高麗、百濟の二の國の王、新羅の圖籍を收めて、日本の國に降りまつりぬと聞きて、密かに其の軍勢を伺はしむ。則ち得勝つまじき事を知りて、自ら營の外に來て、叩頭て歎して曰さく「從今以後、永に西蕃と稱つ、朝貢を絶やさじ」と。故れ因て以て內官家を定む。是れ所謂る三韓なり。

皇后、新羅より還り給ふ。十二月、戊戌の朔の辛亥の日(十四)譽田天皇(神應)を筑紫に生みまします。故、時の人その産處を號けて宇瀨と曰ふ。

【第三四講】波沙寐錦。前講の新羅王の條に出づ。微叱已知・波珍・干岐。私記に、「微叱已知は人名。波珍は新羅の爵級也。我國の正三位に當る云々」とある。干岐は王族を云ふ。質。牟加波里は身代である。高麗。此國の始祖は、魏書に、「高句麗者出於夫餘。自言先祖朱蒙母河伯女。爲夫餘王。閉於室中。爲日所照。引自避之。日影又逐。既而有孕。生一卵。大如五升。夫餘王棄之與犬。犬不食。棄之與豕。豕又不食云々。遂還其母。其母以物裹之。置於暖處。有一男破殼而出。及其長也。字之曰朱蒙。其俗言朱蒙者善射也云々。夫餘之臣又謀殺之。朱蒙母陰知告朱蒙云々。朱蒙乃與烏引烏達等二人。棄夫餘東南走。中道遇一大水。欲濟無梁。夫餘人追之甚急。朱蒙告水曰。我是日子。河伯外孫。今日逃走。追兵垂及。如何得濟。於是魚鼈並浮。爲之成橋。朱蒙得渡云々。遂至普速水云云。至紇升骨城。遂居焉。號曰高句麗云々」とある。百濟。續體紀には「扶余」と書き、雄略紀には「尉禮國」ともある。さて此國王の先祖は、續紀四十に、「百濟遠祖・都慕王者。河伯之女。感日精而所生。また百濟太祖・都慕大王者。日神降靈。奄扶餘而開國。」などあり、都慕王は姓氏錄にも處々に見えて、彼の朱蒙と同人であると云ふ。内官家我が内國の官廳の義。官家(屯家と書くも同じ)は朝廷の御料地を主る官廳を云ふ。即ち從來は外國であつたのが、此度降服して我が内國に屬した故に、其地に設立せる官家を斯く稱へるのである。(古事記には「渡屯家」ともあるが、是は海外之官家の意である)。即ち三韓を鎮撫して執政を掌る官廳を云ふ。さて内官家の抑もの起原は、崇神天皇の御世に、鹽乘津彦が任那に赴いて鎮守將軍と爲つたのが濫觴である(第一六五講參照)。斯くて此度、神功皇后が三韓を征服し給ひ、爰に内官家を定め給ひ、以て海表之藩屏とせられたのである。譽田天皇。記傳に「河内國古市郡(今、南河内郡)に譽田村あり、御若かりし程、此地に在坐し、に因る御名なるべし」と云はれた。宇瀨。此地は貝原氏説に「宇瀨社。在糟屋郡宇瀨村。所

祭之神一座。八幡大神相殿四座。乃大神之產土也」とある。

一云。足仲彦天皇居筑紫樞日宮。是有神託沙麼縣主祖。内避高。國避高。松屋種。以誨天皇曰。御孫尊也。若欲得寶國耶。將現授之。便復曰。琴將來以進于皇后。則隨神言。而皇后撫琴。於是神託皇后。以誨之曰。今御孫尊所望之國。譬如鹿角。以無寶國也。其今御孫尊所御之船。及穴戸直踐立所貢之水田。名大田爲幣。能祭我者。則如美女之暎。而金銀多之限炎國以。授御孫尊。時天皇對神曰。其誰神何謾語耶。何處將有國。且朕所乘船。既奉於神。朕乘曷船。然未知誰神。願欲知其名。時神稱其名曰。表筒雄。中筒雄。底筒雄。如是稱三神名。且重曰。吾名向置男開襲大歷五御魂速狹騰尊也。時天皇謂皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。何言速狹騰也。於是神謂天皇曰。汝王如是不信。必不得其國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。是夜天皇忽病發以崩之。然後皇后隨神教而祭。則皇后男束裝。征新羅。時神導之。由是隨船浪之。遠及于新羅國中。於是新羅王宇流助富利知干。參迎跪之。取王船。即叩頭曰。臣自今以後。於日本國所居神御子爲内官家。無絶朝貢。一云。禽獲新羅王。詣于海邊。拔王臙助。令匍匐石上。俄而斬之埋沙中。則留一人。爲新羅宰。而還之。然後新羅王妻不知埋夫屍之地。獨有誘宰之情。乃誂宰曰。汝當令識埋王屍之處。必篤報之。且吾爲汝妻。於是宰信誘言。密告埋屍之處。則王妻與國人共議之殺宰。更出王屍。葬於他處。時取宰屍。埋于王墓土底。以舉王概窆其上。曰。尊卑次第固當如此。於是天皇聞之。重發震

忿。大起二軍衆。欲三頓滅三新羅。是以軍船滿海而詣之。是時新羅國人悉懼。不知所如。則相集共議之。殺三王妻。以謝罪。

正訓 一云く、足仲彦天皇筑紫の檀日宮に居します。是に神有して、沙摩縣主の祖、内避高・國避高・松屋種に託りて、天皇に誨へまつりて曰はく「御孫の尊や、若し寶國を得まく欲はさば、將に現に授けまつらむ」。便ち復た曰はく「琴將來て、以て皇后に進れ」。則ち神の言に隨ひて、皇后・琴を撫で給ふ。於是・神、皇后に託りて以て誨へて曰はく「今、御孫の尊の所望し給ふ國は、譬へば鹿の角の如く、以て無實國なり。其れ今・御孫の尊の所御之船、及に穴門直・踐立の所貢る水田、名は大田を幣と爲て、能く我を祭り給はば、則ち美女の暎の如くして、金・銀多れる、眼炎國を以て御孫の尊に授けまつらむ」。時に天皇、神に對へて曰はく「其れ誰れの神の何しかも謾語れ給ふ耶。何處にか將に國有らむ。且つ朕が乘る船を、既に神に奉りて、朕は易れの船にか乘らむ。然も未だ誰の神とも知らず、願はくば其の名を知はらむ」。時に神、其の名を稱りて曰はく「表筒雄、中筒雄、底筒雄」。如是、三柱の神の名を稱りて、且た重ねて曰はく「吾が名は、向置男開襲大歴五御魂・速狹騰・尊なり」。時に天皇、皇后に謂りて曰はく「聞惡き事を言ひます婦人乎。何ぞ速狹騰とも言ふや」。是に神、天皇に謂りて曰はく「汝王、如是・信け給はずば、必ず其國を得たまはし。唯今・皇后懷妊まさせる子、蓋し獲たまはむ歟」。是の夜、天皇、忽ち病發りて以て崩ましぬ。

然して後、皇后、神の教の隨に祭ひ奉る。則ち皇后、男の東裝して新羅を征ち給ふ。時に神・導き給ふ。是に由りて隨船浪・遠く新羅の國の中に及ちぬ。於是、新羅の王・宇流助富利知干、參迎へて跪きて王船を取へて、即ち叩頭て曰さく「臣、自今以後、日本國に所居す神の御子に、内官家と爲りて、絶ゆること無く朝貢たてまつらむ」。

一云く、新羅の王を禽に獲て、海邊に詣りて王の臙肋を抜きて石の上に匍匐は令め、俄にして斬して沙中に埋めつ。則ち一人を留めて新羅の宰と爲て還り給ふ。然して後、新羅の王の妻、夫の屍を埋めし地を知らず。獨り宰を誘つる情有り。乃ち宰に誂へて曰く「汝、當に王の屍を埋みし處を識らしめば、必ず篤く報せむ。且つ吾れ汝が妻と爲らむ」と。於是・宰、誘言を信けて、密かに屍を埋みし處を告げぬ。則ち王の妻、國人と共に議りて、宰を殺して、更に王の屍を出だして他處に葬りつ。時に宰の屍を取りて、王の墓の土の底に埋め、以て王の櫬を擧げて、其の上に窆るて曰く「尊き・卑き次第、固に當に此の如くなる當し」と。於是に天皇、皇、聞しめして重た發震忿ひて大きに軍衆を起して頓に新羅を滅ぼさむと欲す。是を以て軍船、海に滿ちて詣る。是の時、新羅の國人、悉に懼りて不知所如。則ち相集ひて、共に議りて王の妻を殺して、以て罪を謝み申しき。

【第三五講】 是有神云々 仲哀紀八年秋九月。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰。とある時の事を、九年二月の事と爲て傳へたのである。沙摩縣主 周防の縣主である。内避高。國避高。松屋種 集解に「原於内避高國避」

爲二句讀。據二古本二改。按蓋縣主兄弟。若一族三人名也云々。」とある。如二鹿角二以無實國。本書に菅穴之空國とあるに同じ。大田 長門雜記に、「大田は住吉郷の内に在り。住吉神社のまします所を山田と云ふ。其所より南の方に當れり」とあるが今詳かでない。爲二幣。萬葉五に末比波世武。六に幣者將爲。古今集に、まひなしに云々とある等、みな幣の字の意である。紀中、幣をも貨賂をも末比と讀んでゐる。賄賂をまひなひと云も、幣を賄る意より轉れるのである。向廣男聞襲大歷五魂・連狹騰尊。本書に撞賢木殿之御魂天疎向津姫尊とあると同じく、天照大神の荒魂の御名也と云ふ。さて連狹騰を「波夜佐奈保里」と訓めるのは舊訓である。書紀傳に之を「ハヤサカリ」と讀改められたのは不可である。但し是等の御名は、所謂神憑で、夢現の裡に仰せられた御事であるから、名義などは辨へ難い。何言二連狹騰二也。是には古來明釋が無いが、一説に、連狹騰は「眞寢欲」の意に聞ゆる故に、其れを聞惡き言葉也、と咎め給へる御事でも有らう歟と云ふ。臙肋 和名抄形體部に「阿波太古。俗云阿波太。膝骨也」とある。宰 釋紀私記に、「師說。含二持天皇御言二之人也。故稱二美古止毛知。」とあるが如く、天皇の天命を承はり持ち、其國の政を執行ふよしの名で、國司と云ふも同じ。

於是從二軍神。表筒男。中筒男。底筒男。三神誨二皇后二曰。我荒魂令二祭二於穴門山田邑二也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰。啓二于皇后二曰。神欲二居之地。必宜奉二定。則以二踐立二爲二祭二荒魂二之主。仍祠立二於穴門山田邑二。

爰伐二新羅二之明年春二月。皇后領二群卿及百寮。移二于穴門豐浦宮。即收二天皇之喪。從二海路二以向二京。時麿坂王。忍熊王。聞二天皇崩。亦皇后西征。并皇子新生。而密謀之曰。今皇后有二子。群臣皆從焉。必共議之立二幼主。吾等何以二兄從二弟乎。乃詐爲二天皇作二陵。詣二播磨二與二山陵於赤石。仍編二船二于淡路島。運二其島石二而造之。則每二入令二取二兵而待二皇后。

於是犬上君祖倉見別。與二吉師祖五十狹茅宿禰。共隸二于麿坂王。因以爲二將軍。令二與二東國兵。時麿坂王忍熊王。共出二菟俄野。而祈狩之曰。新狩。此云二。若二有二成二事。必獲二良獸二也。二王各居二假殿。赤猪忽出之登二假殿。昨二麿坂王二而殺焉。軍士悉慄也。忍熊王謂二倉見別二曰。是事大恠也。於此不可二待敵。則引二軍更返屯二於住吉。時皇后聞二忍熊王起二師以待二之。命二武内宿禰。懷二皇子。橫出二南海。泊二于紀伊水門。皇后之船直指二難波。于時皇后之船廻二於海中。以不能二進。更還二務古水門二而卜之。

於是二軍に從ひませる神、表筒男、中筒男、底筒男、三はしらの神、皇后に誨へて曰はく「我が荒魂をば、穴門の山田邑に祭らしめよ」と。時に穴門直の祖・踐立、津守連の祖・田裳見宿禰、皇后に啓して曰さく「神の居しまさく欲し給ふ地をば、必ず宜しく定め奉るべし」と。則ち踐立を以て、荒魂を祭ひまつる神主とす。仍て祠を穴門の山田邑に立つ。

爰に新羅を伐ち給ひし明年(紀元八百六十一年)の春二月、皇后、群卿及び百寮を領りて穴門の豐浦宮に移りまひして、即ち天皇の喪を收め給ひて、海路より以て京に向ます。時に麿坂王、忍熊王、天皇の崩りましたこと、亦た皇后、西を征ち給ひ、並びに皇子、新に生まれませりと聞きて、密かに謀りて曰く「今、皇后、有子。群臣、皆從へり焉。必ず共に議りて幼主を立てむ。吾等、何にぞ兄を以て弟に從はむ乎」と。乃ち天皇の爲に、陵を作ると詐りて、播磨に詣りて山陵を赤石に興つ。仍て船を編りて淡路嶋に廻

して、其島の石を運びて之を造る。則ち人毎に兵を取ら令めて皇后を待つ。於是・犬上君の祖・倉見別、吉師の祖、五十狹茅宿禰、共に廣坂王に隸きぬ。因て以て將軍と爲て、東の國の兵を興さしむ。時に廣坂王、忍熊王、共に菟野に出でて祈狩(祈狩、此をば子氣比俄利と云ふ)して曰く「若し事を成すと有らば、必ず良き獸を獲む」。二人の王、おの／＼假廢に居ます。赤猪忽ちに出でて假廢に登りて、廣坂王を咋ひて殺しつ焉。軍士ども悉に慄ぶ。忍熊王、倉見別に謂りて曰く「是事・大きな事なり。此にしては敵を待つべからず」と。則ち軍を引きて、更に返りて住吉に屯む。時に皇后、忍熊王・師を起して以て待つと聞きしめして、武内宿禰に命おほせて、皇子を懷きて横さまに南海より出でて紀伊水門に泊らしめ、皇后の船は直に難波を指し給ふ。時に皇后の船、海中に廻りて以て進むこと能はず。更に務古水門に還りまして之をトへ給ふ。

【第三十六講】 我荒魂云々 此の荒魂と申すのは、上に荒魂爲先鋒而導師船また、搦荒魂爲軍先鋒」とあるを云ふ。津守連 姓氏錄(和泉國神別)に「火明命の男、天香山命の後也」とあり、天武紀十三年十二月に「津守連に姓を賜ひて宿禰と曰ふ」とある。穴門山田邑 此社は、神名帳に「長門國豐浦郡。住吉坐荒魂神社(三坐)」とある。なほ貝原好古氏云「此社、山田村の府中の西二十八町許、今云ふ一宮村に在りて、後世神后、八幡大神、高良明神、諏訪明神を、相殿に祭りて五坐とす。毎年十二月晦の夜、此社の神人と、豊前國早朝明神の神人と、早朝の沖に出でて、稚海藻刈といふ神事を行ひて、元日の朝御饌に仕へ奉れり。昔は朝廷へもこれを獻りし也」とある。收天皇之喪 前に無火殯欲を爲

給りて、假に葬り給ひし其の御屍を收めて、京に持上り給ふを云ふ。從海路向京。記には「於是息長帶日賣命。於後還上之時。因疑人心。一具喪船御子載其喪船。先令言漏之御子既崩。如此上幸之時云々」とあつて此紀とは異なつてゐる。興山陵於赤石。倭名抄に「播磨國明石郡・安加志」集解に「陵在山田村。陵上有千壺。俗曰千壺陵」とある。毎人令取兵 日本後紀 第八に「清麻呂之先出自垂仁天皇皇子鐸石別命三世孫弟彦王。從神功皇后征新羅。凱旋明年。忍熊別皇子有逆謀。皇后遣弟彦王於針間吉備塚山誅之。以從軍功封藤原縣。因家焉。また姓氏錄皇別和氣朝臣。垂仁天皇々子鐸石別命之後也。神功皇后征伐新羅凱旋歸。明年車駕還都。于時忍熊別皇子等。竊構逆謀。於明石塚備兵待之。皇后監識。遣弟彦王於針間吉備塚。造關防之。所謂和氣關是也云々」とあるのは此時の事である。犬上君 景行紀に出づ。倉見別 此人は第二百四十講に出づ。言師 記には難波吉師部之祖とあつて、記傳に「此の難波は吉師部の郷里を云へるなり。姓には非ず。故に書紀には難波とはあらで、たゞ吉師とあり。吉師部は姓なり。姓氏錄播津國皇別に、吉志難波忌寸同祖大彥命之後也。難波忌寸。大彥命之後也」とあり。阿倍氏の支別なるべし。さて又、書紀體卷に吉士老とあるを始めて、卷々に吉士某と云ふ名の人多く見えたるは、皆韓國の吉士に因れる稱にして、此の氏人には非ず。是れ又思ひ混ふべからず」とある。五十狹茅宿禰 記には伊佐比宿禰とあり。記傳に「歌にも伊佐智須區禰とあれば、比字は地の誤か。季治云、知と比とは横通也。靈、千木、氷木同語。また應神紀廿二年の條には、灼然を伊耶比古と訓めり。第二一五講參照 即ち伊佐智・伊佐比、何れに訓むも誤には非ず。さて此人は、姓氏錄に依るに、大彥命の子孫なるべし」とある。さて記には「此時忍熊王以難波吉師部之祖・伊佐比宿禰爲將軍」とあつて、倉見別事は見えない。令興東國兵 此の東國は、近江より以東の國と云ふ義である。菟野 記に斗賀野とあり。仁德紀三十八年秋七月。

天皇與皇后居高臺而避暑。時每夜自菟野有鹿鳴。其聲寥亮而悲之。又攝津國風土記に「雄伴郡有夢野。父老相傳云。昔者刀我野有牡鹿云々。故名此野曰夢野。」などある野で、攝津志に「矢田部郡(今、武)夢野。舊名、刀我野。」とあり、類聚解に「兵庫北鴨越よりも少し北の野也」とある。住吉 攝津國住吉郡(今の大坂)である。時皇后云云 此時、忍熊王は退いて、津國に屯して待ち給へるので、皇后は播磨國まで進み幸ませるのである。泊于紀伊水門。通釋に「紀伊水門は、神武紀なる男水門とある地にや。紀伊名所圖繪の、海部郡(今、海)衣奈八幡宮の下に、古老傳云、應神天皇の御船、當郡大引浦に著し、夫より上陸し給ひて、此地に行宮を建てて、暫く坐しければ、土人尊びて其趾に神宮を造り、後世八幡宮と尊崇奉る」とある。務古水門 水戸本、薩摩本には務古を武庫とある。和名抄に「攝津國武庫郡武庫郷」とあり。攝津志に「武庫郡東至河邊郡界。西至菟原郡界。南至海濱。北至有馬郡界。武庫郷今日武庫莊。」とある。

於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可近皇后。當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。亦事代主命誨之曰。祠吾于御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。亦表筒男。中筒男。底筒男。三神誨之曰。吾和魂宜居大津滄中倉之長峽。便因看往來船。於是隨神教以鎮坐焉。則平得度海。

於是天照大神誨へまつりて曰はく「我が荒魂をば皇后に近づく可からず。當に御心の廣田國に居らしむ當し」。即ち山背根子が女・葉山媛を以て祭は令む。亦た稚日女尊誨へて曰はく「吾は活田長峽國に居らむ欲ふ」。因て海上五十狹茅を以て祭は令む。亦た事代主命・誨へて曰はく「吾を御心の長田國に祠れ」。則ち葉山媛の弟・長媛を以て祭は令む。亦た表筒男、中筒男、底筒男、三はしらの神誨へて曰はく「吾が和魂をば、宜しく大津の滄中倉之長峽に居らしむ宜し。便ち因て往來船を看む」。於是神の教の隨に以て鎮め坐さしむ焉。則ち平かに海を度ることを得たまへり。

【第三三七講】天照大神誨之曰 占卜の上に現はれて教へ給へるのである。荒魂不可近皇后 通釋に「今かく教へ給へる御旨は、御軍を出し、虜を征伐し給ふなどにこそ、荒魂の用は有りけれ。此後、常に皇后の御許近く坐しは、其の荒魂の進みに依りて、皇后の御爲めに善からぬ事もこそあれ。早く御許を避りて、鎮坐すべき地を定めよ。との御意と知られたり云々」とある。御心廣田國 御心之は、廣と云はむ爲めの冠詞。次に御心長田國とあるも同じ。此地は攝津國武庫郡・廣田郷で、風土記に「今號廣田明神是也。故號其海濱曰御前濱」とある。山背根子 姓氏録、攝津神別に「山代直。天御影命十一世孫、山代根子之後也」とある。令祭 攝津國武庫郡大社村廣田(官幣)廣田神社である。稚日女尊(官幣中社)である。御心長田國 攝津國八田郡郡・長田神社(官幣中社)がある。大津浮名倉之長峽 即ち大阪市東成區(舊住吉郡)大社 住吉神社がある。攝津國風土記に「所以稱住吉者。昔息長足比賣天皇世。住吉大神現出而巡行天下。覓可住國。時到於沼名掠之長岡之前。南邊是其地。乃謂斯實可住之國。遂讚稱之云。眞住吉住吉國。仍是定神社。今俗畧之直稱須美乃叔」とある。今、是を須美與志と讀むのは、古訓では無い。忍熊王復引軍退。到菟道而軍之。皇后南詣紀伊國。會太子於日高。以議及群臣。遂欲攻忍熊王。

更遷小竹宮。適此是時也。晝暗如夜。已經多日。時人曰常夜行之也。皇后問紀直祖豐耳曰。是惟何由矣。時有二老父曰。傳聞如是惟謂阿豆那比之罪也。問何謂也。對曰。二社祝者。共合葬歟。因以令推問。巷里有二人曰。小竹祝與天野祝。共為善友。小竹祝逢病而死亡。天野祝血泣曰。吾也生為交友。何死之無同穴乎。則伏屍側而自死。仍合葬焉。蓋是之乎。乃開墓視之實也。故更改棺椁。各異處以埋之。則日暉炳燦。日夜有別。

詔 忍熊王。復た軍を引きて退きて。菟道に到りて軍す。皇后、南のかた紀伊國に詣りまして太子に日高に會ひぬ。議を以て群臣に及ぼして、遂に忍熊王を攻めむと欲ほして、更に小竹宮に遷る小竹、此をば之奴と云ふ。是時に適りて、晝の暗きこと夜の如くして、已に多くの日を経たり。時の人の曰く「常夜行く」と。皇后、紀直の祖・豐耳に問ひて曰はく「是の惟、何の由ぞ」。時に一老父ありて曰はく「二の社のへ聞く「是の如きの惟をば、阿豆那比の罪と謂す」。問ひ給ふ「何なる謂れぞ」。對へて曰はく「二の社の祝をば、共に合せ葬れる歟」。因て以て推問は令む。巷里に一人ありて曰はく「小竹祝と、天野祝と、共に善友たり。小竹祝、逢病て死りぬ。天野祝、血涙て曰く、吾れ生けりし時に交友たりき。何ぞ死りに穴を同じくすること無からめ乎と云ひて、則ち屍の側に伏して自ら死りぬ。仍て合せ葬りつ焉。蓋し是ならむ乎」。乃ち墓を開きて視れば實なり。故れ更に棺椁を改め、各處を異にして以て之を埋む。則ち日暉・炳燦て、日夜・別あり。

【第二三八講】

忍熊王。復引軍退

住吉に屯營してゐた軍兵を引いて退却したのである。到菟道而軍之 山城國宇治郡である。通釋に「此時の京は、近江國志賀高穴穗宮なれば、此の王等も其處に在しけむ。故に大和國には入坐さずして、近江の方へと宇治まで退き坐せるなり。」とある。會太子於日高 日高は和名抄に「紀伊國日高郡・比太加」とある。

小竹宮

紀伊國那賀郡・小竹郷。今は志野村と云ふ。常夜行

常に夜ばかりが運行して、明るい晝が無い事を云ふ。即ち神が何事をか忌へ給ふ事があつて、日夜暗黒だったのである。豐耳 紀國造系圖に「天道根命―比古麻命―鬼刀禰命―久志多麻命―大名草彥命―宇遲彥命―舟本命―夜都賀志彥命―豐耳命」とある。有一老父曰 此紀には「一人の老父有りて曰はく」とあるが、天野社記には、豐耳命がト兆に據つて其の理由を知れりとし、且つ是を應神の御代の事と傳へてゐる。即ち其文に「然らば何也と天皇問ひ賜ひき。即ち申さく「都奈合に在り」と申しき。即ち「都奈合とは何ぞ」と問ひ賜ひき。即ち「天野祝と、神野祝と、二人同じ心に在りて、同じ棺に入らむと云ひき」と豐耳、占相へ申しき(譯文)」とある。阿豆那比之罪 相契合の義で、念契を云ふ。此の兩人、男色の穢行に淫り、己が仕奉る神事も放擲し、合葬まで執行つた罪穢を、神の惡み給へる趣である。小竹祝 神社及び系譜等、詳かでない。天野祝 紀伊國伊都郡天野村・天野

明神社の神職である。(天野神社は延喜式に丹生津姫神社とあり。社記に「祭神は天照大神の御妹・稚日女尊なり。神世より本國和歌浦・玉津島に鎮まり給ふ。神功皇后凱旋の後、伊都郡丹生の川上の菅川の藤代峯に鎮め奉る」とある)。

三月丙申朔庚子。命武内宿禰。和珥臣祖武振熊。率數萬衆。令擊忍熊王。爰武内宿禰等選精兵。從山背出之至菟道。以屯河北。忍熊王出營欲戰。時有二熊之疑者。為忍熊王軍之先鋒。熊之疑者。葛野城首吉師之遺。則欲勸己衆。因以高唱之歌曰。烏智箇多能。阿邏々摩菟麼遷。摩菟麼羅珥。和多利噲祇氏。菟區

喻彌珥。末利椰塢多具倍。宇摩比等破。于摩譬若奴知野。伊徒姑播茂。伊徒姑姑池。伊裝阿波那和例波。多摩岐波屢。于池能阿厨餓。波邏濃知波。異佐誤阿例椰。伊裝阿波那和例波。

三月、丙申の朔の庚子の日(五)、武内宿禰、和珥臣の祖・武振熊に命おほせて、數萬の衆を率ゐて忍熊王を撃たしむ。爰に武内宿禰等、精兵を選びて、山背より出でて菟道に至りて、以て河の北に屯む。忍熊王、營を出でて戦はむとす。時に熊之凝と云ふ者あり。忍熊王の軍の先鋒たり(熊之凝は、葛野城首の祖なり。一云く、多吳吉師の遠祖なり)則ち己が衆を勸めむと欲ふ。因て以て高唱く歌ひて曰く、

彼方の。荒々松原。松原に。渡り行きて。楳弓に。響矢を副へ。貴人は。貴人ども馬。愛子はも。愛子ども。いざ相戦な我は。たまきはる。内の朝臣が。腹内は。砂有れや。いざ相戦な吾は。

【第三九講】 武振熊 天足彦國押人命の三世孫、彦國尊命の孫である。熊之凝 名義は通證に「大和國平群郡。有熊凝村。今云額田部。」とあるが詳かでない。多吳吉師 通釋に「多吳は氏(地名なり)。吉師は尸なり(上文なる難波吉士の吉士)續紀神龜三年正月。授正六位上多胡吉師手外從五位下」とあり(手は名)。考證に、多胡吉師。世系未詳。神功紀作「多吳吉師」とあり。さてまた記の應神段に、阿知吉師及和邇吉師あり。記傳云、紀に吉士某、また何々吉士某など云へる名多し。まれに吉師とも書けり是なり。此はもと新羅國の官十七等の中の、第十四を吉士と云ふ山、漢籍北史に見えれば、皇國にても其を取りて、藩人の品に用られたりと思えて、禮體卷に吉士老、敏達卷に吉士金、吉士木連子、吉士譯語彦、雄略卷に日

鷹吉士堅磐。固安鏡など、なほ卷々に多く見えたり。さて此の吉士と云者の事を記せるを考るに、或は韓國に遣す使、或は韓人の朝れるを接待ふ事など、凡て藩國の事に仕奉れり。是を以思ふに、もと韓國より歸化居る者を、此品になし賜ひて、子孫も其職を繼りて見ゆ。阿知吉師、和邇吉師も其類也と云へり」とある。烏智箇多能 烏智箇多は地名・彼方である。神名帳に宇治彼方神社とあり。帳考に、今小路方者謂宇治橋北。今在橋傍」とある。阿邇々摩菟羅 釋紀に、荒荒松原也とある。間荒に樹てる松原を云ふ。和多利喻祇臣 忍熊王は宇治川の南(久世郡)に屯してありし故に、宇治川の北なる松原に渡り行きて戦ふ意である。菟區彌彌珥 楳木を以て造れる弓で、和名抄に「楳津木堪作弓」とある。末利椰 鳴矢の轉と云ふ。萬葉九に紀國の昔弓雄の響矢もて云々とある。貴人は、貴人共や 貴人は第一六一講に出づ。共は、思ふ共など云ふに同じ。やは助辭。此の二句は「將官は將官ども互ひに奮闘努力し」の意である。伊徒姑播茂云々 愛子は愛子共の義。愛子とは、此處では此歌の作者たる先鋒の將軍・熊之凝が、其の部下の士卒等を親しみて云へる語で、彼の神武天皇が將卒等を「吾子よ」と歌ひ給へると同じ。即ち此の二句の意は、「我が親愛なる兵卒各員は、各員ども互ひに心を協せて」との意である。(此句の解釋、從來の諸説皆非也)。伊裝阿波那和例波 率將合戰・吾者である。伊裝世・内(現)等の語の枕詞とす」とある。一首の意は 彼の敵の軍勢が屯營してゐる彼方の荒々松原に、速く渡り行きて、弓に矢を相副へ、將官は將官ども、兵士は兵士ども、互ひに協力一心・奮闘努力し、いざ／＼突進して勝負を決すべし。いかに驍勇無雙なる武内宿禰なればとて、腹の内は眞砂に固められてゐる筈も有るべからねば、箭の徹らぬ事はよもあらじ。率々進みて相戦はむ・我軍は……との意である。

時武内宿禰令三軍。悉令椎結。因以號令曰。各以儲弦藏于髮中。且佩木刀。既而舉皇后之命。誘忍熊王曰。吾勿貪天下。唯懷幼王。從君王者也。豈有距戰耶。願共絕弦捨兵。與連和焉。然則君王登天業。以安席高枕。專制萬機。則顯令軍中。悉斷弦解刀。投於河水。忍熊王信其誘言。悉令軍衆。解兵投河水。而斷弦。爰武内宿禰令三軍。出儲弦更張。以佩真刀。度河進之。忍熊王知被欺。謂倉見別。五十狹茅宿禰曰。吾既被欺。今無儲兵。豈可得戰乎。曳兵稍退。武内宿禰出精兵而追之。適遇于逢坂。以破。故號其處曰逢坂也。軍衆走之。及于狹々浪栗林。而多斬。於是血流溢栗林。故惡是事。至于今。其栗林之菓。不進御所也。

忍熊王逃無所入。則喚五十狹茅宿禰而歌之曰。伊裝阿藝。伊佐智須區禰。多摩枳波屢。于知能阿會俄。勾夫菟智能。伊多氏於破孺破。珥倍迺利能。介豆岐齊奈。則共沈瀨田濟而死之。于時武内宿禰歌之曰。阿布彌能彌。齊多能和多利珥。伽豆區吉利。梅珥志瀨曳泥癢。異枳迺倍呂之茂。於是探其屍。而不可得也。然後數日之。出於菟道河。武内宿禰亦歌曰。阿布瀨能瀨。齊多能和多利珥。介豆區吉利。多那伽瀨須疑氏。于泥珥等邏倍菟。

冬十月癸亥朔甲子。群臣尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛巳。即爲攝政元年。

正訓 時に武内宿禰、三軍に令して、悉くに椎結せしむ。因て以て號令ちて曰く「各、儲弦を以て髮の中に藏せ。且た木刀を佩け」と。既にして皇后の命を擧げて、忍熊王を誘つりて曰く「吾れ天

下を食ること勿し。唯だ幼き王を懷きて、君王に從はむ。豈に距ぎ戦ふこと有らむ耶。願はくは共に弦を絶ち、兵を捨て、與に連和からむ焉。然れば則ち君王・天業しらして、以て席に安く枕を高くして、專に萬機を制しめせ」と。則ち顯に軍中に令ちて、悉くに弦を斷ち刀を解きて河水に投てつ。忍熊王、其の誘言を信じて、悉に軍衆を令て、兵を解きて河水に投棄て、弦を斷たしむ。爰に武内宿禰、三軍に令ちて、儲弦を出だして更に張りて、以て真刀を佩き、河を渡りて進む。忍熊王、欺かれたることを知りて、倉見別、五十狹茅宿禰に謂りて曰く「吾れ既に欺かれぬ。今、儲の兵無し。豈に戦ふことを得べき乎」と。兵を曳きて稍くに退く。武内宿禰、精兵を出だして之を追ふ。適ま逢坂に遇ひて以て破る。故れ其の處を號けて逢坂と曰ふ。軍衆走ぐ。狹々浪の栗林に及きて多に斬しつ。於是、血流れて栗林に溢く。故、是事を惡みて、今に至るまで其の栗林の菓を御所に進らす。

忍熊王、逃げて入るゝ所無し。則ち五十狹茅宿禰を喚して、歌よみして曰く、
いざ吾君。五十狹茅宿禰。たまきはる。内の朝臣が。頭槌の痛手負はずば、鳩鳥の。潜せな。

則ち共に瀨田濟に沈みて死りぬ。時に武内宿禰、歌よみて曰く、
近江の海。瀨田の濟に。潜く鳥。目にし見えねば。悵愁ろしも。

於是、其の屍を探れども得ず。然るに後、數日、菟道河に出でたり。武内宿禰また歌ひて曰く、
淡海の海。勢田の濟に。潜く鳥。田上過ぎて。菟道に捕へつ。

冬十月癸亥朔甲子日(五)群臣皇后尊びて皇太后と曰す。是年太歲辛巳。即ち攝政元年と爲す。

【第二四〇講】時武内宿禰云々 前講の熊之凝の雄渾なる歌に奮起して、敵軍が河を渡さんとする形勢の雄々しきを見て、今、力戦せば官軍の損傷多からむ事を思ひ、遽かに謀を構じたのである。令稚結 胃を脱がせ髪を結びて、表面には和睦する状を装ひ、實は其の結髪の中に弓弦を隠匿したのである。備弦(一訓、う)軍防令に「凡そ兵士は、人毎に弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、云々」とある。即ち副弦(替弦)を云ふ。言義は藏弓弦の義で、袋に藏め置く弦の意也と云ふ。逢坂 大津の西方の逢坂山で、和歌の名所として何人も知る地である。狭々波粟林 近江の海(琵琶湖)は淡水なので淡海を以て其の國名と爲し、また其湖の波の穩かなるに因り、細波の語を以て湖畔の稱號としたのである。さて粟林は、催馬樂歌に「粟津原の御栗栖の云々」とある處であらうと云ふ。(粟津原は瀬田の西岸に在り。)不進御所 於茂能は大食物の略。天皇の御膳を云ふ。伊斐阿藝 いざ吾君の義。五十狹茅宿禰を親しむ詔へるのである。勾夫菟智能 頭槌の太刀(第九)を云ふ。痛手負はずは 痛手を負はんよりはとの意である。是は古語の一格で、萬葉にも例が多い。鳩鳥の 鳩は美保とも云ふ。鴨よりも稍小さき水鳥で、俗に加津布里、また潜鳥とも名づく。水を潜く鳥なるを以て、鳩鳥の葛飾早稻、鳩鳥の潜く池水など潜といふ語の枕詞とす。一首の意は、いざ吾兄・五十狹茅宿禰よ、武内宿禰の佩ける頭槌の太刀にて斬殺せられむよりは、此の瀬田河に身を投じて自殺せむ、との意である。異積廻信呂之茂 息滯ろしもの義で、憂鬱なるを云ふ(第八十講、懷愴の條参照)。さて此歌の一首の意は、敵の俘虜、其他の情報に依れば、忍熊王は五十狹茅宿禰と共に、近江の湖の瀬田の波に投身したり、との事なれど、或は水中より遁れて、何處へか隠れ赴きしに

は非ざる歟。其の死屍が見えざる故に、甚だ憂慮に堪へ難し、との意である。出於菟道河 數日の後、忍熊王の死屍が宇治河へ浮んだのである。菟道に捕へつゝの歌 數日前に彼の近江の瀬田川の水中へ潜入した鳥は、其後行方不明で、甚だ心懸りであつた處が、瀬田川の下流の田上を過ぎ、其の續きの山城國の宇治河に至り、今日之を捕ふる事を得て、爰に始めて心落居たり、との意である。即爲攝政元年 曩に「新羅を伐ち給ひし明年(二四五頁)」と記されたる所からが、即ち攝政元年に爲るのである。

二年冬十一月丁亥朔甲午。葬天皇於河内國長野陵。

三年春正月丙戌朔戊子。立譽田別皇子爲皇太子。因以都於磐余。是謂三若櫻宮。

五年春三月癸卯朔己酉。新羅王遣汗禮斯伐。毛麻利叱智。富羅茂智等朝貢。仍有返先質微叱許智伐早之情。是以詭許智伐早而給之曰。使者汗禮斯伐。毛麻利叱智等。告臣曰。我王以坐臣久不還。而悉沒妻子爲俘。冀還本土。知虛實而請焉。皇太后則聽之。因以副葛城襲津彥而遣之。共到對馬。宿于鉏海水門。時新羅使者毛麻利叱智等。竊分船及水手。載微叱早岐。令逃於新羅。乃造葛靈。置微叱許智之床。詐爲病者。告襲津彥曰。微叱許智忽病之將死。襲津彥使人令看病。即知欺而捉新羅使者三人。納檻中以火焚而殺。乃詣新羅。次于踏鞴津。拔草羅城還之。是時俘人等。今桑原佐廢。高宮。忍海。凡四邑漢人等之始祖也。

二年(八六二)の冬十一月、丁亥の朔の甲午の日(八)、天皇を河内國の長野陵に葬しまつる。

三年(八六三)の春正月、丙戌の朔、子の日(三)、豊田別皇子を立て、皇太子と爲たまふ。因て以て磐余に都つくる。是を若櫻宮と謂す。

五年(八六五)の春三月、癸卯の朔の己酉の日(七)、新羅の王、汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅茂智、等を遣はして朝貢たてまつる。仍て先の質、微叱許智伐早を返らしめむと云ふ情あり。是を以て許智伐早に詔へて、給きて曰さしむらく、「使者、汗禮斯伐、毛麻利叱智等、臣に告げて曰さく、我が王、臣が久しく還らざるに坐りて、悉くに妻子を没めて、孥と爲せりと。冀くは暫く本土に還りて、虚・實を知りまをさむ」と請さしむ焉。皇太后すなはち聽し給ふ。因て以て葛城襲津彦を副へて遣しつ。共に對馬に到りて、鉏海の水門に宿る。時に新羅の使者、毛麻利叱智等、竊かに船・及び水手を分ちて、微叱早岐を載せて新羅に逃れ令め、乃ち葛靈を造りて、微叱許智の床に置きて、詐りて病する者の爲して、襲津彦に告げて曰く、「微叱許智、忽に病して將に死なむとす」と。襲津彦、人を使用して病を看せしむ。即ち欺かれたることを知りて、新羅の使者三人を捉へて、檻中に納めて火を以て焚き殺しつ。乃ち新羅に詣りて、蹈鞠の津に次りて、草羅の城を抜きて還る。是時の俘人等は、今の桑原、佐摩、高宮、忍海、凡て四の邑の漢人等が始祖なり。

【第二四一講】河内國・長野陵 諸陵式に「惠我長野西陵。穴門豊浦宮御宇仲哀天皇。在河内國志紀郡(今、南河内郡)。兆城東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟」とある。磐余 大和國十市郡(今、磯城郡)の地名で、神武紀に見えてゐる。微

叱許智・伐早 前に微叱許智・波珍干岐(干岐は王族の稱號)と有つた人である。伐早は彼國の冠名で、東國通鑑に「一曰・伊伐准(伐早に同じ)。二曰・伊尺准。三曰・匝准。四曰・波珍准。五曰・大阿准。皆授眞骨」とある。即ち前には波珍(位)で有つたのが、伐早(位)に昇つたのである。孥 官奴である。官にて仕ふ奴婢を云ふ。請 焉 是は其の虚實を知つて、實ならば朝廷に請ひ申して、其の寃を解かむ事を願ひ奉らむ。との意である。葛城襲津彦 記(孝元)に「建内宿禰の子、并せて九人云々。葛城襲津彦は、玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣等の祖也」とあり、續後紀に「武内宿禰第六男」とある。さて記傳に、「此人の葛城に居りけむ事は、其の御女の石之姫命(仁德)の御歌に、「葛城高宮、我家の邊り」と詠み給ひ、また允恭卷に、此人の孫・玉田宿禰の家、葛城なりし趣なるを以て知るべし。さて此人、神功紀五年に初めて見え、仁德四十一年まで見ゆ。其間凡そ百五十年なり。壽長き人なりけむ」と言はれた。さて襲津彦と云ふ名は、萬葉十一に「葛城の襲津彦眞弓云々」とあるに據れば獵彦の義で、獵弓・獵矢の射手であつたのであらう。鉏海 水門 今の慶尙道金海あたりの水門ならんと云ふ。藪 草人形の義。即ち藪人形である。禮記註に、「藪靈、束草爲人馬。謂之靈者神之類」とある。檻 此語は按ずるに呻吟屋の義である。猛獸・罪人等を入る、檻牢を云ふ。蹈鞠津 慶尙道梁山郡の地である。草羅城 雄略紀には匪羅とある。文獻備考新羅地名に、「良州本・畝良州。高麗曰・梁州。本朝、慶尙道梁山郡」とある。城を佐志と訓むのは韓語である。桑原 和名抄に、「大和國葛上郡(今、南葛城郡)桑原。」姓氏錄・大和國諸蕃に、「桑原直。漢高帝十世孫。萬得使主之後也。」とある。佐摩 大和國南葛城郡葛城村字佐味村である。高宮 和名抄に、「大和國葛上郡・高宮」とある。忍海 和名抄に、「大和忍海郡(今、南葛城郡)於之乃美」とある。四邑 漢人 通釋に、「此時に將て來りし俘人は、韓人ながら、みな漢人なりけん。此例いと多し。然るを集解に、案謂新羅人爲漢人。猶如今俗謂鮮人爲唐人」と云

はれたるは、深く考へられざりしなり。」とある。

十三年春二月丁巳朔甲子。命武内宿禰。從太子令拜角鹿筭飯大神。癸酉。太子至自角鹿。是日。皇太后宴太子於大殿。皇太后舉觴。以壽于皇太子。因以歌曰。虛能彌企破。和餓彌企那羅儒。區之能伽彌。等虛豫耳伊麻輸。伊破多々須。周玖那彌伽未能。等豫保枳。保枳茂苔倍之。訶武保枳。保枳玖流保之。摩菟利虛辭彌企。阿佐孺鳩齊佐々。武内宿禰爲太子答歌之曰。許能彌企鳩。伽彌雞武比等破。厨能菟豆彌。于輸珥多氏氏。于多比菟々。伽彌雞梅伽墓。許能彌企能。阿椰珥。于多娜濃芝作沙。

正訓 十三年(八七三)の春二月、丁巳の朔の甲子の日(八)、武内宿禰に命おほせて、太子に従へまつりて、角鹿の筭飯大神を拜みまつら令む。癸酉の日(十七)、太子、角鹿より至り給ふ。是日、皇太后、太子に大殿に宴し給ふ。皇太后、觴を舉げて、以て皇太子に壽し給ふ。因て以て歌して曰はく、是の酒は。吾が酒ならず。藥の神。常世に在す。岩立たす。少彦名御神の。豊壽ぎ。祝ぎ纏ほし。神壽ぎ。祝ぎ旋ほし。獻り來し神酒ぞ。酒さず飲せ・樂し。武内宿禰、太子の爲に答歌よみて曰さく、

是の御酒を。醸みけむ人は。其の鼓。白に立てて。歌ひつゝ。醸みけめかも。此の御酒の。偉に。心樂し・樂し。

【第二四二講】 筭飯大神 越前國敦賀(官幣)氣比神宮。祭神は御食津大神、即ち食靈の大神の義也と云ひ、又一説には字

の如く筭飯の神の義也とも云ふ。此の神社に仲哀天皇を合せ祀れるのは、天書に「神功皇后の十三年二月八日(子)先帝の靈を越前に祭りて氣比大神と號す」とある。尙ほ此社の事は、筭飯宮(第二三講)の條を参照すべし。皇太后舉觴以壽于太子。記に、「於是還り上り坐せる時に、其の御祖・息長足姫尊、待酒を醸みて獻る」とあり、壽を佐加保賀比と讀めるのは、記に「此は酒樂の歌也」とあるに據れる訓である。さて佐賀比は保岐(祝)の延語で、願を禰賀比と云ふと同じ。藥之神。少彦名神は藥之神である事は神代紀に見える。常世に在す。此神は常世に渡り給へる事も神代紀に出づ。岩立たす岩の如く立てる意で、常に動き無きを云ふ。豊壽。豊秋津島、豊榮登などの豊で、豊かに祝ふ事を云ふ。酒さず飲せ・樂盃に飲み残して、酒を乾かし濁せしむる如き事を爲給はず、十分に飲み給へとの意。樂は、俗に率々と催し誘ふ意の祝言也と云ふ。一首の意は。此酒は、吾が醸造して獻る酒には非ず。藥の神で、不老不死の國に、岩の如く動き無く常住不變に在し坐す少彦名神が、太子の御爲に、懇ろに祝ぎに壽ぎ重ねて、不老不死の國より獻上し來れる神酒なれば、いざ／＼飲み盡して壽を延べ給へとの意である。即ち此酒は太子の御壽を少彦名神に禱り申して醸造せしめ給へる神酒であつた事と知られる。其鼓・白に立てと云々。上古に酒を醸造する儀式には、鼓を打ち、白を舂き、舞ひ歌ふ事を爲したのである。即ち記の應神卷に「吉野の國栖等云々。吉野の白禰上に横白を作りて、其の横白に大御酒を醸みて、其の大御酒を獻る時に、口鼓を擧げて、伎を爲して歌ひて曰さく云々。」また儀式帳・大嘗會儀にも「且春・且歌」とある。白に立ててと云ふのは私記に「白邊立鼓。以其聲、助ニ梓聲也。」とある。歌ひつゝ云々。記には「歌ひつゝ醸みけれかも。舞ひつゝ醸みけれかも」とある。于多娜濃芝。心樂しの義である。心を于多と云ふ事は、上卷二三八頁の附説に出づ。(契沖説に安樂し也と云ひ、記傳に轉樂し也と言へるのは共に非である)。一首の意は。是の御酒を醸造した人は、鼓を白の邊に立て置

いて、其鼓を打ち鳴らし、面白く歌ひつゝ、醸みし故に歎、此の御酒を飲む隨に、甚だ心が愉快に成りて、いと樂しとの意である。

三十九年。是年也太歲己未。(魏志云。明帝景初三年六月。倭女王、遣大夫難斗米等。詣郡。求詣天子。朝獻。太守劉夏、遣吏。將送詣京都也。)

四十年。(魏志云。正始元年。遣建中校尉梯儁等。奉詔書印綬。詣倭國也。)

四十三年。(魏志云。正始四年。倭女王。復遣使大夫伊聲者。掖耶約等八人。上獻。)

【正訓】三十九年。是年、太歲・己未。(魏志に云、明帝の景初三年六月、倭女王、大夫・難斗米等を遣はして郡に詣り、天子に詣でて朝獻らむことを求む。太守・劉夏、吏を遣はして、將送りて京都に詣る。)

四十年。(魏志に云、正始元年、建中校尉梯儁等を遣はして、詔書・印綬を奉りて倭國に詣る。)

四十三年。(魏志に云、正始四年、倭女王、復た使大夫・伊聲者、掖耶約等八人を遣はして上獻。)

【第二四三講】此條(三十九年。四十年。四十三年の三章)は、魏志の文を後人が書入れたもので、流布本を始め、諸本悉く細字(雙註)に記されてゐる。即ち此の三章は、江古本、清家本等に載せられて無いのが正しいのである。(集解、黒羽本、通釋等には削除された。)

四十六年春三月乙亥朔。遣斯摩宿禰于卓淳國。(斯摩宿禰者不知何姓人也)於是卓淳王末錦早岐告斯摩宿禰曰。甲子年

七月中。百濟人久氐。彌州流。莫古。三人到於我土。曰。百濟王聞東方有日本貴國。而遣臣等。令朝其貴國。故求道路。以至于斯土。若能教臣等。令通道路。則我王必深德君王。時謂久氐等曰。本聞東有貴國。然未會有通。不知其道。唯海遠浪嶮。則乘大船。僅可得通。若無船舶。雖有二路津。何以得達耶。於是久氐等曰。然即當今不得通也。不若更還之。備船舶。而後通矣。仍曰。若有貴國使人來。必應告吾國。如此乃還。爰斯摩宿禰即以下。僉人爾波移與卓淳人過古二人。遣于百濟國。慰勞其王。時百濟肖古王。深之歡喜而厚遇焉。仍以五色綵絹各一疋。及角弓箭。并鐵鋌四十枚。幣爾波移。便復開寶藏。以示諸珍異。曰。吾國多有是珍寶。欲貢貴國。不知道路。有志無從。然猶今付使者。尋貢獻耳。於是爾波移奉事而還告志摩宿禰。便自卓淳還也。(猶今は蓋し從今の誤寫也。)

【正訓】四十六年(丙午九〇六)の春三月、乙亥の朔の日、斯摩宿禰を卓淳國に遣す(斯摩宿禰は何れの姓の人と云ふことを知らず)。於是・卓淳の王、末錦早岐、斯摩宿禰に告げて曰く「甲子の年(四年)の七月の中の十日ばかり、百濟人・久底、彌州流、莫古の三人、我土に到りて曰く、百濟の王、東の方に日本と云ふ貴國あることを聞きて、臣等を遣して其の貴國に朝で令む。故れ道路を求めて以て斯土に至れり。若し能く臣等を教へて道路を通はさ令ば、則ち我が王、必ず君王を深徳せむ。時に久氐等に謂りて曰く、本より東に貴國有ることを聞けり。然れども未だ會て通ふこと有らざれば、其の道を知らず。唯し海遠く浪嶮し。則ち大船に乗りて僅かに通ふことを得べし。若し船舶無くば、路津有りと雖も何を以てか達る

ことを得む耶。於是・久氏等の曰く、然らば即ち當今は通ふことを得まじ。若し、更に還りて船舶を備ひて、而して後に通はむには矣。また仍に曰しく、若し貴國の使人・來ること有らば、必ず應に吾國に告げ給へ。如此言ひて乃ち還りぬ」と。

爰に斯摩宿禰、即ち倭人・爾波移と、卓淳の人・過古との二人を以て百濟國に遣して、其の王を慰勞はしむ。時に百濟の肖古王、深く歎喜ひて厚に遇しつ焉。仍て五色の綵絹おの／＼一疋、及び角の弓箭、並びに鐵錠四十枚を以て爾波移に幣ふ。便ち復た寶藏を開けて、以て諸々の珍異を示せて曰く「吾國に多に是の珍寶あり。貴國に貢らむと欲へども道路を知らず。志ありて從ふこと無し。然れば從今、使者に付けて、尋て貢獻らまく耳」。於是・爾波移、事を奉けて、還りて志摩宿禰に告ぐ。便ち卓淳より還りぬ。

【第二四四講】卓淳國 釋紀に「兼方案之。卓淳國者。任那國之別種也。」とあるが詳かでない。欽明紀五年に、新羅に滅された山が見える。末錦早岐 末錦は王の名。早岐は王及び王族の稱である。七月中(調・文月中) 應神紀十二年にも「秋九月中」とある。中は中旬の頃を云ふ。斯土 卓淳國を云ふ。若無船舶 雖有路津 本に「無船舶」の三字無し。今通釋に據つて姑く之を補つた。倭人 從者に同じ。肖古王 東國通鑑に依れば、肖古王は百濟第六世の王で、其の元年は後漢桓帝の永康元年(成務天皇)に當り、神功皇后の新羅を征ち給ひし年は、此王の三十四年に當る。綵絹 通證に「志美は染也。齊明紀・綵帛。訓同。」とある。角弓 和名抄に「角弓。爾雅注云。弭・都能由美。今之角弓也。」とある。弓矢

を角にて作れる弓である。鐵錠 和名抄に「鐵・和名久路加爾。一訓爾利加爾。」とある。鍊鐵の意である。有レ志無レ從 江古本には、有レ志無レ獻とある。然猶今付使者 「然猶今」とあつては文を做さず。從つて何の事とも解し難い。按ずるに此の猶の字は、恐らく從の字の誤であらう。(從字を草書に書くと、恰も猶字の如く誤られる。)即ち「然從今付使者。」である事は一目瞭然である。然るを集解に、「然猶の二字、衍文也」と云つて刪除せるのは僻事である。

四十七年夏四月。百濟王使久氏。彌州流。莫古。令朝貢。時新羅國調使與久氏共詣。於是皇太后。太子譽田別尊。大歡喜之曰。先王所望國人今來朝之。痛哉不逮于天皇矣。群臣皆莫不流涕。仍檢按二國之貢物。於是新羅貢物者珍異甚多。百濟貢物者少賤不長。便問久氏等曰。百濟貢物不及新羅。奈之何。對曰。臣等失道至沙比。則新羅人捕臣等。禁固園。經三月而欲殺。時久氏等向天而咒詛之。新羅人怖其咒詛而不殺。則奪我貢物。因以爲己國之貢物。以新羅賤物。相易爲臣國之貢物。謂臣等曰。若誤此辭者。及于還日。當殺汝等。故久氏等恐怖而從耳。是以僅得達于天朝。時皇太后。譽田別尊。責新羅使者。因以祈天神曰。當遣誰人於百濟。將檢事之虛實。當遣誰人於新羅。將推問其罪。便天神誨之曰。令武內宿禰行議。因以千熊長彥爲使者。當如所願。千熊長彥者。分明不知其姓一人。田部槻本首等之始祖也。百濟記云。於是遣千熊長彥于新羅。責以濫百濟之獻物。職麻那那。比說者。蓋是歟也。

四十七年(九〇七)の夏四月、百濟の王、久氏、彌州流、莫古を使はして朝貢ら令む。時に新羅國の調の使、久氏と共に詣來り。於是、皇太后、太子・譽田別尊、大に歡喜て曰はく「先王の所望し給

ひし國人、今來朝之。痛しき哉、天皇に達はせ奉らざることを矣。群臣、皆な流涕ますと云ふこと莫し。仍て二國の貢物を檢校む(一訓かむが)。是に新羅の貢物は珍異しきもの甚多なり。百濟の貢物は少く賤しくして不良。便ち久氐等に問ひて曰はく「百濟の貢物、新羅に及ばざること奈之何」對へて曰さく「臣等、道を失ひて沙比に至る。則ち新羅の人、臣等を捕へて囹圄に禁む。三月を経て殺さむとす。時に久氐等、天に向ひて咒ひ詛ふ。新羅の人、其の咒ひ詛ふことを怖りて殺さず。則ち我が貢物を奪ひて、因て以て己が國の貢物とし、新羅の賤物を以て相易へて、臣が國の貢物と爲て、臣等に謂りて曰く、若し此辭を誤てらば、還らむ日に及びて、當に汝等を殺す當しと。故、久氐等、恐怖りて從へらく耳。是を以て僅に天朝に達ることを得たり」と。時に皇太后、譽田別尊、新羅の使者を責め給ふ。因て以て天神に祈みて曰はく「當に誰人を百濟に遣して、將に事の虛・實を檢さむ。當に誰人を新羅に遣して、將に其の罪を推へ問はむ」。便ち天神・誨へて曰はく「武内宿禰を令て議を行は令めて、因て千熊長彦を以て使者と爲て、當に所願に如かしむ當し」と。「千熊長彦は、分明しく其の姓を知らざる人なり。一云く、千熊長彦は武藏國の人。今のはれ額田部根本、首等が始祖なり。百濟記に、職麻那・那加比跪と云るは蓋し是れ歟」。於是、千熊長彦を新羅に遣して、責むるに「百濟の獻物を穢し濫れり」と云ふを以てす。

【第二四五講】先王所望國 先王とは仲哀天皇を申す。此の詔宣に就いては、第二二六講の「天皇猶不信」の條を参照す

べきである。沙比 第二四一講に、鉏海、水門とある。囹圄 和名抄に、「囹圄、獄名也。和名比度夜。」記傳に、「人屋の義也。物を入るゝ如くに、人を籠め置く屋を謂ふ」とある。禁 絡むる意。括り付くるを云ふ。咒 詛 能呂比は祈りの延語。詛は説請ふの義。神に訴へて、仇に神罰を與へられむ事を祈請するを云ふ。若誤此辭 若も今我が申付けた辭に違反したならば、との意である。即ち新羅の賤物を以て、百濟の珍貴なる貢物と易へた事を日本に訴へなば、歸途に汝等を殺さむ、と恐喝したのである。千熊長彦 國造本紀に、「思太國造、志賀高穴穗朝御世(成務)。阿岐國造同祖。天湯津彦命十世孫。志久麻彦定賜國造。」とある、此の志久麻彦と同人なるべし。と云ふ説もあるが詳かでない。なほ本文の註に「千熊長彦者、分明不知其姓一人」とあるのは、後人の書入である。

四十九年春三月。以荒田別・鹿我別爲將軍。則與久氐等共勸兵而度之。至卓淳。因將襲新羅。時或曰。兵衆少乏。不可破新羅。更復奉三上沙白蓋慮。請增軍士。即命木羅斤資。沙沙奴跪是二人不知其姓名。但木羅斤資。百濟將也。領精兵。與沙白蓋慮共遣之。徂集于卓淳。擊新羅而破之。因以平定比自林。南加羅。喙國。安羅。多羅。卓淳。加羅七國。仍移兵西廻至古奚津。屠南蠻憺彌多禮。以賜百濟。於是其王肖古。及王子貴須。亦領軍來會。時比利。辟中。布彌支。半古四邑。自然降服。是以百濟王父子。及荒田別。木羅斤資等。共會意流村今云州。流須祇。相見欣感。厚禮送遣之。唯千熊長彦與百濟王。至于百濟國。登三辟支山盟之。復登古沙山。共居磐石上。時百濟王盟之曰。若敷草爲坐。恐見火燒。且取木爲坐。恐爲水流。故居磐石而盟者。示長遠之不朽者也。是以自今以後。千秋萬歲。無絕無窮。常稱三番。春秋朝貢。則將千熊長彦。至都下。厚加禮遇。亦副久氐等而送之。

四十九年(己巳年)の春三月、荒田別、鹿我別を以て將軍と爲し、則ち久氏等と共に兵を勸へて、度りて卓淳國に至り、將に新羅を襲はむとす。時に或の曰く「兵衆(いくさび)少乏(すくなく)して新羅を破る可からず」。更に復た沙白蓋盧を奉(たてまつ)りて軍士を増さむことを謂ふ。即ち木羅斤資、沙々奴跪(二人は其の姓を知らざる人也。但し木羅斤資は百濟の將なり。)に命じて、精兵を領りて、沙白蓋盧と共に遣す。徂(ゆ)きて卓淳に集ひて、新羅を撃ちて之を破りつ。因て以て比自焔、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を平定む。仍て兵を移して西に廻りて古奚の津に至り、南蠻、忙彌多禮を屠り割きて、以て百濟に賜ふ。於是、其の王・肖古、及び王子・貴須、亦た軍を領て來會ふ。時に比利、辟中、布彌支、半古の四邑、自然ら降服ぬ。是を以て百濟の王の父子、及び荒田別、木羅斤資等、共に意流村(今、州流須祇と云ふ。)に會ひぬ。相見て欣感す。禮を厚くして送遣せり。唯た千熊長彦と百濟の王とは、百濟國に至りて辟支の山に登りて盟ひ、復た古沙の山に登りて、共に磐石の上に居り。時に百濟の王、盟ひて曰く「若し草を敷きて坐と爲さば、恐らくは火に焼かれむことを。且た木を取りて坐と爲さば、恐らくは水の爲に流れむことを。故、磐石に居りて盟ふことは、長遠く朽ちざる事を示すもの也。是を以て自今以後、千秋萬歳、絶ゆること無く、窮まること無く、常に西蕃と稱ひつ、春秋に朝貢らむ」と。則ち千熊長彦を將て都下に至りて、厚く禮遇を加へ、亦た久氏等を副へて送せり。

【第二四六講】 荒田別・鹿我別 通釋に、「應神紀十五年に、遣上毛野君祖荒田別巫、別於百濟。仍徵王仁」とあり。姓

氏録止美に、零來津公同祖。豐城入彦命之後也。四世孫荒田別命。また 田邊 豐城入彦命四世孫大荒田別命。また 大野 豐城入彦命四世孫大荒田別命。とあり。さて國造本紀に、浮田國造。志賀高穴穗朝。瑞籬朝五世孫。賀我別王定賜國造。とあり。此の五世孫の上に、皇子豐城命の五字、脱したるものなるべし、と栗田寛云へり。さらば賀我別王を、豐城命五世孫として、姓氏録に合せて考ふれば、荒田別命の子なるべし。さて鹿我別巫別を、荒田別と並べ云へるを、以てみれば、鹿我別巫別は同人なるべし。此の賀我別王を、成務朝に國造となされしを思へば、當昔已に功勳ありし人なるべし」とある。爲將軍。征伐の將軍を遣はされたのは、新羅國が其罪に服さずして、詔使を拒み奉りし故と知られる。沙白蓋盧 集解に、「按卓淳人也」とある。木羅斤資、沙々奴跪 注に「是二人不知其姓一人也。但木羅斤資者百濟將也。」の十九字は後人の書入である。徂集 流布本に但集とあり。今校本に依つて改む。擊新羅而破之 天書に、「此時、新羅和を請うて貢物を奉る」とある。比自焔 此國は文獻備考に、「新羅大王郡。本比自火郡。一云比斯伐。高麗昌寧郡。顯宗入密城。本朝昌寧縣。仁祖朝入靈山」とある處であらう。南加羅 南方に位する加羅を云ふ。南を阿利比志と訓むのは韓語である。喙國 釋紀に、「喙音毒」とある。但し此國は詳かでない。安羅、多羅、加羅 通釋に、「安羅は今慶尙道咸安郡なる阿羅伽伽なり。伽伽の一種なり。文獻備考に、阿羅伽伽國。法興王滅阿良國。以其地爲州。景德王改爲咸安郡」とある。これなり。多羅は同書に、新羅江陽郡。高麗陝州。本朝陝州郡。とある地なり。加羅は、又た加伽とも云へり。數種あり。金官加洛あり。輿地志に、今金海府。有首露王墓云々。大伽伽國あり。輿地志に、大伽伽今高靈縣。小伽伽國あり。伽伽。新羅取之置郡。古寧伽伽國あり。古寧新羅取之爲郡。阿羅伽伽國あり。星山伽伽國あり。珍。三國遺事以星山爲二伽伽之一。とあり。さて安羅も伽伽の一種なれども、後に此地に任那日本府を置かれしより、其の在所によて安羅日本府とも云へり云々」とある。古奚津 集解に、「全羅有

古阜郡古阜縣」とある。南蠻・忱彌多禮 南蠻は、百濟國の南邊を云ふ。通證に謂三韓國之蠻。非三四夷之蠻。と註せり。忱彌多禮は詳かでない。王子の訓、セシムは韓語である。比利。辟中。布彌支。半古。此の四邑も詳かでない。但し魏志の馬韓五十四國の内、卑離國があるに依れば、四邑共に南蠻の内である。意流村。今云州。流須祇。今詳かでない。村をスキと訓めるは天智紀にもあり。韓語也と云ふ。送遣之 荒田別鹿我別木羅斤資を、皇國に送り返したのである。辟支山 通釋に、「辟支山は詳ならず。今、忠清道大興縣に、白日山と云ふあり。名のさまを思ふに、若くは其の山にもあるべし。さて通證に、无例・蓋韓語。八雲御鈔云。牟禮山名。今朝鮮語云ニ毛惠」とあり。されど皇國にても山をムレと云へり。記の雄略條の御製に、「美延斯怒能、袁牟漏賀多氣爾。」皇極紀御製に、「伊磨紀那屢乎武例」とあり。韓語の轉れるか。但し古言か」とある。古沙北史百濟傳に、「其都曰古拔城云々。其外更有五方。中方曰古沙城」とある地で、欽明紀に古婁國とあるのとは別である。

五十年春二月。荒田別等還之。夏五月。千熊長彦。久氏等。至自百濟。於是皇太后歡之間久氏曰。海西諸韓。既賜汝國。今何事以頻復來也。久氏等奏曰。天朝鴻澤。遠及弊邑。吾王歡喜踊躍。不任于心。故因還使。以致至誠。雖逮萬世。何年非朝。皇太后勅云。善哉汝言。是朕懷也。增賜多沙城。爲往還路驛。

五十一年春三月。百濟王亦遣久氏朝貢。於是皇太后語太子及武內宿禰曰。朕所交親百濟國者。是天所致。非由人。故玩好珍物。先所未有。不闕歲時。常來貢獻。朕省此款。每用喜焉。如朕存時。

敢加恩惠。卽年以千熊長彦。副久氏等。遣百濟國。因以垂大恩曰。朕從神所驗。始開道路。平定海西。以賜百濟。今復厚結好。永寵賞之。是時百濟王父子。並頓致地啓曰。貴國鴻恩。重於天地。何日何時敢有忘哉。聖王在上。明如日月。今臣在下。固如山岳。永爲西蕃。終無貳心。五十二年秋九月丁卯朔丙子。久氏等從千熊長彦詣之。則獻七枝刀一口。七子鏡一面。及種々重寶。仍啓曰。臣國以西有水源。出自谷那鐵山。其遶七日行之不及。當飲是水。便取是山鐵。以永奉聖朝。乃謂孫忱流王曰。今我所通。海東貴國。是天所啓。是以垂天恩。割海西而賜我。由是國基永固。汝當善脩和好。聚斂土物。奉貢不絕。雖死何恨。自是以後。每相續朝貢焉。

五十五年。百濟背古王薨。

五十六年。百濟王子貴須立爲王。

五十年(庚午年)の春二月、荒田別等還りぬ。夏五月、千熊長彦、久氏等、百濟より至る。於是皇太后、歡びて久氏に問ひて曰はく、「海西の諸々の韓を、既に汝が國に賜へつ。今、何事ありてか、以て頻りに復た來る」。久氏等、奏して曰はく、「天朝の鴻澤、遠く弊邑に及べり。吾が王、歡喜踊躍りて、心に不任びず。故、還る使に因りて至誠を致す。萬世に逮ぶと雖も、何の年にか朝らざらむ」。皇太后、勅云はく、「善哉、汝が言。是れ朕が懷ふこと也」。多沙城を増賜りて、往還ふ路の驛とす。

五十一年(辛未年)の春三月、百濟の王、亦た久氏を遣して朝貢。於是皇太后、太子及び武内宿

禰に語りて曰はく「朕が交親む百濟國は、是れ天の所致にして人に由れるに非ず。故、玩好珍物先に未だ有らざる所なり。歳時を闕かず常に貢獻する。朕れ此の款を省るに、毎に用て喜ぶ焉。朕が存時の如に、敢て恩恵を加へよ。」即年、千熊長彦を以て、久弋等に副へて百濟國に遣す。因て以て大恩を垂れて曰はく「朕れ神の驗し給へるに従ひて、始めて道路を開き、海西を平定めて、以て百濟に賜へつ。今復た厚く好を結びて、永に寵み賞す。」是時、百濟の王父子、並に額致地て啓して曰さく「貴國の鴻恩、天地より重し。何の日、何の時に敢て忘れまつること有らめ哉。聖王・上に在まして明らけきこと日月の如し。今、臣・下に在りて、固きこと山岳の如し、永に西蕃と爲りて、終に貳心なからまし。」

五十二年(壬申)の秋九月、丁卯の朔の丙子の日(廿)、久弋等、千熊長彦に従ひて詣り。則ち七枝刀一口、七子鏡一面、及び種々の重寶を獻る。仍て啓して曰さく「臣が國の以西に水の源有り。谷那鐵山より出づ。其の遠きこと、七日行きて及ばず。當に是水を飲みて、便ち是の山の鐵を取りて、以て永に聖朝に奉らむ。」乃ち孫の枕流王に謂りて曰く「今我が通ふ海の東の貴國は、是れ天の啓き給ふ所なり。是を以て天恩垂れて、海の西を割きて我に賜へり。是に由て國の基・永に固し。汝、常に善く和好を脩めて、土物を聚め斂めて、貢奉ることを絶さずば、死ると雖も何の恨かあらむと云へり」と。自是以後、年毎に相續きて朝貢する焉。

五十五年(乙亥) 百濟の肖古王薨ぬ。

五十六年(丙子) 百濟の王子・貴須、立ちて王と爲る。

【第二四七講】 諸韓

上文に、南蠻枕彌多禮などあるを云ふ。多沙城 多沙は、繼體紀廿三年に「加羅の多沙津」とあり、

文獻備考に「新羅河東郡。本韓多沙郡。本朝慶尙道河東府。」とある地である。驛 馬屋館の義。單に宇末夜とのみも云ふ。往還の便を計る爲めに、馬を備へ置く館、後世の宿場。如「朕存時」 朕が亡き後も、朕が生きて居りし時と同様に、恩恵を加へよ、との意である。即ち此文は「如今朕存時」と今字を補つて見るべきである。如 は第九二講に出づ。

西蕃 西の臣の國の義。七枝刀 舊説に「高麗國の劍鋒には多く枝あるものあり。蓋し七枝の刀を鞘に收むるに因る稱ならむ。」と云ふ。七子鏡 大なる圓鏡の周圍に、七箇の小さき圓鏡を装着せる鏡である。なほ通釋に「此の太刀、及び鏡を獻れる事は、記の應神卷に、「百濟國貢横刀及大鏡。」とあり。即ち此時の事を記したるなるべし。此紀の大

后の御世は、記の應神の御世なれば、傳の異なるには非じ。」とある。啓 曰 公式令に、三后・皇太子には奏と書かず、啓と書く制がある。谷那鐵山 應神紀八年の本注に「峴南。支侵。谷那。東韓之地。」とあり。百濟の地である。肖古王薨 此王の子孫等は多く皇國に歸化した。即ち「石野連。大丘連。三善宿禰。春野連。面氏。巴汶氏。汶野氏。眞野連。錦部造。」など皆其の末裔の氏なること、姓氏錄に詳かである。貴須 六十四年(第二四九講)に貴須王薨とある。

六十二年。新羅不朝。即年遣襲津彦擊新羅。

百濟記云。壬午年。新羅不奉貴國。貴國遣沙至比跪令討之。新羅人莊飭美女二人。迎誘於津。沙至比跪受其美女。反伐加羅國。加羅國王己本早岐。及兒百久氏。阿首至。闕沙利。伊羅麻酒。爾汝至

等。將_二其人民_一。來_二奔百濟_一。百濟厚遇之。加羅國王妹既殿至。向_二大倭_一啓云。天皇遣_二沙至比跪_一。以討_二新羅_一。而納_二新羅美女_一。捨而不討。反滅_二我國_一。兄弟人民皆爲流離。不_レ任_二憂思_一。故以來啓。天皇大怒。即遣_二木羅斤資_一。領_二兵衆_一。來_二會加羅_一。復_二其社稷_一。

一云。沙至比跪知_二天皇怒_一。不_レ敢公還。乃自竄伏。其妹有_レ幸_二於皇宮_一者。比跪密遣_二使人_一。問_二天皇怒解不_一。妹乃託_レ夢言。今夜夢見沙至比跪從_二新羅_一至。天皇大怒云。比跪何敢來。妹以_二皇言_一報之。比跪知_レ不_レ免。入_二石穴_一而死也。(清本爲_レ疏。猶可_レ見_二他本_一也。)

六十二年(壬午年)新羅・不朝。卽年、襲津彦を遣して新羅を撃たしむ。

百濟記に云く、壬午年、新羅、貴國に貢奉らず。貴國、沙至比跪を遣して討たしむ。新羅の人、美女二人を莊飭りて津に迎へ誘ふ。沙至比跪、其の美女を受けて、反りて加羅國を伐つ。加羅國の王、己本早岐、及の兒・百久氏、阿首至、闕沙利、伊羅麻酒、爾汶至等、其の人民を將て百濟に來奔る。百濟、厚く遇せり。加羅國の王の姉・既殿至、大倭に向て啓して云く、「天皇、沙至比跪を遣し給ひて以て新羅を討たしむ。而るを新羅の美女を納れて、捨て、討たず。反りて我が國を滅ぼせり。兄弟・人民、皆な爲流離。憂へ思ふに不任びず。故れ以て來て啓す」。天皇、大に怒りまして、即ち木羅斤資を遣して、兵衆を領て、加羅に來會へて其社稷を復し給ふ。

一云く、沙至比跪、天皇の怒を知りて、敢て公に還らず。乃ち自ら竄伏る。其の妹、皇宮に幸る者あり。比跪、密かに使人を遣して、天皇の怒、解け給はむや不やを問はしむ。妹、乃ち夢に託けて言さく「今夜夢見らく、沙至比跪、新羅より至る」と。天皇、大に怒りまして云はく「比跪、何ぞ敢て來む」。妹、皇言を以て報之。比跪、免るまじき事を知りて、石穴に入りて死りぬ。

【第二四八講】 遣_二襲津彦_一擊_二新羅_一。通釋に、「東國通鑑」に「晋大元十七年。新羅奈勿王三十七年。倭人來圍_二新羅金城_一。七日不_レ解。」と云ふ事見えたり。是は仁德天皇八十年(壬辰)のこと也。此時の事を傳へ誤りて記せるにや云々。」とある。

百濟記云々 百濟記は、古く百濟人の撰べる史籍で、皇國に傳はつたのである。此外にも、繼體紀、欽明紀等の細書に、「百濟本記」があり、雄略紀、武烈紀の細書に、「百濟新撰」がある。さて斯様に、「百濟記に云く」などと記されてある所は、以後にも彼是れ散見するが、是等は凡て後人の書入である。故に傳寫本も悉く細書に倣つてゐる。沙至比跪 集解に、「按ずるに襲津彦と沙至比跪と其名相近し。然れども事跡を檢すれば大に齟齬す。蓋し別人也。」と言はれた通りである。入_二石穴_一而死 石穴を以波津保と訓めるのは、和訓栞に「岩壺の義。岩の自ら掘穿たれて壺と做れる也」とある。さて已上の傳記を葛城襲津彦の事とするのは甚だしき誤である。襲津彦命は、應神天皇の十四年にも勅を奉じて加羅國に赴き、同十六年に歸朝し、また仁德紀四十一年にも其名が見えて、此傳の如く石穴に入つて死んだ事などは無い。即ち此の百濟記の傳は、他事を謬り傳へた妄説なること勿論である。

六十四年。百濟貴須王薨。王子枕流王立爲_レ王。
六十五年。百濟枕流王薨。王子阿花年少。叔父辰斯奪立爲_レ王。

六十六年。是年晋武帝泰初二年。晋起居注云。武帝泰初二年十月。倭女王遣三重譯一貢獻。(此條は後人の書入なり)六十九年夏四月辛酉朔丁丑。皇太后崩於稚櫻宮。時年一百歲。冬十月戊午朔壬申。葬狹城盾列陵。是日追尊皇太后。曰氣長足姬尊。是年也太歲己丑。

六十四年(九二四)、百濟の貴須王・薨ぬ。王子・忱流王、立ちて王と爲る。

六十五年(九二五)、百濟の忱流王・薨ぬ。王子・阿花、年少し。叔父・辰斯、奪ひて立ちて王と爲る。

六十六年(九二六)、是年、晋の武帝の泰初二年なり。晋起居注に云く、武帝の泰初二年十月、倭女王、重

譯を遣して貢獻。

六十九年(九二九)の夏四月、辛酉の朔の丁丑の日(十七)、皇太后、稚櫻宮に崩りましぬ。時に年

一百歲。冬十月、戊午の朔の壬申の日(十五)、狹城盾列の陵に葬しまつる。是の日、追て皇太后を

尊びて、氣長足姫尊と曰す。是年、太歲・己丑。

【第二四九講】 貴須王薨 姓氏錄に據れば、菅野朝臣。葛井宿禰。宮原宿禰。津宿禰。中科宿禰。雁高宿禰。廣津連。河

内連等は皆此の王の子孫である。忱流王 此王は貴須王の子とあるが、彼の國籍に依れば近仇首王の子とある。(近仇首王

は、近肖古王の子である。) 王子・阿花 東國通鑑には、『晋大元十年。百濟忱流王二年王薨。太子阿華幼。王弟・辰斯

立。』とある。即ち此の通鑑の年立では、仁德天皇の七十三年の事になるので、時代に甚だ相違がある。六十六年云々 此

條は後人の書入で、凡て細字に記されてある。古本に無い方が正しい。皇太后崩 通釋に、『此紀は、皇后には「薨」と書

く例也(崩と書くは、續紀より後なり)。されど此の皇后は、攝政とは申せども、大方御一代の天皇と同じく坐々しむが
ば、神功紀を以て一卷を立て、天皇の御例と齊しく崩と書ける也』とある。狹城盾列陵 諸陵式に、『狹城盾列池上陵。磐
余稚櫻宮御宇神功皇后。在大和國添下郡。兆域東西二町南北二町。守戸五烟。』とある。今、生駒郡(舊添下郡)山陵村にあり。
字五社神と云ふ塚、即ち此の御陵である。

日本書紀 卷第九 終

神功皇后 (六十四年—六十九年)

日本書紀 卷第十

譽田天皇 應神天皇

譽田天皇。足仲彥天皇第四子也。母曰氣長足姬尊。天皇以皇后討新羅之年。歲次庚辰冬十二月。生於筑紫之蚊田。幼而聰達。玄監深遠。動容進止。聖表有異焉。皇太后攝政之三年。立爲皇太子。初天皇在孕。而天神地祇授三韓。既產之。寗生腕上。其形如輶。是宵皇太后爲雄裝之負輶。阿觀故稱其名。謂譽田天皇。上古時俗。號輶。

一云。初天皇爲太子。行于越國。拜祭角鹿筒飯大神。時大神與太子名相易。故號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。然則可謂大神本名譽田別神。太子元名去來紗別尊。然無所見也。未詳。攝政六十九年夏四月。皇太后崩。時年百歲。

【正訓】譽田天皇。皇は、足仲彥天皇(仲)の第四子なり。母を氣長足姬尊(神功)と曰す。天皇、皇后(母の皇太)の新羅を討ち給ひし年、歲次・庚辰の冬、十二月を以て筑紫の蚊田に生れ給へり。幼くて聰達します。玄監・深遠く、動容・進止ありて、聖表・異こと有す。皇太后の攝政之

三年に立ちて皇太子と爲り給ふ(時に年・三)。初め天皇、在孕して、天神・地祇に三韓を授かり給へり。既にして産れませる時、寗(ふす)腕の上に生ひたり。其の形・輶の如し。是れ皇太后の雄裝して、輶を負き給へるに宵ませり(宵、此をば阿觀と云ふ)。故れ其の名を稱へて、譽田天皇と謂す。【上古の時俗、輶を號けて褒武多と謂ふ焉。】

一云く、初め天皇、太子と爲りまして、越國に行まして角鹿の筒飯大神を拜祭り給ふ。時に大神太子と名を相易へ給ふ。故、大神を號けて去來紗別神と曰し、太子をば譽田別尊と名く。然らば則ち大神の本名を譽田別神、太子の元の名をば去來紗別尊と謂しつ可し。然れども無所見未だ詳かならず。

攝政六十九年の夏四月、皇太后、崩ましぬ。(時に年・百歲。)

【第五〇講】譽田天皇。御名義は神功紀に出づ。應神。天中記に、帝王世紀曰。天子至尊之定名也。應神受命。爲天所生子。故謂之天子。とある。歲次。第一七三講に出づ。筑紫蚊田。蚊田は、神功紀に、生譽田天皇於筑紫。號其産處曰字淵(四講)とある。其處の舊名であらう。但し其の御産處は、筑前國怡土郡(今糸島郡)深江の地にありと云ひ。或は糟屋郡宇瀬村に在りとも云ひ、又は筑紫郡宮崎濱に在りとも云つて詳かでない。時年三。仲哀天皇九年(庚辰)の御誕生であるから、皇后攝政三年(癸未)には四歳に成らせられる。即ち三は四の誤であらう。寗(ふす)寗は肉塊を云ふ。一訓に布須倍とあるのは、寗の古語である。其形如輶。記には「初め生れませる時に、輶の如き寗、御腕に生れり。故

れ其の御名を、大綱別尊と申す。」とある。宵合を也行に活用せる語で、合致する事、似る事を云ふ。宵かる等の語も同系である。謂譽田天皇。通釋に「此處は、謂大綱別尊とあるべき也。」とある。上古時俗云々。同書に「褒武多は河内國古市郡(南河)の地名なること記傳に見えたるが如し。決めて古名には非ず。此の十字は後人の附註也。」と言はれた。然則可謂云々。此處より以下、未詳までの廿八字は後人の書入である。

元年春正月丁亥朔。皇太子即位。是年也太歲庚寅。

二年春三月庚辰朔壬午。立仲姬爲皇后。后生荒田皇女。大鸕鷀天皇。根鳥皇子。先是。天皇以皇后姉高城入姬爲妃。生額田大中彥皇子。大山守皇子。去來真稚皇子。大原皇女。潯來田皇女。又妃皇后弟弟姬。生阿倍皇女。淡路御原皇女。紀之菟野皇女。次妃和珥臣祖日觸使主之女。宮主宅媛。生菟道稚郎子皇子。矢田皇女。雌鳥皇女。次妃宅媛之弟小竊媛。生菟道稚郎姬皇女。次妃河派仲彥女弟媛。生稚野毛二派皇子。次妃櫻井田部連男鉏之妹系媛。生隼總別皇子。次妃日向泉長媛。生大葉枝皇子。小葉枝皇子。凡是天皇男女并二十王也。

根鳥皇子。是太田君之始祖也。大山守皇子。是土形君榛原君。凡二族之始祖也。去來真稚皇子。是深河別之始祖也。

元年(九三〇)の春正月、丁亥の朔の日、皇太子即位。是年、太歲庚寅。

二年(九三一)の春三月、庚辰の朔の壬午の日(三)、仲姬を立て、皇后と爲たまふ。后、荒田皇女、大鸕鷀

鵜天皇(仁)根鳥皇子を生みます。是より先に、天皇、皇后の姉・高城入姫を以て妃と爲て、額田大中彥皇子、大山守皇子、去來真稚皇子、大原皇女、潯來田皇女を生まします。又の妃、皇后の弟・弟姬、阿倍皇女、淡路御原皇女、紀之菟野皇女、「三野郎女」を生む。次妃、和珥臣の祖・日觸使主の女、宮主宅媛。

菟道稚郎子皇子、矢田皇女、雌鳥皇子を生む。次妃、宅媛の弟・小竊媛(小竊、此をば烏髯謎と云ふ)、菟道稚郎姬皇女を生む。次妃、河派仲彥の女・弟媛。稚野毛二派皇子(派、此をば摩多と云ふ)を生む。次妃、櫻井田部連・男鉏の妹、系媛。隼總別皇子を生む。次妃、日向泉長媛。大葉枝皇子、小葉枝皇子を生む。「古事記には、小葉枝皇子の次に、幡日若郎女あり。此の皇女、後に履中天皇の后と爲らせ給ふ」凡て是の天皇の男・女、并せて二十の王まします。根鳥皇子は、是れ太田君の始祖なり。大山守皇子は、是れ土形君・榛原君、凡て二族の始祖なり。去來真稚皇子は、是れ深河別の始祖なり。

【第二五講】即位 時に御年七十一。立仲姬爲皇后。仁德紀に「母曰仲姬命。五百城入彥皇子(景行帝)之孫也。」とある。荒田皇女 記に木之荒田郎女とある。大鸕鷀天皇 仁德天皇に坐す。鸕鷀は溝鸕鷀の古名で、神代紀(第七)に少彥名命が此鳥を以て衣と爲給ひし事が見える。さて此の御名の由緒は仁德紀元年に出づ。額田大中彥皇子 通證に「河内國河内郡額田村に祠あり。大中彥皇子を祭る」とある。大山守皇子 四十年春正月の條に出づ。去來真稚皇子 記には伊奢之眞若命に作る。崇神帝の御子にも同名がある。潯來田皇女 記には高目郎女とある。潯來は地名で、和名抄に「河内國石川郡・紺口郷」とある。紀之菟野皇女 記には此の皇女の次に「三野郎女」がある。和珥臣祖・日觸使主 記には丸

應神天皇 (元年一二年)

通之比布禮能意富美とある。日觸は名。使主(借)また意富美は、名の下に附けて云ふ一の稱號である。菟道稚郎子皇子此の皇子は山城國菟道宮に坐々した事が仁德紀に見える。郎子(伊良津古)は郎女に對する稱で、言義は第四一講の妹の條に出づ。矢田皇女 記には八田若郎女とある。此の皇女は仁德の皇后に立たせられた。鷓鳥皇女 記に女鳥王とある。此の皇女の事蹟は仁德紀四十年に見える。宅媛之弟・小厩媛 流布本には弟字が漏れてゐる。今、校本に據て訂した。隼總別皇子 此の皇子の事も仁德紀四十年に見える。小葉枝皇子 通釋に、「古事記には此の皇子の次に、幡日之若郎女を載せたり。此の皇女は紀には洩れたれども、記は正しき傳にて、後に履中天皇の皇后となり給へる「草香・幡梭皇女」は、即ち此の皇女なり。然るを記傳に、「此の幡日之若郎女は仁德の皇女にて、御母・日向髮長媛なるが、日向の泉長媛と名の似たるを以て、記には紛れて此にも入りたるものと見ゆ。」と言はれたるは善からず。」と言はれたのは正しい説である。男女二十王也 此に廿王とあれど、本文の上では一柱不足してゐる。

三年冬十月辛未朔癸酉。東蝦夷悉朝貢。即役蝦夷而作厩坂道。十一月。處々海人訕曉之不從命。訕曉。此云三佐慶。則遣阿曇連祖大濱宿禰。平其訕曉。因爲海人之宰。故俗人諺曰三佐慶阿摩者。其是緣也。是歲。百濟辰斯王失禮於天朝。故遣紀角宿禰。羽田矢代宿禰。石川宿禰。木菟宿禰。噴讓其无禮狀。由是百濟國。殺辰斯王以謝之。紀角宿禰等。便立阿花爲王而歸。五年秋八月庚寅朔壬寅。令諸國。定海人部及山守部。冬十月。科伊豆國令造船。長十丈。船既成之。試浮于海。便輕泛疾行如馳。故名其船曰枯野。由枯野一焉。若謂輕野後人詛歟。六年春二月。天皇幸近江國。至菟道野上而歌之曰。知婆能。伽豆怒塲彌例磨。茂茂智嚙盧。夜珥波母彌

喻。區珥能朋母彌喻。

七年秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並來朝。時命武內宿禰。領諸韓人等作池。因以名池號韓人池。

八年春三月。百濟人來朝。百濟記云。阿花王立。元禮於貴國。故奪我枕彌多禮。及觀南。支徒。

三年(壬辰年)の冬十月。辛未の朔の癸酉の日(三)。東の蝦夷、悉に朝貢する。即ち蝦夷を役ひて厩坂の道を作らしむ。十一月、處々の海人、訕曉きて命に従はず(訕曉、此をば佐慶賣玖と云ふ)。則ち阿曇連の祖・大濱宿禰を遣して、其の訕曉を平めしむ。因て海人之宰と爲す。故、俗人の諺に佐慶阿摩と曰ふは、其れ是の緣なり。

是年、百濟の辰斯王、天朝に失禮し。故れ紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰を遣して、其の無禮き狀を噴讓はしむ。是に由て百濟の國、辰斯王を殺して以て謝之(なふ)。紀角宿禰等、便ち阿花を立て、王と爲て歸れり。

五年(甲午年)の秋八月、庚寅の朔の壬寅の日(十三)、諸國に令ちて海人部、及び山守部を定む。冬十月伊豆國に科せて船を造ら令む。長さ十丈。船・既に成り、試みに海に浮ぶ。便ち軽く泛びて疾く行くこと馳るが如し、故、其船を名づけて枯野と曰ふ。(船の軽く疾きに由て枯野と名く。是の義違へり焉。若は輕野と謂へるを、後人の訛れる歟。)

六年(九三五)の春二月、天皇、近江國に幸まして、菟道野の上に至りて、歌よみて曰はく、

鳥羽の。葛野を見れば、百千足る。家場も見ゆ。國の秀も見ゆ。

七年(九三六)の秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人、並に來朝けり。時に武内宿禰に命して、諸の韓人等を領て池を作らしむ。因て以て池を名けて韓人池と號ふ。

八年(九三七)の春三月、百濟人・來朝けり。(百濟記に云く、阿花王立ちて貴國に禮無し。故に我、忱彌多禮、及び睨南、支侵、谷那、東の韓の地を奪ふ。是を以て王子・直支を天朝に遣して、以て先王の好を脩む。)

【第二五二講】東蝦夷 東國の蝦夷である。厩坂 大和國高市郡にあり。名義は十五年紀に見える。訛(此云佐麼賣玖)佐麼賣玖の佐麼は「ざぶく、ざばく」など云ふ騒音を語原とす。假字は異なれど、騒と同じ意の語である。阿曇連祖・大濱宿禰 阿曇連の事は上卷の第三六講に出づ。此氏は海神の裔で、始めより海人に勢力が有つたので、其の騒擾を平定せしめ給へるので有らうが、此時海人之宰に爲つてからは、愈々その根柢が深められた。即ち履中紀に阿曇連濱子が、淡路の野島の海士を引率て、仲皇子に與せし事などが見える。海人之宰 宰は御言持の義で、天皇の御命令を承け持ちて赴任し、地方を治むる官を云ふ。佐麼阿摩 騒がしき海人の意。景行紀(四講)に蝦夷を佐伯部と言つたのと同じ意味である。失禮於天朝 集解に「天朝、二字。原作貴國天皇。據古本改」とあり。黒羽本、通釋等、皆之に據つてゐる。紀角宿禰 (以下四人)は、武内宿禰の子である。第一・羽田矢代宿禰、次に石川宿禰、次に木菟宿禰、次に紀角宿

禰である。殺辰斯王以謝之 通釋に「此時の事、東國通鑑に、晋大元十七年八月十一日、百濟辰斯王。薨於狗原行宮。忱流王之子阿華立。」とあり。晋大元十七年は、我が仁徳八十年(壬辰)に當れば、百二十一年後の事なり。なほ高麗王の碑銘に「倭以辛卯年來渡海。破百殘新羅。以爲臣民。」とあるは此の前年の事なるべければ、仁徳の御世の事とする方正しきが如し。とある。海人部 海人部は即ち海部である(アマベと)此年、諸國に海人の部民を定めて部長を置き、宰をして之を治めしめたのである。山守部 山林を守る職の部民である。枯野 輕挺の義で、船足が輕く挺出たる意の名である。由船輕疾云々 此の十九字の雙註は、例の後人の書入である。知婆能 守部氏の説に「知婆は鳥羽の轉なり、鳥羽は、今、上鳥羽・下鳥羽ありて、甚廣き地なりければ、鳥羽之葛野と謂ふ。」とある。葛野を見れば 此地の事は第一八三講に出づ。百千足 萬づ満ち足りて調へるを云ふ。家場も見ゆ 賑はしく立並べる民家の見ゆるを云ふ。國の秀も見ゆ 國の秀は、景行紀(第二)の國之壤區と同じ。地形の秀でて麗はしく宜しき處々が見ゆ、との意である。韓人池 大和志に「城下郡(今磯城郡)唐古村に在り。今、柳田池と呼ぶ」とある。百濟記云。阿花王云々 此の註も例の後人の書入であるが、此時の事は東國通鑑に「晋安帝・隆安元年。百濟阿華王六年夏五月。百濟與倭結好。遣太子直支爲質。」とある。隆安元年は、我が仁徳帝の八十五年(西)に當る事であるから、此處に書入れたのは猶ほ誤であらうと云ふ。然し詳かでない。九年夏四月。遣武内宿禰於筑紫。以監察百姓。時武内宿禰弟甘美内宿禰欲廢兄。即讒言于天皇。武内宿禰常有天下之情。今聞。在筑紫而密謀之曰。獨裂筑紫。招三韓。令朝於己。遂將有天下。於是天皇則遣使。以令殺武内宿禰。時武内宿禰歎之曰。吾元無貳心。以忠事君。今何禍矣。無罪而死耶。於是有一壹伎直祖眞根子者。其爲人能似武内宿禰之形。獨惜武内宿禰無罪而空死之。便

語武内宿禰曰。今大臣以忠事君。既無黑心。天下共知。願密避之。參赴于朝。親辨無罪。而後死不晚也。且時人每云。僕形似大臣。故今我代大臣而死之。以明大臣之丹心。則伏劍自死焉。

時武内宿禰獨大悲之。竊避筑紫。浮海以從南海。廻之。泊於紀水門。僅得逮朝。乃辨無罪。天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰。於是二人各堅執而爭之。是非難決。天皇勅之。令請神祇探湯。是以武内宿禰與甘美内宿禰。共出于磯城川濱。爲探湯。武内宿禰勝之。便執横刀。以毆甘美内宿禰。遂欲殺矣。天皇勅之令釋。仍賜紀伊直等之祖也。

九年(九三八)の夏四月、武内宿禰を筑紫に遣して、以て百姓を監察しむ。時に武内宿禰の弟、甘美内宿禰、兄を廢てむと欲ひて、即ち天皇に讒し言さく「武内宿禰、常に天下を望ふ情あり。今、聞る、筑紫に在りて密かに謀りて曰ならず、獨り筑紫を裂きて、三韓を招きて己に朝はしめて、遂に將に天下を有たむとす」と。是に天皇、則ち使を遣して、以て武内宿禰を殺さ令む。時に武内宿禰、歎きて曰く「吾、元より貳心無くして、忠を以て君に事へまつる。今何の禍ぞも矣。罪無くして死らむ耶」。是、壹伎直の祖・眞根子と云ふ者有り、其の爲人能く武内宿禰の形に似れり。獨り武内宿禰の罪無くして空しく死らむことを惜しみて、便ち武内宿禰に語りて曰く「今、大臣、忠を以て君に事へまつる。既に黑心無きことは、天が下共に知れり。願はくは密かに之を避りて、朝に參赴きて、親ら罪無きことを辨めて後に死なむこと晚からじ。且た時人、毎に云ひしく、僕が形、大臣に似り給はれり。故れ今、我

大臣に代りて死りて、以て大臣の丹心を明さむ」と。則ち劍に伏りて、自に死らぬ焉。時に武内宿禰、獨り大きに悲しみて、竊かに筑紫を避りて、浮海、以て南海より廻りて、紀水門に泊る。僅に朝に逮ることを得て、乃ち罪無きことを辨む。

天皇、則ち武内宿禰と、甘美内宿禰とを推問ひ給ふ。是に二人、各堅く執へて争ふ。是、非・決め難し。天皇、勅して、神祇に請して、探湯せさしむ。是を以て武内宿禰と甘美内宿禰と、共に磯城川の濱に出でて探湯を爲ふ。武内宿禰勝ちぬ。便ち横刀を執りて以て甘美内宿禰を毆倒して、遂に殺さむとす。天皇、勅して釋さ令め、仍て紀伊直等が祖に賜へり。

【第二五三講】 監察百姓 紀傳に、「此時武内宿禰の居られし處は知るべからざる如くなれど、筑後國御井郡高良神社の社記に、宿禰此地に居て、九國を鎮められし由云へり。此時の事なるべし」とある。甘美内宿禰 記に、「比古布都押信命。娶尾張連等之祖。意富那毗之妹。葛城之高千那毗賣。生味師内宿禰。此者山代内臣之祖也」とあり、武内宿禰の異母弟である。この甘美内宿禰の子孫が、後に山城國綴喜郡の地に住んで、其の祖名を取つて内村と名づけた。雄略紀に山背内村、式に綴喜郡内神社とある。即ち此の宿禰は、山城内臣の祖である。欲慶兄 本に欲字脱せり。今、熱田本、永享本、並河本、中臣本、薩摩本、通證等に依る。讒言 萬葉集に「人言之。讒乎聞而。」備馬樂葦垣に「親にまうよこしけらしも。」などある。言義は令横で、横さまに人を悪く云ひなすを曰ふ。獨裂 通釋に、「裂は、分裂して己が領地と爲すことか。もしくは裂は製にはあらざるか。」とある。壹伎直眞根子 姓氏錄右京に、「壹伎直。天兒屋根命九世孫。雷大臣之後也。」とある。似大臣 似の訓は、此處の外に雄略紀元年に、「容儀能似天皇。」同四年紀に、「相似天皇。」とあ

る。今按ずるに、是等は皆何れも「似タウハレリ」と訓む爲めの傍訓で、「タウハレリ」は「賜はれり」の音便である。(賜姓曰連などの類也)。即ち「似り給はれり(給はれりは敬語)」と訓むのが正訓で、「似奉れり」と云ふと同じ意味の語である。然るに先哲は、傍訓の儘に「似」の字をタウハレリと讀む事とのみ思ひ誤り、不可解の語として了つたのである。探湯 上古に、事の善惡正邪を判せんが爲めに、神に盟はしめて、手を熱湯の中に入れて攪き漚らしめ、爛傷せざる者を正とし、爛傷する者を邪としたので、允恭紀に、「盟神探湯。此云區訶陀智。」とある。言義は幸郷説に「漚立の義(漚は、漚立・漚落・漚る・漚る。糸の縫目を表に現さず。漚らして縫ふに云ふ。など加行に通じて云ふ語也。)」にて、手を熱湯に漚き立つる意の語也。」と云ふ。磯城河濱 通釋に、「大和國磯城郡の泊瀬河なるべし、此の邊に大神神社坐せば、其神に盟ひて探湯せし也。敏達紀に、蝦夷魁帥・綾糟等が、泊瀬河の中流に下りて、三諸岳に面ひ、嗽水ぎて盟ひし事あるにて知るべし。」とある。紀伊直等之祖 通釋に「紀伊直は武内宿禰の母の家なり。甘美内宿禰を其れに賜ひしは、其家の孥となして、辱かしめ給ひしなり。奴婢の事、神代には火闌降命の、天孫火火出見尊の臣僕となり給ひし事は見えたれど、これは皇族の御上の御事なればなり。皇代に至りて、こゝに始めて見えたり。さて雄略紀十四年に、根使主の子孫を以て、茅渟縣主に賜ひて、負養者と爲し給ひしこと見えたれば、當時の刑に此制ありしなるべく、また根使主の子孫とあるにて、こゝも甘美内宿禰の子孫をも長く紀伊直の家に賜ひしものなる事と知られたり。」と云はれたのは詳しい説である。

十一年冬十月。作劔池。輕池。鹿垣池。厩坂池。是歲。有入奏之曰。日向國有孌子名髮長媛。即諸形君牛諸井之女也。是國色之秀者。天皇悅之。心裏欲覓。

十三年春三月。天皇遣事使。以徵髮長媛。秋九月中。髮長媛至。日向。便安置於桑津邑。爰皇子大

鷓鴣尊。及見髮長媛。感其形之美麗。常有戀情。於是天皇知大鷓鴣尊感髮長媛而欲配。是以天皇宴于後宮之日。始喚髮長媛。因以上坐於宴席。時搗大鷓鴣尊。以指髮長媛。乃歌之曰。伊裝阿藝。怒珥比蘆菟彌珥。比蘆菟彌珥。和俄噓區瀨智珥。伽愚破志。波那多智慶那。辭豆曳羅波。比等末那等利。保菟曳波。等利委俄羅辭。瀨菟愚利能。那伽菟曳能。府保語茂利。阿伽例蘆塲等咩。伊裝佐伽慶曳那。於是大鷓鴣尊。蒙御歌。便知得賜髮長媛。而大悅之。報歌曰。瀨豆多摩蘆。豫佐瀨能伊戒珥。奴那破區利。破陪鷓區辭羅珥。委愚比菟區。伽破摩多曳能。比辭俄羅能。佐辭鷓區辭羅珥。阿俄許居呂辭。伊夜于古珥辭氏。大鷓鴣尊。與髮長媛。既得交慰。獨對髮長媛。歌之曰。瀨知能之利。古破儀塲等綿塲。伽未能語等。積虛曳之介廼。阿比麻區羅麻區。又歌之曰。瀨知能之利。古波儀塲等綿。阿羅素破儒。泥辭區塲之叙。于蘆波辭瀨茂布。

正訓 十一年(九四〇)の冬十月、劔池、輕池、鹿垣池、厩坂池を作る。是の歲、人有りて奏して曰さく「日向國に孌子有り。名は髮長媛。即ち諸縣君・牛諸井の女なり。是れ國色之秀者なり」。天皇・悦び給ひ、心の裏に覓さむと欲す。

十三年(九四二)の春二月、天皇、事使を遣して、以て髮長媛を徵さしむ。秋九月・中の十日ばかり、髮長媛、日向より至れり。便ち桑津邑に安置らしむ。爰に皇子・大鷓鴣尊、髮長媛を見給ふに及びて、其の形の美麗しきに感でて、常に戀ふる情まします。於是天皇、大鷓鴣尊の髮長媛を感で給ふことを知し

めして配せむと欲ほす。是を以て天皇、後宮に宴きこしめす日、始めて髪長媛を喚して、因て以て宴の席に坐ら令む。時に大鷦鷯尊を携して、以て髪長媛を指(サシ)たまひ、乃ち歌よみして曰はく、いざ吾君。野に蒜摘みに。蒜摘みに。吾が行く道に。香ぐはし。花橋。下枝等は。人皆採り。上枝は。鳥・居枯らし。三つ栗の。中つ枝の。含隠。紅れる嬢子。いざ榮耀えな。

於是・大鷦鷯尊、御歌を蒙りて、便ち髪長媛を賜へることを知りて、大きに悦びて、報歌たてまつりて曰はく、

水溜る。依網の池に。蕪繰り。延へけく不知。堰杖衝く。河派江の。菱殻の。刺しけく不知。吾が心し。いや鳴漣にして。

大鷦鷯尊、髪長媛と、既に得交りて慰勸なり。獨り髪長媛に對ひて歌して曰はく

道の後。こはた嬢子を。雷の如。聞こえしかど。相枕纏く。

また歌よみして曰はく

道の後。こはた少女。争はず。寝しくをしぞ。愛しみ思ふ。

【第二五四講】 鵜池 大和國高市郡石川村にある池で、東西徑凡四町と云ふ。輕池 同郡大歌留村に在り。既に崇神紀に出づ。厩坂池 厩坂は高市郡にある。諸縣君 和名抄に、「日向國諸縣郡・牟良加多。」舊事紀に、「豐國別命(景行皇子)日向諸縣君祖」とある。專使 或訓に之を「タクメ使」と讀めるは、專女を多久女(長女の義で、年長けたる姫を云ふ)と

云ふので、其を押當てた俗訓である。さて專使と云ふのは、専ら其事に關しての使を云ふ。九月中 神功紀(四四)にも「七月・中(カホカサ)とある。桑津邑 攝津志に、「住吉郡(今東)桑津村・八幡神祠。土人云使髪長媛居此。後人立祠。」とある。いざ吾君 御子を親しみて詔へるので、第二百四十講にも見える。此句は記には「いざ子ども」とある。鳥・居枯らし 萬葉九に「來鳴き響もし。橋の花を居散らし。」などあるに同じ。三つ栗の 一毬に三子の籠れる栗の實を云ふ。中と言はむ爲めの枕詞で、萬葉九にも、那賀郡曝井歌「三栗の中に向へる曝井の云々。」とある。含隠 上枝と下枝との中間に籠り居る義で、俗に初心なるを云ふ。紅れる嬢子 紅顔の艶やかに美しき嬢子を云ふ。一首の意は 朕が愛する太子よ。嘗て朕が野に蒜を摘みに……野遊びに……行く道の邊に、香ぐはしい花橋が有つたが、其の下枝の方は人々が折り散らし、上枝は群れ來て留る鳥の爲めに荒されてゐた。然し上枝と下枝との間に深く籠つてゐる中枝の實は、人も手を掛けず、鳥も踏躑せず、甚だ清く艶々しく有つた。さて、今朕が指さす所の此の嬢子は、彼の中枝の花橋の如く、未だ世隠りて初心なる美女である。いざ汝命の妃として榮え映え令めよ。」との意である。水溜る 池の枕詞である。依網の池 崇神紀に出づ。蕪繰り 蕪は水草(沼繩の義と云ふ)。蕪菜の古名である。專は互ひに其根が結ばれて居るので、之を手繰ると夫から夫へと延び繋がつて行くので、次句に延へけくと言ひ續けたのである。延へけく不知 不知は「知らず」である。堰杖衝く 川には農民が各所に堰杖を衝立て、水を塞く故に、「堰杖衝く河」と言ひ續けたのである。菱殻の云々 菱殻は、河に入立つ人の足を刺す故に、次句に刺しけくと連けたのである。さて此の報歌の一首の意は 「依網の池の蕪を手繰ると、夫から夫へと長く延び互つて行くとは知らず……私が髪長媛に戀情を寄せた事が、甚どしく延び擴つて、大御心をさへ煩はし奉るに至らむものとは知らず……。また川底の菱殻が、徒涉り行く人の足を刺す如く、私の戀が大御心を刺激し奉り、今

日、斯くの如く歡慮を惱まし痛め奉るに至らむものは、此の私は、いとも鳴濤にして心附かざりき。」との意である。(此歌、從來諸説あれど、何れも皆解き得てゐない。)さて古事記には、此歌も亦た「天皇が太子に與へ給へる大御歌なり」と記されてあるが、恐らく誤傳であらう。道後、筑紫の道後、即ち日向を云ふ。古破儂嬢女、古破儂は日向の地名に相違ないのであるが、其地は今詳かでない。或説に「日向國那珂郡に巨田村あり。此地は髮長媛の故郷なる諸縣郡の堺なれば、巨田少女これ也。」とある。一首の意は、日向なる諸縣の木幡嬢子を、雷神の音を聞く如く、遙かに餘處の物として、手も觸れ難く思ひ互り居りしかど、今斯く相枕して共寐する事の嬉しきよ、との意である。争はず、我に否み背かずの意。此歌の意は、媛は天皇に召されて來れる嬢子なれば、他人には従はじと云ひて、我に背向く事もあらん歎と思ひしに、聊かも否まずして共寐せしを、殊に愛し思ふとの意である。

一曰。日向諸縣君牛。仕子朝庭。年既老耆之。不能仕。仍致仕退於本土。則貢上己女髮長媛。始至播磨時。天皇幸淡路島。而遊獵之。於是天皇西望之。數十麋鹿浮海來之。便入于播磨鹿子水門。天皇謂左右曰。其何麋鹿也。泛巨海多來。爰左右共視而奇。則遣使令察。使者至見皆人也。唯以著角鹿皮爲衣服耳。問曰。誰人也。對曰。諸縣君牛。是年耆之。雖致仕不得忘朝。故以己女髮長媛而貢上矣。天皇悅之。即喚令從御船。是以時人號其著岸之處。曰鹿子水門也。凡水手曰鹿子。蓋始起于是時也。

正訓 一に曰く、日向の諸縣君・牛、朝庭に仕へまつりて年既に老耆て、不仕へまつらす。仍て致仕り

て、本土に退き罷る。則ち己が女・髮長媛を貢上りき。始めて播磨に至る時に、天皇、淡路島に幸まして遊獵し給ふ。是に天皇、西の方を望はし給ふに、數十の麋鹿、海に浮きて來り、便ち播磨の鹿子水門に入りぬ。天皇、右右に謂りて曰はく「其れ何なる麋鹿ぞ。巨海に泛びて多に來る。」爰に左右、共に視て奇しむ。則ち使を遣して察せ令む。使者・至りて見るに皆人なり。唯し角著ける鹿の皮を以て衣服と爲せる耳。問ひて曰く「誰人ぞ。」對へて曰さく「諸縣君・牛。是年耆いて致仕くと雖も、朝を不忘れまつらす。故、己が女・髮長媛を以て貢上る矣。」天皇、悦び給ひて、即ち喚して御船に從へまつら令む。是を以て時の人、其の岸に著きし處を號けて、鹿子水門と曰ふ。「凡そ水手を鹿子と曰ふこと、蓋し始めて是時に起れり。」

【第二五五講】 一曰 永享本には一書曰とある。麋鹿 倭名抄に、「麋。於保之可。似鹿而大。毛不斑。以冬至解角者也。」とある。浮海來 是は船に乗つて來たので、決して泳いで來た譯では無いのである。仲哀紀二年に「則自德勸津發之。浮海幸穴門(九頁)。」とある如く、渡航する事を「浮海」と云ふのは修辭の常である。然るに此文を誤解して、「是は鹿を全剝にして製れる浮袋に縋りて泳げる也」など云へるのは妄説である。播磨鹿子 播磨國・加古郡である。著角鹿皮 和名抄に、「裘・皮衣也。和名加波古路毛。俗云加波岐沼。」とある。萬葉九に、「常しへに夏冬ゆけや裘、扇はなたぬ山に住む人。」と見え、續後紀、三代實錄、延喜彈正式等に「貂裘」があり、竹取物語に「火鼠の皮衣」。古事談に「兔の皮衣」も見える。即ち古へは本邦に於ても裘を着用したのである。雖致仕 致仕の訓、私記「末古利志會久」。罷り退くて

ある。曰鹿子水門。播磨風土記の賀古郡の條に、「此立丘原野甚廣大。而見此丘如鹿兒。故名曰賀古郡。」とあつて、名義が異なつてゐる。凡水手曰鹿子云々。通釋に、「斯くはあれども、水手を加古と云ふは、櫛子の義なるべし（櫛を加と云ふは、櫛取など例あり）。此の十三字永享本に「一本此行无」とあり。また本高本にも無し。後人の攙入なること明か也」とある。

十四年春二月。百濟王貢縫衣工女。號曰眞毛津。是今來目衣縫之始祖也。是歲。弓月君自百濟來歸。因以奏之曰。臣領己國之人夫百二十七縣而歸化。然因新羅人之拒。皆留加羅國。爰遣葛城襲津彦。而召弓月君之人夫於加羅。然經三年。而襲津彦不來焉。

十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王遣阿直岐。貢良馬二匹。即養之於輕坂上厩。因以阿直岐令掌飼。故號其養馬之處曰厩坂也。阿直岐亦能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。對曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別。巫別於百濟。仍徵王仁也。其阿直岐者。阿直岐史之始祖也。

十六年春二月。王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。是歲。百濟阿花王薨。天皇召直支王謂之曰。汝返於國以嗣位。仍且賜東韓之地。而遣

之。東韓者。甘羅城。高難城。爾林城是也。

八月。遣平群木菟宿禰。的戶田宿禰於加羅。仍授精兵。詔之曰。襲津彦久之不還。必由新羅人拒。而

滯之。汝等急往之。擊新羅。披其道路。於是木菟宿禰等。進精兵。莅于新羅之境。新羅王愕之。服其罪。乃率弓月君之人夫。與襲津彦共來焉。

十四年(癸卯)の春二月、百濟の王、縫衣工女を貢る。號を眞毛津と曰ふ。是れ今・來目衣縫の始祖なり。是歲、弓月君、百濟より來けり。因て以て奏して曰さく「臣、己が國の人夫、百二十七の縣を領て歸化けり。然るに新羅の人の拒ぐに因りて、皆な加羅國に留まれり」と。爰に葛城襲津彦を遣して、弓月君の人夫を加羅に召さしむ。然れども三年經るまで。襲津彦、來らず焉。

十五年(乙巳)の秋八月、壬戌の朔の丁卯の日、百濟の王、阿直岐を遣して、良馬・二匹を貢る。即ち輕坂上厩に養はしむ。因て阿直岐を以て、掌り飼はしむ。故れ其の馬を養ひし處を號けて、厩坂と曰ふ。

阿直岐、亦た能く經典を讀めり。即ち太子・菟道稚郎子、師と爲たまふ焉。於是・天皇、阿直岐に問ひて曰はく、「如し汝に勝れる博士、亦た有り耶」。對へて曰さく「王仁と云ふ者有り。是れ秀れたり」。時に上毛野君の祖・荒田別、巫別を百濟に遣して、仍て王仁を徵さしむ。其の阿直岐は、阿直岐史の始祖なり。

十六年(乙巳)の春二月、王仁・來けり。則ち太子・菟道稚郎子、師として諸の典籍を王仁に習ひ給ふ。通達らずと云ふこと莫し。故、所謂る王仁は、是れ書首等の始祖なり。

是歲、百濟の阿花王・薨ぬ。天皇、直支王を召して謂りて曰はく、「汝、國に歸りて以て位を嗣げ」。仍て且た東の韓の地を賜はりて遣し給ふ。(東、韓者、甘羅城、高難城、爾林城、是也。)

八月、平群木菟宿禰、的戸宿禰を加羅に遣す。仍て精兵を授けて詔して曰はく、「裴津彦、久しく還らず。必ず新羅の人、拒ぐに由て滞れるならむ。汝等、急かに往りて、新羅を撃ちて其の道路を披け」。於是、木菟宿禰等、精兵を進めて新羅の境に莅む。新羅の王、愕ちて其罪に服しぬ。乃ち弓月君の人、夫を率て、裴津彦と共に來れり焉。

【第二五六講】十四年・百濟王 通釋に「此時の王は、前紀よりの次序によれば、彼國十六代の阿華王が十二年なれど、東國通鑑によれば、彼國七代の古爾王が世なり。古爾王は、有古王の孫、仇首王の子なり。阿華王の世の事として見れば、履中天皇の御代の始にあたり。されど姓氏錄、三代實錄等に、弓月王が來朝を應神十四年と書したれば、この年の事はたやすく動かし難かるべし。」とある。弓月君、姓氏錄・左京諸蕃に「太秦公宿禰。秦始皇帝十三世孫孝武王之後也。男功滿王。足仲彦天皇八年來朝。男滿通王月君。譽田天皇十四年來朝。率二百二十七縣百姓歸化。獻金銀玉帛等物。大鷦鷯天皇。以二百廿七縣秦民。分置諸郡。即使養蠶織絹買之。天皇詔曰。秦王所獻。絲綿絹帛。朕服用柔軟。溫煖肌膚。賜姓波多公云々。」とあり。弓月と稱するのは、融通君の意であらうと云ふ。百二十七縣、魏志東夷傳に「辰韓、在馬韓之東。其耆老傳世自言。古之亡人避秦役。來適韓國。馬韓割其東界地與之。」とあるに依れば、此處に百二十七縣云々とあるのは、若くは辰韓近くに住み着いた秦の亡人の後なるが、當時打續いての兵役に堪へかねて、遂に歸化せしものでも有らう歟と云ふ。阿直岐、記には阿知吉師とある。履坂、三年紀に出づ。博士、和名抄に「博士・波加世」とあるのは字音の訓である。前

漢の百官公卿表に、「博士は秦の官なり。古今に通ずる事を掌る。秩六百石に比す。員多きは數十人に至る。武帝の建元五年、初めて五經博士を置く。」とあり、また成帝紀に、「儒林の官は四海の淵源也。宜しく皆古今に明かにして、故を温ね、新しきを知りて、國體に通達すべし。故に之を博士と云ふ」とある。王仁、記には和邇吉師とある。河内志に、「王仁墓。交野郡(今、北)藤坂村の東北・御墓谷に在り。」とある。阿直岐史、史は姓で、書人の義。天武紀十二年十月に「阿直史賜姓曰連」とある。十六年・王仁來、記には、是時に論語十卷、及び千字文一卷を買進した由が記されており、是に就いて通證に「今按、此歳は晋武帝の太康六年に當れり。則ち疑ふらくは、論語は是れ何晏集解、千字文は是れ魏の鍾繇が原本也。」と言へるのは動かし難い説である。然るに此の原本の千字文を、彼の梁武帝の世に出來た周興嗣の次韻の千字文と誤解して、記傳及び其他に「千字文は此の御世より二百年も後の書なれば、此時に之を獻れる事あるべからず。」と云へるのは疎漏である。書首、天武紀十二年九月に「文、首賜姓曰連」とあり、更に十四年六月に、「書、連賜姓曰忌寸」とある。賜東韓之地而遣之、義に阿花王が位に即いて、無禮の事があつたので、東韓の地を取上げ給ひしを、今回阿花王が薨じたので、其の王子の直支を歸國させて位を嗣がしめ、其地を再び與へ賜へるのである。率弓月君之人、夫、姓氏錄・山城諸蕃に「秦忌寸。太秦公同祖。秦始皇帝之後也。物智王弓月王。譽田天皇十四年來朝上表。更歸國率二百二十七縣百姓歸化。并獻金銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地居之焉。」とある。

十九年冬十月戊戌朔。幸吉野宮。時國樞人來朝之。因以醴酒獻于天皇。而歌之曰。伽辭能輔珥。豫區周塢菟區利。豫區周珥。伽綿蘆淤朋瀾積。宇摩羅珥。積虛之茂知塢勢。磨呂俄智。歌之既訖。則打口以仰咲。今國樞獻土毛之日。歌訖即擊口仰咲者。蓋上古之遺則也。夫國樞者。其爲人甚淳朴也。每取

山菜一食。亦煮蝦蟆爲上味。名曰毛瀾。其土自京東南之。隔山而居于吉野河上。峯峻谷深。道路狹。故雖不遠於京。本希朝來。然自此之後。屢參赴以獻土毛。其土毛者。栗菌及年魚之類焉。

二十年秋九月。倭漢直祖阿知使主。其子都加使主。並率己之黨類十七縣。而來歸焉。

十九年(戊申)の冬十月。戊戌の朔の日、吉野宮に幸ます。時に國樸人・來朝り。因て醴酒を以て天皇に獻りて歌よみして曰さく、

白檮の生に。横臼を作り。醸める大御酒。美味に。聞しもち飲せ。我が尊。

歌よみ既に訖りて、則ち口を打ちて、以て仰ぎて咲ふ。今・國樸・土毛を獻る日に、歌・謠ひ訖へて、即ち口を撃ちて仰ぎて咲ふは、蓋し上古の遺則なり。夫れ國樸は其の爲人・甚だ淳朴なり。毎に山の菓を取りて食ひ、亦た蝦蟆を煮て上味と爲し、名けて毛瀾と曰ふ。其の土は京より東南、山を隔てて吉野河の上に居り。峯峻しく谷深くして、道路・狭く嶮し、故れ京に遠からずと雖も、本より朝來ること希なり。然れども自此之後、屢參赴て以て土毛を獻る。其の土毛は、栗菌、及び年魚の類なり焉。二十年(己酉)の秋九月、倭漢直の祖・阿知使主、其の子・都加使主、並ひに己が黨類、十あまり七縣を率て來歸り焉。

【第二五七講】吉野宮 通釋に「吉野宮の事、始めて史に見ゆ。按ふに此の行宮は、此の御世に營り坐せる歟、また前代に夙く造り給へるものか知り難し云々。」大和志に、「吉野の行宮の古蹟・五所あり。一は池田莊麻志口村(雄略天皇二年

吉野御馬瀨に幸す、即ち此なり)。二は大瀧村。三は宮瀧村。四は下市村(平城七世の天子、屢々此に幸す)。五は吉野村に大井川・嵐山等の名有り。相傳へて後村上帝の行宮と云ふ」とある。但し此時の行宮は、其中の何れであるか詳かでない。國樸人 今も吉野川に添うて、南國樸村と云ふ地あり。其邊の七村を總て國樸莊と云ふ。醴酒 和名抄に「醴・和名古佐計。一日一宿酒也。」とあり、造酒司式に、「醴酒は米四升、麩二升、酒三升を和合して醸造し、醴・九升を得。今俗に阿萬左計と稱ふとは同じからず。」とある。此類の酒は、凡そ臼に入れて春き和合して醸したのである。白檮の生に 檮の生ひたる所、即ち檮の林の中を云ふ。横臼を作り 横臼は豎臼に對する稱。作りとは臼を据え置く場所を作るを云ふ。麩呂我智 我之尊である。尊は靈の義で敬稱(上卷八)此處では「我が君」と云ふ意である。打レ口以仰咲 打レ口云々は、口を尖らして掌で打ち、鼓の如き音を出し、囃し立て、笑ひ興する所作をする事を云ふ。獻土毛之日云々 土毛は土地に生ずる毛(菜菔)、即ち其の土地の産物を云ふ。延喜式・太政官式に、「大嘗祭吉野國樸奏古風。」また宮内式に、「凡諸節會。吉野國樸。獻御贊奏歌曲。每節以十七人爲定。」とある。煮蝦蟆爲上味 本朝食鑑に、「山東人捕生蛙。投熱湯剝皮。和芥醋以食之。稱眼摩膽云」とある。倭漢直 倭は河内漢直に對して云ふ。漢をアヤと訓むのは、池邊眞樸氏説に、「漢人は布帛織の文紋の勝れたるを以て負へる名なり。其の國人の織れるを文服織と云ひ、其の部屬を漢部と云ひ、其の司を漢直と謂ひしより、轉じて漢字の訓と爲し、也。」とある。阿知使主 阿知は名。使主は、専ら外國の使の事を主る職名である。都加使主 雄略紀に「東漢直・掬」尊卑分脈に「高貴王號都賀使主」とある。率己之黨類十七縣而來歸 續日本紀、第三十二に、「坂上刈田麻呂等言。以檜前忌寸任大和國高市郡司元由者。先祖阿智使主。輕高豐明宮敷宇天皇御宇。率十七縣人夫歸化。詔賜高市郡檜前村而居焉。凡高市郡內者。檜前忌寸及十七縣人夫。滿

レ地而居。他生者十而一二焉云々」とある。

二十二年春三月甲申朔戊子。天皇幸難波。居於大隅宮。丁酉登高臺而遠望。時妃兄媛侍之。望西以大歎。兄媛者吉備臣於天皇問兄媛曰。何爾歎之甚也。對曰。近日妾有戀父母之情。便因西望而自歎矣。冀暫還之。得省親歟。爰天皇愛兄媛篤溫清之情。則謂之曰。爾不視二親。既經多年。還欲定省。於理灼然。則聽之。仍喚淡路御原之海人八十人。爲水手。送于吉備。夏四月。兄媛自大津發船而往之。天皇居高臺。望兄媛之船。以歌之曰。阿波旆辭摩。異椰敷多那羅弭。阿豆枳辭摩。異椰敷多那羅弭。豫呂辭枳辭摩之魔。儂伽多佐例。阿羅智之。吉備那流伊慕塢。阿比瀨菟流莫能。

秋九月辛巳朔丙戌。天皇狩于淡路島。是島者橫海在難波之西。峯巖紛錯。陵谷相續。芳草蒼蔚。長瀾潺湲。亦麋鹿鳧鴈。多在二其島。故乘輿屢遊之。天皇便自淡路轉。以幸吉備。遊于小豆島。庚寅亦移居於葉田。葉田。此葦守宮。時御友別參赴之。則以其兄弟子孫爲膳夫。而奉饗焉。天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀。而有悅情。因以割吉備國。封其子等也。則分川島縣。封長子稻速別。是下道臣之始祖也。次以三上道縣。封中子仲彥。是上道臣。香屋臣之始祖也。次以三野縣。封弟彥。是三野臣之始祖也。復以二波區藝縣。封御友別弟鴨別。是笠臣之始祖也。即以二苑縣。封兄浦凝別。是苑臣之始祖也。即以二織部縣。賜兄媛。是以其子孫於今在于吉備國。是其緣也。

二十五年。百濟直支王薨。即子久爾辛立爲王。王年幼。大倭木滿致執國政。與王母相姪。多行無禮。

天皇聞而召之。百濟記云。木滿致者。是木羅斤資討新羅時。娶其國婦而所生也。以其父功。專於任那。來入我國。往還貴國。承制天朝。執我國政。權重當世。然天皇聞其舉召之。

二十二年(辛亥年)の春三月、甲申の朔の戊子の日(五)、天皇、難波に幸まして大隅宮に居します。丁酉の日(十四)、高臺に登りて遠望たまふ。時に妃、兄媛侍り。西の方を望りて以て大く歎けり。

(兄媛は、吉備臣の祖・御友別の妹也)於是、天皇、兄媛に問ひて曰はく「何か爾、歎くことの甚き」。對へて曰さく「近日、妾、父母を戀ふ情有り。便ち西の方を望るに因て自からに歎かれ矣。冀はくば暫く還りて省、親ことを得てしが」と。爰に天皇、兄媛が溫清ふ情の篤きことを愛みて、則ち謂りて曰はく「一爾、二親を視ずして既に多年を経たり。還りて定省むと欲ふこと、於理、灼然なり」。則ち聽し給ふ。仍て淡路の御原の海人・八十人を喚して、水手と爲て、吉備に送はす。夏四月、兄媛、大津より發船して往りぬ。天皇、高臺に居しまして、兄媛の船を望はして以て歌よみして曰はく、

淡路島。彌・二並び。小豆島。彌・二並び。宜しき嶋々。誰・片去れ。散ちし。吉備なる妹を。相見つるもの。

秋九月、辛巳の朔の丙戌の日(六)、天皇、淡路島に狩し給ふ。是島は海に横はりて難波の西に在り。峯・巖、紛ひ錯りて、陵・谷、相續き。芳しき草・蒼く蔚くして、長き瀾・潺湲ぎ浚る。亦た麋鹿、鳧鴈、多に其嶋に在り。故、乘輿して屢々遊び給ふ。天皇、便ち淡路より轉りて以て吉備に幸まして、小豆島に遊び給ふ。庚寅の日(十)、亦た葉田(葉田、此をば鏡娜と云ふ)の葦守宮に移り居ます。時に御友別。

參赴り。則ち其の兄・弟・子孫を以て膳夫と爲て饗奉る焉。天皇、於是・御友別が謹愼りて侍奉る状を看そなはして、悦び給ふ情まします。因て以て吉備國を割きて、其の子等に封し給ふ。則ち川嶋縣を分ちて、長子・稻速別に封す。是れ下道臣の始祖なり。次に上道縣を以て、中子・仲彦に封す。是れ上道臣、香屋臣の始祖なり。次に三野縣を以て弟彦に封す。是れ三野臣の始祖なり。復た波區藝縣を以て、御友別が弟・鳴別に封す。是れ笠臣の始祖なり。即ち苑縣を以て、兄・浦凝別に封す。是れ苑臣の始祖なり。即ち織部縣を以て兄媛に賜ふ。是を以て其の子孫、今に吉備國に在り。是れ其の縁なり。二十五年(甲寅年)・百濟の直支王・薨ぬ。即ち子・久爾辛、立ちて王と爲る。王、年幼し。大倭の木滿致國の政を執りて、王の母と相姪けて、多に禮無き行す。天皇、聞しめて之を召し給ふ。百濟記に云く、木滿致は、是れ木羅斤資の新羅を討ちし時、其國の婦を娶て所生子。其の父の功を以て任那に專にす。來りて我國に入りて、貴國に往還ひ、制を天皇に承けたまはりて我國の政を執り、權重・世に當れり。然るに天皇、其の暴きことを聞しめて之を召し給ふ。

【第二五八講】大隅宮 攝津志に、「西成郡・大隅宮。古蹟在ニ西大道村。」とある。御友別 御友別は吉備武彦の第二子である。兄媛を其妹としては年紀が甚だ疑はしい。或は御友別の末女と有つたのを、妹と書僻めたのであらう歟と云ふ。灼然 景行紀(四頁)には「灼然。此云ニ以耶知舉。」とあるが、此處の訓は諸本に「伊耶比古」とある。知と比とは横通なる故に斯くも訓むのである。淡路御原 淡路國三原郡である。大津 浪速上古圖説に「大津は即ち難波の御津なり。また

敷津と云ひ、高津と云ふ。難波の泛稱也」とある。淡路島 いや二並び 淡路島と、次句なる小豆島と、彌二つ並べるを云ふ。彌とは物の二つ重なるを云ふ語である。小豆島 今謂ふ小豆島である。僅伽多佐例 誰令三片去の義。誰が片方を取去りしぞとの意。阿羅知之 是は古來難解とされてゐるが、按ずるに「散ちし」である。此語は神代紀第四二講の「散去矣」及び第六七講の「散之」の條に註せし如く、分ラツの義で分散する事を云ふ。一首の意は 淡路島と小豆島と相變べる如く、我と妹と睦ましく相變びて有りし物を、誰が片一方を取去りて分離せしぞ。此處に居る此の我と、彼の吉備に遣りし妹と、睦ましく相對ひて有りし物を……との意である。藪倉 神代紀に、扶疏とあると同語。第百一講に出づ。葉田・葦守宮 和名抄に、「備前國上道郡・幡多。」とある地か、詳かでない。川島縣 備中國下道郡・河邊郷なりと云ふ説もあれど詳かでない。下道臣 和名抄に、「備中國下道郡・之毛豆美知。」とある。天武紀十三年十一月に「下道臣賜姓吉備朝臣。」姓氏錄に、「吉備朝臣。大日本根子彦太瓊天皇々子。稚武彥命之後也。下道朝臣。吉備朝臣同祖。稚武彥命之孫。吉備武彥命之後也。」とある。上道臣 和名抄に、「備前國上道郡・加無豆美知」とある。此の上道臣は、清寧紀に星川皇子の謀叛に連坐して其所領を召上げられた事が見える。香屋臣 備中國賀陽郡(備前)に依る稱である。三野臣 備前國御野郡(津郡)に依る稱。波區藝縣 今詳かでない。笠臣 天武紀十三年に「笠臣賜姓曰朝臣」とある。苑臣 備中國下道郡會能郷に依る稱。織部縣 和名抄に「備前國邑久郡・服部。備中國賀陽郡・服部。備後國品治郡(品郡)服部郷」がある。是等の中であらう。直支王薨 東國通鑑には、「宋永初元年直支王十六年春三月王薨」とある。此年は我が允恭天皇九年庚申に當る。百濟記云 後人の書入である。

二十八秋九月。高麗王遣使朝貢。因以上表。其表曰。高麗王教日本國一也。時太子菟道稚郎子。讀其

表怒之。責高麗之使。以表狀無禮。則破其表。

三十一年秋八月。詔群卿曰。官船名枯野者。伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。然久爲官用。功不可忘。何其船名勿絕。而得傳後葉焉。群卿便被詔。以令有司。取其船材爲薪而燒鹽。於是得五百籠鹽。則施之周賜諸國。因令造船。是以諸國一時貢上五百船。悉集於武庫水門。當是時。新羅調使共宿武庫。爰於新羅停。忽失火。即引之及于聚船。而多船見焚。由是責新羅人。新羅王聞之。讐然大驚。乃貢能匠者。是猪名部等之始祖也。

初枯野船爲鹽薪燒之日。有餘燼。則奇其不燒而獻之。天皇異以令作琴。其音鏗鏘而遠聆。是時天皇歌之曰。訶羅怒鳥。之褒珥椰枳。之俄阿摩離。虛等珥菟句離。訶枳譬句椰。由羅能斗能。斗那訶能。異句離耳。敷例多菟。那豆能紀能。佐那佐那。

二十八(九)年(丁巳)秋九月。高麗王使遣使朝貢。因以表上之。其表曰。高麗王。日本國に教る」と。時に太子菟道稚郎子、其の表を讀みて怒りまして、高麗の使を責めて、表の狀・無禮と云ふことを以て、則ち其の表を破り棄てつ。

三十一年(庚申)の秋八月、群卿に詔して曰はく「官船名は枯野は、伊豆國より所貢る船なり。是れ朽ちて用るに不堪へす。然れども久しく官用と爲す。功り忘る可からず。何でか其船の名を絶たずして、後葉に傳ふることを得む」。群卿、便ち詔を被たまはりて、以て有司に令して、其の船の材を

取りて薪と爲て鹽を燒かしむ。是に五百籠の鹽を得たり。則ち施して周く諸國に賜ふ。因て船を造らしむ。是を以て諸國・一時に五百の船を貢上る。悉に武庫の水門に集ふ。是時に當りて新羅の調の使、共に武庫に宿れり。爰に新羅の停に、忽ちに失火て、即ち引びて聚へる船に及びて、多の船焚かれぬ。是に因て新羅の人を責む。新羅の王、之を聞きて讐然て、大きに驚きて、乃ち能き匠者を貢る。是れ猪名部等の始祖なり。

初め、枯野船を鹽薪に爲て燒きし日に、餘の燼あり。則ち其の燒えざることを奇しびて之を獻る。天皇、異し給ひ、以て琴を作ら令む。其の音・鏗鏘にして遠く聆ゆ。是時・天皇、歌之して曰はく、

枯野を。鹽に燒き。其が餘り。琴に作り。掻き弾くや。由良の門の。門中の。海岩に。觸れ立つ。浸漬の木の。亮々。

【第二五九講】高麗王 此時は高麗の相夫王(亦號は)五年に當る。相夫王は始祖の朱蒙より第十四代の王である。其表曰。

高麗王教日本國 表は、釋名に「下より上に言すを表と曰ふ。表は蓋し漢制也」とあり、教は、正字通に「諭告の詞なり。其義は令と同じ」とある。即ち永樂王碑銘に「十年庚子。教遣步騎五萬。往救新羅云々。好太王存時教言。祖王先王。但教取遠近舊民。守墓酒掃云々」などある如く、教令の意である。即ち「教日本國」と云へるのも右の意で書けるのであらう。さて教字は流布本にはヲシフとあるが、古訓にノル(宣の義)とある方が宜い、と通釋に云はれた。枯野 五年紀に出づ。得五百籠鹽 仲哀紀に鹽地の名は見えたが、其を燒いて造れる事の史に見えたのは是を始めてする。新羅

停。停は亭に通じ用るる字で、通鑑注に「亭停留。行旅宿食之處。猶今之館驛也」とある。匠者。手組の義。手を以て組合するに依る語で、主として木工を云ふ。(神代紀に金工あり)。猪名部。前條の新羅の匠者等は、爾來、攝津國河邊郡猪名の地に居住したので、其の子孫等が地名に依つて猪名部と稱へるのであらうと云ふ。雄略天皇十三年紀に見えて有名な猪名部眞根は、蓋し此の子孫である。由良の門の。淡路國津名部の由良湊である。異句離。萬葉集二に「幸乃崎なる伊久里にぞ云々」同集六に「海の底、沖つ伊久利に云々」とある。今按ずるに、伊久利は碇と同語で、没り岩の略。即ち水に没り居る石を云ふ。因みに碇と云ふのは、繩に石を結び着けて、水中に没け込み、以て没石(伊久利)と爲るに據る稱である。那豆能紀能。記傳に「浸漬之木之にて、水に浸漬みて立てる木を云ふ。さて此木は、荻・葭などの類なるべし。古は草の屬をも木と云へり。薄・荻・蓬・萩など其例也。浪の打越ゆる岩の上に繁く生ひたる葦荻などの、其葉の亮々と觸れ合ひて立てるをば、觸れ立つ、浸漬の木の、亮々」と詔へる也(採要)。』と言はれた。一首の意は 枯野(船の名)を毀して、壺を焼く薪として、其の餘燼を琴に作つて、掻き弾いた處が、彼の由良の湊の、浪越ゆる碇の岩に生へる葦荻などの葉摺の音の清けき如く、いとも亮々と響き渡つたとの意である。

三十七年春二月戊午朔。遣阿知使主。都加使主於吳。令求縫工女。爰阿知使主等。渡高麗國。欲達于吳。則至高麗。更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久禮波。久禮志二人爲導者。由是得通吳。吳王於是與工女兄媛。弟媛。吳織。穴織。四婦女。

三十七年(西寅年)の春二月、戊午の朔の日、阿知使主、都加使主を吳に遣して縫工女を求め令む。爰に阿知使主等、高麗國に渡りて吳に達らむと欲ひ、則ち高麗に至る。更に道路を知らず。道を知れる者を高麗に乞ふ。高麗の王、乃ち久禮波、久禮志の二人を副へて導者とす。是に由て吳に通ることを得たり。吳の王、是に工女・兄媛、弟媛、吳織、穴織、四の婦女を與へぬ。

【第二六〇講】阿知使主、都加使主。二十年紀に出づ。吳集解に「潘確居類書・區宇部曰、吳都初居鎮江。後遷建康。注曰。今南京應天府也。又曰。東晉都建康。宋齊梁陳四朝。俱都建康。拜吳晉曰六朝也。按紀中稱吳。皆指六朝。是年當西惠帝光熹元年。」とある。さて吳を久禮と云ふことは、次條に出づ。久禮波。久禮志。此の久禮波、久禮志の兩人が、嚮導した國であるので、吳國を久禮國と云ふのであらうと云ふ。吳王。通證に、「今按。吳太祖・孫權曾孫爲孫皓。孫皓降晉而吳亡。在二十一年庚子。距三十七年丙寅二十六年。則所謂吳王蓋非孫氏。或使人往來經多年。其在孫皓世。亦未可知也。」と謂ひ、大日本史には、「按是吳亡入晉。蓋沿稱舊號。下倣之。」とある。今何れとも定め難い。兄媛・弟媛・吳織・穴織。此の四人の工女の名は、其の本名で無い事は勿論である。即ち兄媛と云ひ弟媛と云ふのは、其の年上なると年下なるとに依つて名づけ、吳織と云ひ穴織(穴織は漢織と同じ。阿奈阿夜、通韻。)と云ふのは、一人は「吳の機織」の巧者なる女、一人は「漢の機織」の巧者なる女で有つたので、我が國に於て、至極簡單に然う名付けたのである。さて下の四十一年紀には、此の四人の内、兄媛を以て胸形大神に奉仕せしめた事が見え、また此の工女等の後は、「吳衣縫、蚊屋衣縫これ也。」と記されてある。

附説 兄媛、弟媛、吳織、穴織の四人の工女と、吳國との交通に就いて

此の兄媛以下の四人の工女の事は、古事記には其の應神の卷に、「百濟國に科せ賜へらく、若し賢者あらば買上れ。」故れ命を承はりて買上れる人の名は和邇吉師(王仁)云々。また手人韓鍛・名は卓素、亦た吳服西素の二人を買上りき。」

とある。而して又、雄略紀・十二年夏四月の條に、『身狹村主・青と檜隈民使・博徳とを出たして吳に使はす。』と見え、次で十四年春正月の條に、『身狹村主・青等、吳國の使と共に、吳の所獻れる手末の才伎・漢織、吳織、及び衣縫の兄媛、弟媛等々率て、住吉津に泊る云々。衣縫の兄媛を以て大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部と爲す。漢織、吳織、衣縫は、是れ飛鳥衣縫部、伊勢衣縫部が先祖なり。』とある。

上記の如く、應神の御世に、『兄媛・弟媛・吳織・穴織』の四人を吳國から伴れて來た事と、雄略の御世に、『漢織・吳織、及び衣縫の兄媛・弟媛』の四人を吳國から伴れて來た事と、その事蹟が酷似してゐるので、記傳は之を一傳の錯れたるものと做し、『應神紀』なると、雄略紀なると、事の狀いたく似たり。率て來つる四人の名稱・全く同じく、兄媛を神に奉れる事も同じきをや。されば吳國に行きて、此の手人等を率て來つるは、右の雄略天皇の御世なりしを、此の應神天皇の御世の事に傳へ誤りたる也。されば彼の久禮波・久禮志の兩人が癡癡したりとあるも、雄略の御世の時の事なるべし。凡て吳國と通ひ初めしは、雄略の御世とこそ覺ゆれ。仁徳天皇の五十八年に、吳國朝貢とあるも覺束なし云々。』と論じ、結局日本書紀の傳は誤で、古事記の傳説の方が正しいのであると曰はれ、通釋も此説に據られたのである。

然し熟ら考ふるに、右の記傳の説は斷じて不可である。其れは先づ『四人の名が全く同じ。』と云ふ事と、『兄媛を神に奉れる事も同じ。』と云ふ事を基礎とせる論であるが、兄媛・弟媛と云ふのは日本で付けた名で、其の本名ならざる事は明瞭である。即ち我國に於て、彼等姉妹を呼ぶに、其の年齢に依つて兄媛・弟媛と名付けたので、謂はゞ『姉さん。妹さん。』と區別せし程の名である。また吳織、穴織（漢織に同じ）と云ふ名稱も、一人は吳織の熟練工なるを以て名づけ、一人は漢織の熟練工なるを以て名づけた稱である。譬へば一人は國學に長じ、一人は漢學に長じたる甲乙兩人に對し、國學者、漢

學者と云ふ名を付けたのと同じ事である。即ち四者共に何れの世にも變るべからざる呼稱である。されば是を以て皆同名同人也とせば、世間に所謂る『姉さん。妹さん』『國學者。漢學者』と呼ばれる者は、悉く同名同人也とせざるべからず。また應神紀に、『兄媛を以て、胸形大神に奉る。』とあり、雄略紀に、『衣縫兄媛を以て、大三輪神に奉る。』とあるのは、前例に倣つて其の一人を神に奉仕せしめた事と見るべきである。而も前者は筑紫の三女神に仕へ、後者は倭の大神に奉仕したのであるから、此の傳へも甚だ異なつてゐる。況や應神紀の四人の工女の裔と、雄略紀の四人の裔とは全然異なるをや……である。

要之に記傳の説は、例の古事記獨尊主義に立脚せる謬言に外ならず。即ち此條の古事記の傳説と、日本紀の傳説と甚だ異なるより、強て古事記を正しとし、日本紀を誤也と定めたもので、何等確證も無き臆測説であるから従ふべきで無い。されば應神の御世の事蹟と、雄略の御世の事蹟とは、もとより異なる傳也とすべく、且つ吳國との交通も、此の應神天皇の御世より始まれる事とすべきである。以上は我が交通史上に、實に重要な事項であるので、此處に之を明かにした次第である。

三十九年春二月。百濟直支王。遣其妹新齊都媛。以令仕。爰新齊都媛率七婦女。而來歸焉。
四十年春正月辛丑朔戊申。天皇召大山守命。大鷦鷯尊。問之曰。汝等者愛子耶。對言甚愛也。亦問之。
長與少孰尤焉。大山守命對言。不逮于長子。於是天皇有不悅之色。時大鷦鷯尊豫察天皇之色。以對言。長者多經寒暑。既爲成人。更無愠。唯少子者未知其成不。是以少子甚憐之。天皇大悅曰。汝言寔合朕之心。是時天常有立菟道稚郎子爲太子之情。然欲和二皇子之意。故發是問。是以不悅。

大山守命之對言一也。甲子。立菟道稚郎子爲嗣。即日任大山守命。令掌山川林野。以大鶴鶴尊爲太子輔之。令知國事。

三十九年(九六八)の春二月、百濟の直支王、其の妹・新齊都媛を遣して、以て仕まつら令む。爰に新齊都媛、七の婦女を率ゐて來歸り焉。

四十年(九六九)の春正月、辛丑の朔の戊申の日(八)天皇、大山守命、大鶴鶴尊を召して問ひて曰はく「汝等、子は愛しき耶」對へて言さく「甚だ愛し」亦た問ひ給はく「長」と少と、熟れか尤焉。大山守命・對へて言さく「長子に違かず。於是・天皇、悦び給はざる色有ます。時に大鶴鶴尊

豫め天皇の色を察りて以て對へて言さく「長は、多に寒暑を経て既に成人と爲れり。更に悒無し。唯だ少き子は未だ其の成・不成を知らず。是を以て少き子・甚憐し」天皇、大く悦びて曰はく「汝が言すこと、寔に朕が心に合へり」是時に天皇、常に菟道稚郎子を立て、太子と爲給はむと思す情まします。然れば二はしらの皇子の意を和へむと欲して、故れ是の問を發し給ふ。是を以て大山守命の對言を悦び給はざる也。

甲子の日(廿四)菟道稚郎子を立てて嗣と爲たまふ。即日、大山守命に任して山川林野を掌ら令め大鶴鶴尊を以て太子の輔と爲て、國事を知ら令め給ふ。

【第二六一講】直支王 二十五年紀に「百濟の直支王薨せぬ。即子・久爾辛、立ちて王と爲る」とある。通鑑に據るに、

是年は久爾辛の子・毗有王の立ちし翌年であるから、原は毗有王とあつたので有らうと云ふ。無悒 心配無しの意。第百八十講に出づ。未知其成・不 無事息災に育つや否や、其れが甚だ心に懸るを云ふ。令掌山川林野 即ち山守部の總裁とし給へるのである。(山守部を定められた事は、五年紀に見える。)

四十一年春二月甲午朔戊申。天皇崩于明宮。時年一百一十一歳。一云。崩于月阿知使主等。自吳至筑紫。時曾形大神乞工女等。故以兒媛奉于胸形大神。是則今在筑紫國御使君之祖也。既而率其三婦女。以至津國。及于武庫。而天皇崩之不及。即獻于大鶴鶴尊。是女人等之後。今吳衣縫。蚊屋衣縫是也。

四十一年(九七〇)の春二月、甲午の朔の戊申の日(十五)天皇、明宮に崩ましぬ。時に曾形大神、工女等を乞ひ坐せり。故、兒媛を以て胸形大神に奉る。是れ則ち今、筑紫國に在る御使君の祖なり。既にして其の三婦女を率ゐて、以て津國に至り武庫に及びて、天皇崩りまして不及はす。即ち大鶴鶴尊に獻る。是の女人等の後は、今の吳衣縫、蚊屋衣縫・是なり。

【第二六二講】明宮 記には輕島之明宮(延喜式も同じ)とあり。舊事紀、古語拾遺等には、豐明宮とある。さて輕島は大和國高市郡・大歌留の地で、舊都趾要覽に「高市郡白樺村・大字大輕、春日神社の邊、字宮東・字宮西、字宮之垣内。此の地皇居の一局部なり」とある。崩 記には「甲午年九月九日崩」とあるが、甲午の年は天皇の五年に當るので、凡てに此紀には合はない。一百一十一歳 永享本に「一百一十歳」とあるに據る。流布本に「一百一十歳」とあるのは誤で

ある。さて本紀及び仁德紀に山陵を載せざるは闕文である。延喜式に、「**惠我漢伏崗陵** 輕島明宮御宇・應神天皇。在河内國志紀郡(今、南)。兆城東西五町・南北五町。陵戸二烟。守戸三烟。」とあり、雄略紀九年の條には、此の山陵の事を、蓬萊丘の譽田陵とある。大隅宮 二十二年紀に出づ。胸形大神 筑前國宗像郡(官幣) 宗像神社で、神代紀第四七講の三女神の條に詳述してゐる。乞工女等 宗像大神が、其の神衣を望ませ給ふ事などありて、靈夢その他に依つて工女を乞はせ給へるので有らう。御使君 兄媛の子孫で筑紫に住着き、機織の業を以て宗像大神に奉仕せる人と知られるが、詳かでない。吳衣縫 集解に「按ずるに吳は地名。大和國高市郡に在り。吳人をして之に處らしむ。故に吳の名あり云々」とある。蚊屋衣縫 倭名抄に「備中國賀夜郡・服部郷」とある。即ち其子孫等が、機織・裁縫等の職を續いで是等の地に住んでゐたのである。

日本書紀卷第十終

日本書紀卷第十一

大鷦鷯天皇 仁德天皇

大鷦鷯天皇。譽田天皇之第四子也。母曰仲姬命。五百城入彦皇子之孫也。天皇幼而聰明叡智。貌容美麗。及壯仁寬慈惠。四十一年春二月。譽田天皇崩。時太子菟道稚郎子。讓位于大鷦鷯尊。未即帝位。仍諡大鷦鷯尊。夫君天下以治萬民者。蓋之如天。容之如地。上有驩心。以使百姓。百姓欣然。天下安矣。今我也弟之。且文獻不足。何敢繼嗣位。登天業乎。大王者風姿岐嶷。仁孝遠聆。以齒且長。足爲天下之君。其先帝立我爲太子。豈有能才乎。唯愛之者也。亦奉宗廟社稷重事也。僕之不佞。不足稱。夫昆上而季下。聖君而愚臣。古今之常典焉。願王勿疑。須即帝位。我則爲臣之助耳。大鷦鷯尊對言。先皇謂。皇位者。一日之不可空。故預選明德。立王爲貳。祚之以嗣。授之以民。崇其寵章。令聞於國。我雖不賢。豈棄先帝之命。輒從弟王之願乎。固辭不承。各相讓之。

正訓 大鷦鷯天皇は、譽田天皇(神)の第四子なり。母を仲姬命と曰す。五百城入彦皇子の孫なり。天皇、幼くて聰明叡智まします。貌容・美麗し。壯に及びて仁寬慈惠まします。四十一年の

春二月、櫻田天皇崩たまふ。時に太子・菟道稚郎子、位を大鷦鷯尊に譲りまして帝位しろしめさす。仍て大鷦鷯尊に諮し給はく「夫れ天下に君として以て萬民を治むるは、蓋之こと天の如く、容之こと地の如し。上・驩心ありて以て百姓を使はしむれば、百姓・欣然て天下安らかなり矣。今、我は弟なり。且つ文獻足らず。何にぞ敢て嗣位を繼ぎて天業を登らむ乎。大王は風姿・岐嶷にまします。仁・孝たまふこと遠く聆え、以齒、且た長り給へり。天下の君と爲りますに足れり。其れ先帝、我を立てて太子と爲給ひしことは、豈に能才有りとならむ乎。唯だ愛しと也。亦た宗廟社稷を奉つは重き事なり。僕、不佞して以稱に足らず。夫れ昆は上にして季は下に、聖は君にして愚なるは臣なるは古の常の典なり焉。願はくは王・疑ひ給はず須即天位。我は則ち臣と爲て助けまつらく耳」。大鷦鷯尊・對へて言はく「先皇・謂ひしく、皇位は一日も空しかるべからずと。故預め明德を選びて王を立てて貳とす。祚之たまふに嗣を以ちてし、授之たまふに民を以ちてせり。其の寵章を崇めて國に聞え令む。我れ不賢と雖も、豈に先帝の命を棄て、輒く弟の王の願に従はむや」と。固く辭びて承給はずして各相譲りたまふ。

【第二六三講】大鷦鷯天皇 御名義は元年紀に出づ。仁徳 新序雜事に「天道無親。惟德是輔。君有仁德。天之所奉也」とある。五百城入彦皇子 景行天皇の御子である。夫君天下云々 此より以下、天下安矣までは史記の呂后本記に出づ。文獻 論語注に「文典籍也。獻賢也」とある。奉宗廟社稷 此より以下、不足以稱までは漢書の文帝紀に出づ。

先皇謂 謂の訓、能多末比志久は古語である。萬葉四に「吾妹子の念有しくし」同七に「玉拾ひしく」また、「春向に寝しく」應神紀の歌に「寝しくをしぞ」など甚だ多い。さて此の志久は「爲」の延語で、爲と云ふに同じ。預選明德 此より以下、令聞に於國まで、冊魏公九錫文の語を採れるのである。爲貳 末氣能紀美は偏君である。

是時額田大中彦皇子 將掌倭屯田及屯倉。而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰。是屯田者自本山守地。是以今吾將治矣。爾之不令掌。時淤宇宿禰啓于皇太子。皇太子謂之曰。汝便啓大鷦鷯尊。於是淤宇宿禰啓大鷦鷯尊曰。臣所任屯田者。大中彦皇子距不令治。大鷦鷯尊問倭直祖麻呂曰。倭屯田者元謂山守地。是如何。對言。臣之不令。唯臣弟吾子籠知也。

適是時。吾子籠遣於韓國而未還。爰大鷦鷯尊謂淤宇曰。爾躬往於韓國。以喚吾子籠。其兼日夜而急往。乃差淡路之海人八十人爲水手。爰淤宇往于韓國。即率吾子籠而來之。因問倭屯田。對曰。傳聞之。於纏向玉城宮御宇天皇之世。科太子大足彦尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者。每御宇帝皇之屯田也。其雖帝皇之子。非御宇者。不令得掌矣。是謂山守地。非之也。時大鷦鷯尊。遣吾子籠於額田大中彦皇子。而令知狀。大中彦皇子更無如何焉。大鷦鷯尊乃知其惡而赦之勿罪。

是時に額田大中彦皇子（恐らくは大山守皇子の誤）倭の屯田、及び屯倉を掌らむとして、其の屯田司、出雲臣の祖・淤宇宿禰に語りて曰く「是の屯田は、本より山守の地なり。是を以て今吾れ治めむと將ふ矣。爾は掌るべからず」と。時に淤宇宿禰、皇太子に啓す。皇太子・謂りて曰はく「汝、便ち大鷦鷯尊に啓す。大鷦鷯尊は、臣の所任する屯田者、大中彦皇子が治めずして、大鷦鷯尊に問はるるに、大鷦鷯尊は、吾子の籠知を遣はして、彼を韓に往らしめ、吾子の籠知を喚びて、彼を歸らしむべしと云ふ。大鷦鷯尊は、彼を遣はして、彼を韓に往らしめ、彼を歸らしむべしと云ふ。大鷦鷯尊は、彼を遣はして、彼を韓に往らしめ、彼を歸らしむべしと云ふ。」

鶴尊に啓せ。於是・淤宇宿禰、大鶴鶴尊に啓して曰さく「臣が所任れる屯田は、大中彦皇子（恐らくは
 大山守皇子の誤）距ぎて治ら令め給はず」と。大鶴鶴尊、倭直の祖・麻呂に問ひて曰はく「倭の屯田は、
 元より山守の地と謂ふ。是れ如何」。對へて言さく「臣は知らず。唯だ臣が弟・吾子籠知れり」と言す。
 是時に適りて、吾子籠、韓國に遣されて未だ還す。爰に大鶴鶴尊、淤宇に謂りて曰はく「爾、躬ら韓
 國に往きて、以て吾子籠を喚せ。其れ兼日夜て急かに往れ。乃ち淡路の海士八十人を差びて水手と爲せり。
 爰に游宇、韓國に往りて、即ち吾子籠を率て來り。因て倭の屯田を問ひ給ふ。對へて曰さく「傳に聞之る。
 纏向の玉城宮に御宇天、皇（仁垂）の世に、太子・大足彦尊（行）に科せて、倭の屯田を定めまさしむ。
 是時・勅旨に、凡そ倭の屯田は、毎に御宇帝、皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇
 に非ずば掌ることを得じ矣と。是を山守の地と謂ふは非ず」。時に大鶴鶴尊、吾子籠を額田大中彦皇子（恐
 らくは大山守皇子の誤）の許に遣して、狀を知ら令め給ふ。大中彦皇子（恐らくは、大山守皇子の誤）
 更に無如何。大鶴鶴尊、乃ち其の惡を知めせども、赦して罪ひ給はず。「此の條、原本は此處に至るまで
 大山守皇子を大中彦皇子に誤り、次文より始めて大山守皇子と書けり。されど今・紊りに改めず。」
 【第二六四講】額田大中彦皇子 集解に「按是大山守皇子。誤爲額田皇子。下同。檢下文二曰。是屯田者自本山守地。
 是以今吾將治矣。又曰。大山守皇子。每恨先帝廢之非立。而重有是怨。由是則非額田皇子。明矣。又檢六十二年紀。
 額田皇子有獻氷之事。未見反悖之事。」と言はれたのは實に然あるべき説である。屯田。屯倉。屯田司。共に第一八七

講に註せり。出雲臣 第一七一講に出づ。游宇宿禰 出雲國意宇郡（今、八）に因れる名で、出雲氏系譜に、三島宿禰の子
 也とある。山守地 山守部を定められし事、應神紀五年に見え、尙ほ四十年の條にも「任大山守命。令掌山川林野」
 とある。こゝは倭屯田も亦た山守部の掌どる地也と言立て、之を横領せむとしたのである。問倭直祖・麻呂 倭直
 の始祖は椎根津彦で、神武天皇の二年に倭國造と爲りしより以來、其の子孫が世々・倭國の事を知れるが故に、今大鶴
 鶴尊、其の氏人に故實を問ひ給へるのである。吾子籠 此人の事は下に見ゆ。兼日夜 江家古訓に、「三字引合、夜を日に
 續ぎて」とある。（流布本には「日夜を兼ねて」と訓めり）。淡路之海人八十人 應神紀廿二年に據るに、淡路の御原の海人
 である。是時勅旨云々 垂仁紀に、「二十七年。是歲興屯倉于來目邑。」とある、是時の事であらう。さて此條の事は上卷
 の總論を参照すべきである。
 然後大山守皇子。每恨先帝廢己非立。而重有是怨。則謀之曰。我殺太子。遂登帝位。爰大鶴鶴尊。
 預聞其謀。密告太子。備兵令守。時太子設兵待之。大山守皇子不知其備兵。獨領數百兵士。夜
 半發而行之。會明詣菟道將渡河。時太子服布袍。取機櫓。密接度子。以載大山守皇子而濟。至
 于河中。誑度子。陷船而傾。於是大山守皇子墮河而沒。更浮流之。歌曰。知破椰臂苦。于鹿能和多利
 珥。佐烏刀利珥。破椰鷄務臂苦辭。和俄毛胡珥虛務。
 然伏兵多起。不得著岸。遂沈而死焉。令求其屍。泛於考羅濟。時太子視其屍。歌之曰。智破椰臂
 等。于泥能和多利珥。和多利涅珥。多氏屢。阿豆瑛由彌。摩由彌。伊根羅牟苦。虛々呂破望閑耐。伊斗羅

牟苔。虚々呂破望閉耐。望苔弊破。积瀾鳥於望臂泥。須惠弊破。伊暮鳥於望比泥。伊羅那鷄區。曾虚珥於望比。伽那志鷄區。虚々珥於望臂。伊积羅儒層區屢。阿豆瑳由瀾。摩由瀾。乃葬于那羅山。

正訓 然して後・大山守皇子、毎に先帝の己を廢て、立て給はざりし事を恨む。而るに重ねて是の怨あり。則ち謀をなして曰らく「我、太子を殺して、遂に帝位を登さむ」と。爰に大鷄鶴尊、預め其の謀を聞して、密びに太子に告して、兵を備へて守ら令め給ふ。時に太子、兵を設けて之を待つ。大山守皇子、其の兵を備へしことを知らず、獨り數百の兵士を領て、夜半に發而行之。會明に菟道に詣りて、將に河を渡らむとす。時に太子、布袍を服て櫂棹を取り、密びに度子に接りて以て大山守皇子を載せて濟りつ。河中に至りしとき、度子に誂へて、船を蹈みて傾けしむ。於是・大山守皇子、河に墮りて没み、更に浮れつゝ歌て曰く、

靈速人。宇治の渡に。棹取に。速けむ人し。我が許處に來む。
然るに伏兵・多に起りて、岸に著くことを得ず。遂に没みて死焉。其の屍を求が令むるに、考羅の濟に泛ぬ。時に太子、其の屍を視そなはして歌みて曰はく、

靈速人。宇治の濟に。渡頭に。植てる。梓弓。眞弓。射切らむと。心は思へど。射捕らむと。心は思へど。本邊は。父尊を思ひ出。末邊は。妹を思ひ出。苛歎く。其處に思ひ。悲しけく。此處に思ひ。射切らずぞ歸來。梓弓・眞弓。

乃ち那羅山に葬りぬ。

【第二六五講】 服布袍。粗衣を着て舟子に變裝し給へるのである。服字を一訓に「タマハリテ」とあるのは敬語である。

度子。渡守である。和名抄に、「渡子。日本紀私記云。和太利毛利。今案。俗云・和太之毛利。」とある。知破椰臂苦。靈速人の義（上卷第八一講、殘賊強暴・參照）。靈（精神）の馴悍ぶる人は、其の稜威（威勢）が強大なる故に、稜威また宇治（稜威と通ず）に云ひ掛くる枕詞とす。棹取に・速けむ人。棹取は、棹を取つて船を漕ぐこと。速けむ人は、神速ならむ人の意。即ち「船を迅速に漕ぐ業に通じて居る人」を云ふ。一首の意は、宇治河の深き流の中に我は消りぬ。誰にても有れ、舟に棹さす術を知りたらむ者は、速く我が許に船を棹寄せて救助せよ、との意である。考羅濟。崇神紀の伽和羅（六一）と同所である。和多利涅。舊説に「渡り出の義にて、渡り出づる前の堤を云ふ。」とある。本邊。末邊。萬葉十三に「本邊には馬酔木花開き末邊は椿花開く云々」とある。此處は弓の縁語である。君を思ひ出。君とは父君・應神天皇を申す。即ち大山守皇子も、父帝には同じ御子に坐す故、之を射殺さん事は、父帝に對し奉りて申譯なしと思ひ給へるのである。妹を思ひ出。通釋に、「抄云、大山守王子同母妹に、大原皇女、滂來田皇女あり。此の皇女等を勞り給へるか。若くは此の二人の皇女の内を、太子の妃とし給へるか。と云へる、信に然聞えたり。さらば其の女王の御嘆を思し出でて、御心を痛め給ふさま、次々の句に現れたり。」とある。一首の意は、此の宇治川の渡頭には、梓や櫂の木が植つてゐるが、其の木の名に負へる弓を取持ちて打出でし我は、彼の宇治川に浮き沈みつ泳ぎ流れ行く大山守皇子を、一箭に射殺さんと思ひしかども、上は父君の御魂を思ひ出で、下は大山守皇子の妹命等が酷く歎き哀しまむ事を思ひ出だして、其れを思ひ是れを思ひ、遂に其矢を射切らずに歸り來れり、との意である。那羅山。第一六六講に出づ。

既而興宮室於菟道而居之。猶由讓位大鷦鷯尊。以久不即皇位。爰皇位空之。既經三載。時有海人。齋鮮魚之苞苴。獻于菟道宮也。太子令海人曰。我非天皇。乃返之令進難波。大鷦鷯尊亦返以令獻菟道。於是海人之苞苴。蛟於往還。更返之取他鮮魚而獻焉。讓如前日。鮮魚亦蛟。海人苦於屢還。乃棄鮮魚而哭。故諺曰。有海人耶。因己物以泣。其是之緣也。太子曰。我知不可奪兄王之志。豈久生之煩天下乎。乃自死焉。時大鷦鷯尊聞太子薨。以驚之從難波馳之。到菟道宮。爰太子薨之經三日。時大鷦鷯尊擗擗叫哭。不知所如。乃解髮跨屍。以三呼曰。我弟皇子。乃應時而活。自起以居。爰大鷦鷯尊語太子曰。悲兮惜兮。何所以歟。自逝之。若死者有知。先帝何謂我乎。乃太子啓兄王曰。天命也。誰能留焉。若有向天皇之御所。具奏兄王聖之且有讓矣。然聖王聞我死。以急馳遠路。豈得無勞乎。乃進同母妹八田皇女曰。雖不足納綵。僅宛掖庭之敷。乃且伏棺而薨。於是大鷦鷯尊素服。爲之發哀。哭之甚慟。仍葬於菟道山上。

既にして宮室を菟道に興りて居之。猶ほ位を大鷦鷯尊に譲り給ふに由りて、以て久しく不即皇位。爰に皇位・空して既に三載に經りぬ。時に海人ありて、鮮らけき魚の苞苴を齋て、菟道宮に獻つる太子、海人に令して「我は天皇に非ず」と曰ひて、乃ち返して難波に進らしめ給ふ。大鷦鷯尊、亦た返して以て菟道に獻らむ。於是・海人の苞苴、往還の間に蛟れぬ。更に返りて他し鮮らけき魚を取りて獻る焉。讓り給ふこと前の日の如し。鮮らけき魚また蛟れぬ。海士、屢は還ふに苦みて、乃ち鮮らけき

魚を棄て、哭く。故、諺に曰く「海人なれや、己が物から泣く」と云ふこと、其れ是の緣なり。

太子曰はく「我、兄王の志を奪ふ可からざることを知れり。豈に久しく生へて天下を煩はさむや」と。乃ち自ら死り給ひぬ焉。時に大鷦鷯尊、太子薨りましぬと聞しめして、以て驚ろきて難波より馳せて菟道宮に到りましぬ。爰に太子・薨りまして三日に經りぬ。時に大鷦鷯尊、擗擗叫哭て、所如を知らず。乃ち髮を解き屍に跨がりて以て三び呼びて曰はく「我が弟の皇子」と。乃ち時に應へて活で給ひ、自ら起きて以て居ます。爰に大鷦鷯尊、太子に語りて曰はく「悲しき兮、惜しき兮。何所以歟。自ら逝ませる。若し死たる者も知有らば、先帝、我を何か謂さむ」。乃ち太子、兄王に啓して曰はく「天命なり。誰か能く留めむ焉。若し天皇の御所に向る事有らば、兄王の聖にして且つ譲り有ますことを具に奏さむ矣。然して聖王、我れ死たりと聞しめして、以て遠き路より急ぎ馳ませり。豈に勞ふこと無きを得まし矣」と。乃ち同母妹・八田皇女を進りて曰はく「納綵るゝに足らずと雖も、僅に掖庭の敷に宛ひ給へ」。乃ち且た棺に伏して薨給ひぬ。於是・大鷦鷯尊、素服。爲に發哀、哭之して甚慟み給ふ。仍て菟道の山上に葬しまつる。

【第二六六講】 興宮室於菟道 菟道離宮記略に、「山城國久世郡・宇治郷・宇山田に鎮座の上下離宮社は、延喜式内・宇治神社にて、菟道稚郎子を始め、應神天皇、仁德天皇を併せ祭る。此地即ち其の宮趾なりと傳ふ」とある。苞苴 記に「海人貢大費」とあり。和名抄に、「唐韻云。苞苴・裹魚肉也。日本紀私記云。於保爾倍。俗云阿良萬岐」とある。蛟 倭名

鈔の鱗介部に「鮫・音乃。和語云阿佐留。魚肉爛也。」とある如く、腐爛するを云ふ。有海人耶・因已物以泣。海人なれやは、「海人なればにや」の意。己が物から音泣くは、自分の所有物ながら、其物を處分するに苦しむ事を云ふ。即ち「海人を見た様に、自分で自分を苦勞させる。」と云ふ程の諺である。從難波馳之。通釋に、「此天皇、比時既に難波に在し、也。記にも然見えたり。元年に「都難波」とあれど當時移り坐せるには非ず。」とある。太子薨之經三日。下文に、「且伏棺而葬」とあるに據れば、此時は既に棺に收め、殯宮に置き奉つて有つたのである。解髮跣屍。以三呼曰云々。是れ即ち古代の招魂の法と知られる。八田皇女。應神紀二年に矢田皇女とある。素服。通釋に、「素服の二字薩摩本に「アサノミソ奉リテ」と訓めり。天智紀には、アサモノミソとあり。アサノミソは麻之御裳。アサモノミソは、麻喪之御衣と云ふ義なるべし。喪葬令に、「凡爲天皇。爲本服二等以上親喪。服錫紵。義解に、錫紵者細布。即用淺墨濃」とあるを、類史桓武天皇延暦八年に、「皇太后崩。天皇服錫紵。同二十五年天皇崩。上着服。服用遠江質布。頭巾用宅厚絹」とあるが如く、素服は細布、又名質布を用ゐる事なり。和名抄に、「紵布。唐式云。紵布三端。布二字云云阿佐留乃。是乎。又質布。唐韻云。帟。音與。布名也。唐式云帟布。揚氏漢語抄云。佐與美乃沼能。今案。質布宜作帟布乎。」とある是なり。萬葉二、高市皇子尊城上殯宮之時歌に、「遣使。御門之人毛、白妙之麻衣着云々。」即ち上代素服の制是なり。云々。哭之甚慟。通釋に、「是は上代の禮にて、神代に天稚彦の喪に、以鶴鶴爲哭者」と見え、記に雉爲哭女と有り、また一書に弔喪大臨とある事の遺制なるが、人情の忍ばせ玉ひがたき處より、眞に哭泣し給へるにてあるを、後の紀ともに、舉哀、又奉哀、發哀、哀哭など有りて、ミネ奉流と訓めるは、多くは其の擬びを爲る事となれり。一に思ふべからず」とある。葬於菟道山上。諸陵式に「宇治墓。菟道稚郎皇子。在山城國宇治郡。兆城東西十二町。南北十二町。守戸三烟。山城志に「在朝日山云々。墓畔有寺。曰

興聖寺。近年永井心齋者。削平兆堂所建。舊名神明山。」とある。

元年春正月丁丑朔己卯。大鶴鶴尊即天皇位。尊皇后曰皇太后。都難波。是謂高津宮。即宮垣室屋弗聖色也。楠梁柱檼弗藻傍也。茅茨之蓋弗齊也。此不以私曲之故。留耕績之時上者也。初天皇生日。木菟入于產殿。明日譽田天皇喚大臣武內宿禰語之曰。是何瑞也。大臣對言。吉祥也。復當昨日臣妻產時。鶴鶴入于產屋。是亦異焉。爰天皇曰。今朕之子與大臣之子。同日共產。兼有瑞。是天之表焉。以爲取其鳥名。各相易名。子。爲後葉之契也。則取鶴鶴名。以名太子。曰大鶴鶴皇子。取木菟名。號大臣之子。曰木菟宿禰。是平群臣之始祖也。是年也太歲癸酉。二年春三月辛未朔戊寅。立磐之媛命爲皇后。皇后生大兄去來穗別天皇。住吉仲皇子。瑞齒別天皇。雄朝津間稚子宿禰天皇。又妃日向髮長媛。生大草香皇子。幡梭皇女。四年春二月己未朔甲子。詔群臣曰。朕登高臺以遠望之。烟氣不起於域中。以爲百姓既貧而家無炊者。朕聞古聖王之世。人人誦詠德之音。家家有康哉之歌。今朕臨億兆。於茲三年。頌音不聆。炊烟轉疎。即知五穀不登百姓窮乏也。封畿之內。尙有不給者。況乎畿外諸國耶。三月己丑朔己酉。詔曰。自今之後。至子三載。悉除課役。息百姓之苦。是日始之。黼衣鞋履。不弊盡。不更爲也。溫飯煖羹。不酸餒。不易也。削心約志。以從事乎無爲。是以宮垣崩而不造。茅茨壞以不葺。風雨入隙。而沾衣被。星辰漏壞而露床蓐。是後風雨順時。五穀豐稔。三稔之間。百姓富寬。頌德既滿。炊烟亦繁。

元(九七三)年(癸酉年)の春正月、丁丑の朔の己卯の日(三)、大鷦鷯尊、即天皇位。皇后を尊びて皇太后と曰す。難波に都つくる。是を高津宮と謂す。即ち宮垣・室屋、聖色せず。桷・梁・柱・楹、藻飭らす。茅茨蓋く時に、茅端・割り齊へず。此れ私曲の故を以て、耕(ナリ)積之時を留げじとなり。初め天皇、生れませる日、木菟、産殿に入れり。明旦、譽田天皇(神)大(臣)武内宿禰を喚して曰はく「是れ何の瑞ぞ」。大臣對へて言さく「吉祥なり。復た昨日、臣が妻、産時に當りて、鷦鷯、産屋に入れり。是れ亦た異し」と言す。爰に天皇の曰はく「今朕が子と、大臣が子と、同日に共に産れて兼に瑞あり。是れ天之表なり焉。以爲に其の鳥の名を取りて、各相易へて子に名けて、後葉の契と爲む」と。則ち鷦鷯の名を取りて太子に名けて大鷦鷯皇子と曰し、木菟の名を取りて大臣の子に號けて木菟宿禰と曰へり。是れ平群、臣が始祖なり。是年、太歳、癸酉。

二年(九七四)の春三月、辛未の朔の戊寅の日(八)、磐之媛、命を立て、皇后と爲たまふ。皇后、大兄去來穗別天皇(中)履、住吉仲皇子、瑞齒別天皇(正)反、雄朝津間稚子宿禰天皇(九)を生みませり。又妃・日向髮長媛、大草香皇子と幡梭皇女を生む。

四年(九七六)の春二月、己未の朔の甲子の日(六)、群臣に詔して曰はく「朕、高臺に登りて以て遠に望むに、烟氣・域中に起たす。以爲ふに百姓、既に貧しくて、家に炊者無きか。朕れ聞く、古の聖の王の世には、人々詠徳之音を誦げて、家々康哉なりと云ふ歌有り。今朕れ億兆に臨みて於茲三年。

頌音・聆えず。炊、烟・轉上疎か也。即ち知りぬ、五穀・登らで、百姓・窮り乏しからむ。封畿之内すら尙ほ給がざる者あり。況や畿外諸國を耶。」

三月、己丑の朔の己酉の日(廿一)、詔して曰はく「自今以後、三載に至るまでに、悉くに課役(えつ)を除めて、百姓の苦を思へむ」と。是日より始めて黼衣・鞋履、弊れ盡ざれば更に爲らす。温飯・煖羹、酸り候らざれば易す。心を削り志を約めて、以ちて従事乎無爲。是を以て宮垣・崩るれども造らす。茅茨・壞るれども以て葺かす。風雨・隙より入りて衣・被を沾ほし。星辰・壞より漏りて床・蓐を露にせり。是の後、風雨・時に順ひ、五穀豊かに穰り、三稔の間へて、百姓・富寛かに、頌徳既に滿ちて、炊、烟また繁し。

【第二六七講】 即天皇位 水鏡、皇年代略記に、此時の御年を二十四歳と記されてあるが、應神紀十三年に、大鷦鷯尊が髮長媛を娶り給ひし御事がある。其時を姑く十五歳位と見做しても、當年より四十餘年を経てる事であるから、年紀が合ひ難い。都難波。是謂高津宮。通釋に「難波の地形を按ずるに、北大阪より南方住吉地方に至る迄、長き岸あり。其の岸下は即ち海にて難波津なり。岸上にあるが故に高津とは曰ふなり。浪速上古圖説、舊都趾要覽等に據るに、皇居は今の高津の邊に在りし事と覺ゆ(探要)」とある。宮垣室屋云々 此より以下、耕績之時者也に至る迄は、六韜の文を取つて形容したのである。茅茨之蓋非割齊。一訓には「茅茨之蓋の茅端、割り齊へず」ともある。材木は削り磨かず、茅葺屋根の檐端をも削り揃へず、極めて粗末に造れるを云ふ。なほ割字は、恐らく剪の誤であらうと云ふ。木菟 和名抄に

『木菟』和名豆久。或云美々都久。似鴨而小。免頭羽角。』とある。磐之姫命 葛城襲津彦命の女である。大兄去來穗別天皇 履中天皇である。記には大江之伊邪本和氣命とある。通釋に『上古難波海岸に大江岬あり。即ち難波崎なり。此の地名に據れる御名なるべし』とある。尙ほ大兄の訓に就いては、第二三三講の彦人大兄の條を参照すべきである。住吉仲皇子 地名に因る御名である。瑞齒別天皇 反正天皇である。同紀に『生而齒如一骨』とある。雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇である。朝津間は大和國葛上郡(今、南葛城郡)の地名である。大草香皇子 大は美稱、草香は河内國河内郡(今、中河内郡)の名所である。幡接皇女 記には『波多毗能若郎女、亦名・長日比賣命。亦名・若日下部命』とある。さて此の皇女は、後に雄略天皇の皇后に爲らせられた。登高臺以遠望之 記には『登高山。見四方之國云々』とある。褌衣 周禮に『王位設褌衣』とあり。訓は大御衣の義で、天皇の御服である。炊烟亦繁 延喜六年・日本紀竟宴歌に『高殿に登りて見れば天の下、四方に烟りて今ぞ富みぬる(藤原時平)』天慶六年・同竟宴歌に『大鷲鷄すめらが世より立つ烟、天つ日嗣にもえ増りけり(藤原師尹)』などの歌がある。

七年夏四月辛未朔。天皇居臺上。而遠望之。烟氣多起。是日語皇后曰。朕既富矣。豈有愁乎。皇后對語。何謂富焉。天皇曰。烟氣滿國。百姓自富歟。皇后且言。宮垣壞而不得修。殿屋破之。衣被露。何謂富乎。天皇曰。其天之立君。是爲百姓。然則君以百姓爲本。是以古聖王者。一人飢寒。顧之責身。今百姓貧之。則朕貧也。百姓富之。則朕富也。未之有百姓富之君貧矣。秋八月己巳朔丁丑。爲大兄去來穗別皇子。定壬生部。亦爲皇后定葛城部。九月。諸國悉請之曰。課役並免。既經三年。因以此以宮殿朽壞。府庫已空。今黔首富饒。而不拾遺。是以里無鰥寡。家有餘儲。若當此時。非貢稅調。以

修理宮室者。懼之其獲罪于天乎。然猶忍之不聽矣。

十年冬十月。甫科課役。以構造宮室。於是百姓之不領。而扶老携幼。運材負資。不問日夜。竭力爭作。是以未經幾時。而宮室悉成。故於今稱聖帝也。

七年(九七九)夏四月辛未朔。天皇臺上に居まして、遠に望み給ふに、烟氣多に起つ。是日、皇后に語りて曰はく「朕、既に富矣。豈に愁へ有らむ乎」。皇后、對へて語さく「何をか富めりと謂ふ焉」。天皇の曰はく「烟氣・國に滿てり。百姓・自からに富める歟」。皇后、且た言さく「宮垣壞れて修ることを得ず。殿屋破れて衣被・露に濡はるなり。何をか富めりと謂ふ乎」。天皇の曰はく「其れ天の君を立つることは、是れ百姓の爲なり。然れば則ち君は百姓を以て本とす。是を以て古への聖王は、一人だも飢る寒ゆる時は、顧みて身を責む。今、百姓の貧しきは則ち朕が貧しき也。百姓の富めるは則ち朕が富める也。未だ百姓富みて、君の貧しきは有らず」。秋八月、己巳の朔の丁丑の日(九)、大兄去來穗別皇子の爲に、壬生部(二)を定め、亦た皇后の爲に葛城部を定めらる。九月、諸國・悉に請して曰さく「課・役、並びに免されて既に三年に經りぬ。此に因て以て宮殿朽ち壞れて府庫已に空し。今、黔首、富み饒はひて、路に遺せるものを拾はず。是を以て里に鰥・寡無く、家に餘りの儲あり。若し此時に當りて、稅・調を貢りて以て宮室を、理るに非ずば、懼らくは其れ罪を天に獲む」と。然れども猶ほ忍びて聽し給はず矣。

十年(壬午年)の冬十月、甫めて課役を科せて、以て宮室を構造る。於是、百姓、領されずして老を扶け、幼きを携へて材を運び、篋を負ひ、日夜と不問して、力を竭して争ひ作る。是を以て未だ幾時も經ずして宮室・悉に成りぬ。故、今に聖帝と稱めまをす。

【第二六八講】 烟氣多起 炊煙の國中に滿てるを歡ばせ給へる御事は、此後にも萬葉集卷第一、舒明天皇登香具山望國之時御製歌に、「大和には群山あれど、取よるふ天香山、登り立ち國見をすれば、國原は煙立籠め、海原は鷗立ち立つ。可憐國ぞ、蜻島八間跡國は。」とある。衣被露、露の訓、薩摩本に「露ニ濡ホル也」とある。天之立君、是為百姓云々此語は荀子、及び尙書等に見ゆ。定壬生部 壬生は通音で爾布とも訓む。通釋に「言義は御産部にて、皇子等産生せる時、産殿に仕へ奉る諸部を云ふなり。神代紀に所謂る。乳母、湯母、及び飯嚼、湯坐の諸部、また古事記の玉垣宮段に、大湯坐、若湯坐等の類、また皇極紀に上宮、乳部之民など云へる、皆是なり。乳部とは生子を養育するには、乳母を主とするより起れる名なり。定とは御産部の名を負したる民戸を定めて、御名を永く世に傳へむとの意にて、いはゆる御名代これなり。和名抄諸國郷名に、多く壬生の名のあるは、みな御子等の御名代の後に存れるなり。さて此の皇子の爲めに、此年壬生部を定むとあれども、履中紀に「大鸕鷀天皇三十一年春正月立爲皇太子。時年十五。」とあるに據れば、此時は未だ生れ給はず。されば十五は廿五の誤ならむと云へる説もあれど、今定め難し」とある。定葛城部 葛城は皇后の故郷である。釋紀私記に、「凡定御名代部。或取御名。或取所居之地名。」とあるが如く、地名を取つて名づけたのである。篋 網代籠。俗に謂ふ春。土を盛つて擔ひ運ぶ籠である。於今稱聖帝 古事記の序にも、「望烟而撫黎元。於今傳聖帝。」とある。

十一年夏四月戊寅朔甲午。詔群臣曰。今朕視是國者。郊澤曠遠。而田圃少乏。且河水横逝。以流末不馭。聊逢霖雨。海潮逆上。而巷里乘船。道路亦溼。故群臣共視之。決横源而通海。塞逆流以全田宅。

冬十月。掘宮北之郊原。引南水以入西海。因以號其水曰堀江。又將防北河之滂。以築茨田堤。是時有兩處之築。而乃壞之難塞。時天皇夢。有神誨之曰。武藏人強頸。河内人茨田連衫子。彩子。此云二二人以祭於河伯。必獲塞。則覓二人而得之。因以禱于河神。爰強頸泣悲之。沒水而死。乃其堤成焉。唯衫子取全匏兩箇。臨于難塞水。乃取兩箇匏。投於水中。請之曰。河神崇之。以吾爲幣。是以今吾來也。必欲得我者。沈是匏而不合泛。則吾知真神。親入水中。若不我得沈匏者。自知僞神。何徒亡吾身。於是飄風忽起。引匏沒水。匏轉浪上而不沈。則滄々汎以遠流。是以衫子雖不死。而其堤且成也。是因衫子之幹。其身非亡耳。故時人號其兩處。曰強頸斷間衫子斷間也。是歲新羅人朝貢。則勞於是役。

十一年(癸未年)の夏四月、戊寅の朔の甲午の日(十七)、群臣に詔して曰はく「今朕は是國を視るに、郊澤・曠く遠くして田圃少なく乏し。且つ河の水・横しまに逝れて、以て流末・馭からず。聊か霖雨に逢へば、海潮逆上りて、巷里・船に乗り、道路・亦た溼あり。故、群臣共に視て、横なる源を決りて海に通して、逆なる流を塞ぎて以て田宅を全くせよ」。

冬十月、宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて以て西の海に入せり。因て以て其の水を號けて堀江と曰ふ。また北の河の湧を防がむとして、以て茨田堤を築く。是時に兩處の斷間ありて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時に天皇・夢み給はく、神有して誨へて曰く「武藏人・強頸・河内人・茨田連・杉子（杉子、此をば菖呂母能古と云ふ）二人をして、以て河伯を祭らしめば、必ず塞ぐことを獲たまはむ」と。則ち二人を覓めて之を得たり。因て以て河神を禱る。爰に強頸、泣ち悲しびて水に没りて死りつ。乃ち其の堤成りぬ焉。唯だ杉子は全。匏・兩箇を取りて、塞ぎ難き水に臨みて、乃ち兩箇の匏を取りて、水の中に投いで請ひて曰へらく「河神・祟りて、吾を以て幣と爲す。是を以て今吾れ來れり。必ず我を得むとならば、是の匏を沈めて、不令泛。則ち吾は眞神と云ふことを知りて、親ら水の中に入りなむ。若し匏を沈むることを得ずば、自から偽神と云ふことを知らむ。何ぞ徒に吾身を亡ぼさむや」と。於是、颯風・忽ち起りて、匏を引きて水に没む。匏、浪の上にして轉びつ、沈まず。則ち滄々に汎りつ、遠く流る。是を以て杉子は死らずと雖も、其の堤、且た成りぬ。是れ杉子の幹に因りて、其身を亡ぼさざりし耳。故、時の人、其の兩處を號けて、強頸の斷間、杉子の斷間と曰ふ。是年、新羅人・朝貢。則ち是の役に勞ふ。

【第二六九講】 視是國 是國とは難波を云ふ。郊澤曠遠 高津の宮の地より、北方の北長柄・本庄郷に至るまで、低く濕へる地を云ふ。巷里乗船 巷里の上を船に乗り行くを云ふ。決横源而通海 横源とは、上文に「河水横逝」とある。河上の處を指して云ふ。「決」は、畑を決る、土を決る等、掘り濶ふを云ふ。上代に淀川、大和川の末が汎く且つ濫に流

れてゐて水害が多かつたのである。田宅 第一七二講の農の條に註せり。宮北之郊原 難波の東北、小橋村の邊なるべしと云ふ。郊原 私記に「郊原之二字。皆云野」とある。引南水以入西海 上古は、河内川、大和川の流の末が、横様に南方に流れ入りて、霖雨に逢へば海潮が逆さまに上り、攝津、河内の田圃を害ふこと多かつたのである。故に東より掘りて西海に通し、南方の水を導き入れたのである。堀江 通釋に「是れ即ち難波堀江（萬葉以下の歌）にして、今、上町と天満との間にある、大阪大河これ也。帝王編年記に、今山崎河通海是堀江也。」と云はれしは聊か違へり。難波上古圖説に、堀江は、素と南水を導かんが爲に掘る處にして、山崎川（山城川・淀川）を通さん爲に掘れるには有らず。されど山崎川の水も亦派れて此に入りて流るゝ也。」と曰へるが如し。〔寺島説に、堀江今大阪城北。大和川也。今稱堀江者。元祿年間開於難波之江。而遣船津。説法化人。とあるは、これより後に修復などせしむるの事を記し、なるべし。〕とある。防北河之湧 湧は流の滯滞するを云ふ。茨田堤 和名抄に、「河内郡茨田郡（今、北河内郡）茨田郷・萬牟多。河内誌に、今、伊賀村・太間村・池田村邊。故堤蹟僅殘云々。」とある。兩所之築 築は下文に斷間とある。即ち其の斷間を築き塞ぐべき處を云ふ。茨田連 姓氏錄に、「茨田連。多朝臣同祖。神八井耳命男。彥八井耳命之後。」とある。河伯 和名抄（天地部）に「兼名苑云。河伯一名水伯。河神也。」とある。全匏 匏は是を二つに割つて、水を汲むに用いた物で、所謂の柄杓である。全匏は其れを割らざるもの、即ち瓢箪で、上代には是に酒をも容れ、また其口を密閉して水泳の浮袋にも用いたのである。匏轉漚上而不沈 下の六十七年の條にも、備中國の川島河の大虬が、毒を吐いて路人を苦しめたのを、吉備の縣守が全匏を水に投じて、然る後その虬を斬殺した事が見える。強頸斷間 攝津志に、「東生郡絶間池。在三千林村。今尙稱二絶間。古來屬河州茨田郡池。今乾固。」とある。杉子斷間 河内志に、「茨田郡（今、北河内郡）太間村」とある。

十二年秋七月辛未朔癸酉。高麗國貢鐵盾鐵的。八月庚子朔己酉。饗高麗客於朝。是日集群臣及百寮。令射高麗所獻之鐵盾的。諸人不得通的。唯的臣祖盾人宿禰。射鐵的通焉。時高麗客等見之。畏其射之勝巧。共起以拜朝。明日美盾人宿禰。而賜名曰的戶田宿禰。同日小泊瀬造祖宿禰臣。賜名曰賢遺。賢遺此云左河之能宮里。臣也。冬十月。掘大溝於山背栗隈縣。以潤田。是以其百姓每豐年也。

十三年秋九月。始立茨田屯倉。因定春米部。冬十月。造和珥池。是月築橫野堤。十四年冬十一月。爲橋於猪甘津。卽號其處曰三小橋也。是歲。作大道置於京中。自南門直指之。至丹比邑。又掘大溝於感玖。乃引石河水。而潤上鈴鹿。下鈴鹿。上豐浦。下豐浦。四處郊原以墾之。得四萬餘頃之田。故其處百姓寬饒之。無凶年之患。

正訓 十二年(九八四)の秋七月、辛未の朔の癸酉の日(三)、高麗國より鐵盾、鐵的を貢る。八月の庚子の朔の己酉の日(十)、高麗の客を朝に饗ふ。是日、群臣及び百寮を集へて、高麗の所獻る鐵の盾的を射しむ。諸人、的を射通すことを得ず。唯だ射的の祖・盾人宿禰、鐵的を射て通せり焉。時に高麗の客等見て、其の射ることの勝巧れたるを畏みて、共に起ちて以て拜朝す。明日、盾人宿禰を美めまして、名を賜ひて的戶田宿禰と曰ふ。同日、小泊瀬造の祖・宿禰臣に名を賜ひて、賢遺臣(賢遺、此をば左河之能宮里と云ふ)と曰ふ。冬十月、大溝を山背の栗隈の縣に掘りて以て田に潤く。是を以て百姓・毎に豐年也。(豐年也一訓としをよよくす。としえゆたかなり。)

十三年(九八五)の秋九月、始めて茨田屯倉を立つ。因て春米部を定む。冬十月、和珥池を造る。是月に横野堤を築く。

十四年(九八六)の冬十一月、猪甘津に爲橋す。卽ち其の處を號けて小橋と曰ふ。是歲、大道を作りて京の中に置き、南の門より直に指して丹比の邑に至る。また大きな溝を感玖に掘り、乃ち石河の水を引き、上鈴鹿、下鈴鹿、上豐浦、下豐浦、四處の郊原に潤け、以て之を墾りて四萬頃餘りの田を得たり。故、其の處の百姓、寬饒ひて、無凶年之患。

【第二七〇講】 令射 伊久布と云ふ語は、「射ク」を更に波行に活用せる語である。的 戶田宿禰 應神紀十六年八月の條に出づ。姓氏錄に「的臣は武内宿禰の男・葛城襲津彦の後也」とあり。大日本史に「姓氏錄に據りて其の時世を推すに、蓋し襲津彦の子也」とある。小泊瀬造 記に「神八井耳命は、小長谷造の祖也」とある。栗隈縣 和名抄に「山城國久世郡・栗隈(久里久末)」。山城志に「大溝古跡。長池町古堤尙存」とある。茨田屯倉 茨田は前講、屯倉は第一八七講に出づ。因定春米部 通釋に「因定とは、茨田屯倉の米を春きて、朝廷に貢する部を定め給ひしなるべし。さて春米は古訓に都伎女とあり。春女(第七三講参照)の義なるべし」とある。和珥池 大和國添上郡池田村に在り。今、光臺寺池と云ふ。(河内志には、河内國石川郡南河和爾池。在喜忘村。廣九百畝。とある)横野堤 河内志に「澁川郡・横野神社。在大池村西。今稱印色宮。横野堤卽此。」とある。猪甘津 攝津國東成郡に、今も猪飼野村・小橋村がある。至丹比邑 丹比は、和名抄に「河内國・丹比郡(太知比)」とある。此郡は後に丹南・丹北の二郡と爲り、更に丹南は南河内郡に、丹

北は中河内郡に編入せられた。さて此の大道は、上古圖説に「今丹南郡に屬して、丹治井と稱する地あり。是れ高津宮より直道なり。上本町より南方、東高津村の中を通し、天王寺東門を経て平野に至り、狭山街道に達せり。今猶ほ其道存れり」とある。感玖 和名抄に、「河内國石川郡(今、南河内郡)紺口」とある。石川 河内志に、「石川郡・石川。西條・東條二水。合大友村。經須賀一曰石川。流入古市郡」とある。石川、古市の二郡、今は共に南河内郡に編入せらる。鈴鹿・豐浦今詳かでないが、住吉神代記に「西限河内泉上鈴鹿下鈴鹿・雄濱日禰野公田官處」とある文に依れば、和泉國郡に副へる地であらうと云ふ。

十六年秋七月戊寅朔。天皇以宮人桑田玖賀媛。示近習舍人等曰。朕欲愛是婦女。苦皇后之妬。不能合。以經多年。何徒棄其盛年乎。即歌曰。瀾離曾虛赴。於瀾能鳥苦咩鳥。多例椰始儺播務。於是播磨國造祖速待。獨進之歌曰。瀾箇始報。破利摩波椰摩智。以播區娜輪。伽之古俱等望。阿例椰始儺破務。即日以玖賀媛賜速待。明日之夕速待詣于玖賀媛之家。而玖賀媛不和。乃強近帷內。時玖賀媛曰。妾之寡婦以終年。何能爲君之妻乎。於是天皇聞之。欲遂速待之志。以玖賀媛副速待。送遣於桑田。則玖賀媛發病死于道中。故於今有玖賀媛之墓也。

十七年。新羅不朝貢。秋九月。遣的臣祖砥田宿禰。小泊瀨造祖賢遺臣。而問關貢之事。於是新羅人懼之。乃貢獻調絹一千四百六十疋。及種々雜物并八十艘。

正調 十六年(九八八)の秋七月、戊寅の朔の日、天皇、宮人・桑田玖賀媛を以て、近く習る舍人

等に示せ給ひて曰はく「朕れ是の婦女を愛まむと欲へども、皇后の妬むに苦みて合すこと能はずして、以て多の年を経ぬ。何ぞ徒らに其の盛なる年を棄げむ乎。即ち歌よみて曰はく、

水底經。臣の娘子を誰れ養はむ。

是に播磨國造の祖・速待、獨り進みて歌よみて曰さく、

三日潮。播磨速待。岩下す。畏くとも。我れ養はむ。

即日、玖賀媛を以て速待に賜ふ。明日の夕、速待、玖賀媛の家に詣りぬ。而れども玖賀媛・和はず。乃ち強に帷内に近づく。時に玖賀媛の曰く「妾、寡婦にして以て年を終へむ。何にぞ能く君が妻と爲らむ乎」。於是。天皇聞しめして、速待が志を遂げしめむと欲して、玖賀媛を以て速待に副へて桑田に送り遣はし給ふ。則ち玖賀媛、發病して道中に死りぬ。故、今に玖賀媛之墓あり。

十七年(九八九)新羅、朝貢らず。秋九月、的臣の祖・砥田宿禰、小泊瀨造の祖・賢遺、臣を遣して、貢たてまつらぬ事を問はしむ。於是、新羅人懼まりて、乃ち調の絹・一千四百六十疋、及び種々の雜物、并せて八十艘を貢獻る。

【第二七一講】宮人 職員令義解に「婦人仕官者之總號也」とある。即ち後世の女官(宮中に奉仕する婦人の總稱)である。桑田玖賀媛 桑田は、和名抄に「丹波國桑田郡・桑田」とある。即ち此の娘子は、此國より貢れる采女なのである。舍人 舍人は、令に「掌帶刀宿衛。供奉雜使。若駕行分衛前後」とある。此紀では兵衛・帳内・宣者とも書いて

ある。言義は殿守の轉か。水底經・臣の嬪子。水底を行く…海の魚、と云ふ意を通音に因つて「臣のをとめ」と言ひ掛けたのである。誰養はむ。此の嬪子を妻として、一生涯養ふ者があらば、與へ遣はさんが、誰か養ふ者ありや、との意である。播磨國造。國造本紀に、「針間國造。志賀高穴穗朝御世。以稻背入彦命孫伊許自別命。定賜國造」とある。速待は、伊許自別の子、或は弟であらう。尙ほ下の四十年紀に播磨佐伯直阿能胡がある。三日潮・播磨速待。私記に、「三日之潮。其流急速。故將讀速待之發語也。」とある（播磨風土記に曠曠とあるは信じ難し）。以播區娜輪。區娜輪の娜字は、二七四講の歌に「辭漏多娜武積」また齊明紀四年五月の歌に「阿比娜謨儂俱母」とある如く、ダと讀む假字である。即ち此句は「嚴下す」と訓むのが正しい。さて嚴下すは、私記に「嚴石自嶺下澗之時。人何不懼。故將言悚恐之發語也。」とある。一首の意は。天皇が娶さむと思召して、既に宮姫の例に加へ給ひし嬪子を妻に爲ん事は、彼の石切る賤夫等が、嶺より巨巖を斫り落すを、下に居て見る如く、實に空恐ろしき事なれども、此の播磨速待が頂戴して妻と爲し侍らむとの意である。送遣於桑田。桑田媛の故郷の丹波國桑田郡へ送り遣はされたのである。玖賀媛之墓。今、詳かでない。的。臣。小泊瀬造。兩人共に前講に出づ。

二十二年春正月。天皇語皇后曰。納八田皇女。將爲妃。時皇后不聽。爰天皇歌以乞於皇后曰。于磨臂苦能。多菟屢虛等太氏。于礎由豆流。多由磨菟餓務珥。奈羅陪氏毛餓望。皇后答歌曰。虛呂望虛會。赴多弊茂豫者。瑤由廼虛烏。那羅陪務者瀾破。箇辭古者呂箇茂。天皇又歌曰。於辭氏屢。那珥破能瑤者能。那羅弭波莽。那羅陪務者虛厨。會能古破阿利鷄梅。皇后答歌曰。那菟務始能。臂務始能虛呂望。赴多弊者氏。箇區瀾夜懷利波。阿珥豫區望阿羅儒。天皇又歌曰。阿佐豆磨能。避箇能鳥瑤箇烏。箇多那者珥。

瀾致喻區茂能茂。多愚臂氏序豫積。皇后遂謂不聽。故默之亦不答言。

正訓 二十二年(九九四)の春正月、天皇、皇后に語りて曰はく「八田皇女を納れて、將に妃と爲さむと將ふ。時に皇后・聽るさず。爰に天皇、歌よみて皇后に乞ひて曰はく、

貴人の、建つる事立。儲弦。斷間續がむに。並べてもかも。

皇后、答歌よみて曰し給はく、

衣こそ。二重も善き。眞夜床を。並べむ君は。畏きろかも。

天皇、また歌よみて曰はく、

押照る。難波の崎の。並濱。並べむとこそ。其の子は在りけめ。

皇后、答歌よみて曰し給はく、

夏虫の。火蟲の衣。二重着て。圍み八人は。豈に善くもあらず。

天皇、また歌よみて曰はく、

朝妻の。比介の小坂を。片泣きに。道行く者も。副ひてぞ善き。

皇后、遂に聽るされじ(されじ)と謂す。故、黙して答言し給はず。

【第二七二講】八田皇女。第二六六講に出づ。不聽。點頭き有さずの義と云ふ。貴人の云々の歌。通證には「一首意。言天子爲廣嗣。故立妃嬪。猶物部者副弦。蓋欲其接續無間斷也。」と云ひ、守部氏は「貴人の言立して云ふから

には、汝を見棄つる事はせじ、譬へば弓弦の断れたる時、儲弦を以て其の断間を繼ぐ如く、汝の居給はぬ程の絶間を繼ぐ爲めに、いかで皇后と相並べて妃と爲さま欲し、との意也。」と云つた。此の兩説、今何れとも定め難い。衣こそ二重も善き。通釋に「上に「古會」と云ひ、下に「岐」と承けたるは、天智紀にもあり、萬葉集にも見えたれど、古今集以後には絶えて無し。此事は今誰も能く知れるを以て煩縟しく言はず」とある。畏きろかも。ろは助字。一首の意は、衣こそ二重襲ねて着るも善からめ。二妻床を並べて寝むと詔ふ君は、辛く恐ろしき御心ぞ、との意である。押照る・難波。押照るの押は、動詞に冠して其意を強むる辭で、最ど照り輝くを云ふ。即ち「美麗しく照り輝く難波」と曰ふ意で、難波の風光、並びに繁榮を褒稱へ給ひし御語である。(即ち現代に、「輝く日本」など云ふと同義である。)さて此の大御歌に依つて後世に是の「押照る」と云ふ語が、難波の枕詞に化つたのである。即ち是の押照ると云ふ語は、光輝燦爛たる事を意味する語で、特に難波に對してのみ用ゐる言葉では無い。故に萬葉卷廿、大伴家持の歌に「櫻花、今盛なり難波の海、押光る宮に、きこしめすなべ」とある。是は「麗はしく照り輝く大宮」の意に詠めるのである。然るに先哲は、「押照る」と云ふ語を以て、特に難波のみに關係ある語也、と誤解した爲めに、種々牽強附會の説を試み、斯く何でも無い語を、却つて不可解の語と爲て了つたので、從來の諸説は皆僻事である。一首の意は、難波の崎に並び立てる並濱の如く、八田皇女は、皇后と相並んで宮中に在るべき爲めに、此世に生れて來たので有らう物を。皇后よ、願はくば八田皇女を娶納るゝ事を嫌ひ給ふ事勿れ、との意である。夏虫の火蟲の衣。火蟲とは火取蟲、即ち蛾を云ふ、按ずるに燭蛾の翼は、大小の翼が重なり居る故に、二重着てと言はん爲めの序に措けるのである。二重着て。二人の妻を重ねての意である。圍み八人は云云。多勢にて取圍みつゝ、打寝る如きは、豈善き事ならむや、との意である。朝妻之・比介小坂。大和國南葛城郡の朝妻山

の比介の小坂の道を云ふ。此地は皇后の生れ故郷である。一首の意は、彼の朝妻山の比介の坂は、険しい山路である故に、道行く人は苦勞して泣く處であるが、其處を行くにも、道伴があれば心強く善いものである如く、今皇后も皇女と相並んで睦み給はゞ、中々に慰さみ給ふべき物を、との意である。

三十年秋九月乙卯朔乙丑。皇后遊行紀伊國。到熊野岬。即取其處之御網葉。而還。於是天皇伺皇后不在。而娶八田皇女。納於宮中。時皇后到難波濟。聞天皇合八田皇女。而大恨之。則其所採御網葉。投於海。而不著岸。故時人號散葉之海。曰葉濟也。爰天皇不知皇后忿不着岸。親幸大津。待皇后之船。而歌曰。那珥波臂若。須儒赴泥若羅齊。許辭那豆瀾。曾能赴尼若羅齊。於朋瀾赴泥若禮。時皇后不泊于大津。更引之泝江。自山背廻而向倭。明日天皇遣舍人鳥山。令還皇后。乃歌之曰。夜莽之呂珥。伊辭鷄若利夜莽。伊辭鷄之鷄。阿餓茂赴兔摩珥。伊辭枳阿波牟伽茂。皇后不還行之。至山背河。而歌曰。菟藝泥赴。椰莽之呂餓波烏。箇破能朋利。流餓能朋例麼。箇波區莽珥。多知瑳箇踰屢。毛毛多羅儒。椰素麼能紀波。於朋者瀾呂箇茂。即越那羅山。望葛城。歌之曰。菟藝泥赴。椰莽之呂餓波烏。箇瀾能朋利。和餓能朋例麼。阿鳥珥豫辭。雛羅烏輪疑。烏陀氏。夜莽若烏輪疑。和餓瀾餓朋辭區珥波。箇豆羅紀多伽瀾椰。和藝弊能阿多利。更還山背。興宮室於箇城南。而居之。

正訓 三十年(壬寅年)の秋九月、乙卯の朔の乙丑の日(十二)、皇后、紀伊國に遊行まして、熊野の岬に到りて、即ち其の處の御網葉(葉、此をば箇始婆と云ふ)を取りて還り給ふ。於是、天皇、皇后の在

まさざる時を伺ひて、八田皇女を娶して宮の中に納へ給ふ。時に皇后、難波の濱に到りて、天皇、八田皇女を合しつと聞して、大きに恨み給ひ、則ち其の探りませる御綱葉を海に投れて不著岸。故れ時の人、葉散らし、海を號けて葉濟と曰ふ。

爰に天皇、皇后の忿みて不著岸ことを知しめさずして、親から大津に幸して皇后の船を待ちて歌よみて曰はく、

難波人。鈴船執らせ。腰煩み。其の船取らせ。大御船取れ。

時に皇后、大津に泊り給はずして、更に引きて江より浜りて、山背より廻りて倭に向す。明日、天皇、舍人・鳥山を遣して、皇后を還らせ申さ令む。乃ち歌よみて曰はく。

山背に。往及け鳥山。往及け及け。朕が思ふ妻に。往及き逢はむかも。

皇后、還り給はずして猶ほ行きます。山背河に至りて歌よみて曰はく、

つぎねふ。山背河を。河浜り。妾が浜れば。河曲に。立ち榮ゆる。百足らず。八十葉の樹は。大君ろ

かも。

即ち那羅山を越えて、葛城を望りて歌之て曰はく、

つぎねふ。山背河を。みや浜り。妾が浜れば。あをによし。奈良を過ぎ。小楯。倭を廻ぎ。妾が見が

欲し國は、葛城高宮。吾家の邊り。

更に山背に還りて、宮室(一訓、於)を筒城岡の南に興て居之。

【第二七三講】熊野岬。紀伊國牟婁郡。御綱葉。記に「太后、豊樂し給はむとして、御綱葉を採りに紀國に幸ます」とあつて、此冬の新嘗の設に、此葉を採りに行啓したのである。さて御綱葉は、豊樂・神供等に御酒を盛る柏の葉で、造酒

司式に「大嘗祭供奉料。三津野柏二十把(日八)。長女柏四十八把(六把)」。また大神宮儀式帳(六月祭の條)に「儂畢人別直會酒采女二人侍御角柏盛人別給」とある。名義は三角柏で、葉の形状が三つの角の如くなるに依るのであらうと云ふ。葉濟。景行紀(第二百五講)に柏濟とある。鈴船執らせ。鈴船は、鈴を以て飾れる皇后の大御船を云ふ。腰煩み

記の景行卷に、阿佐志怒波良、許斯那豆牟。萬葉十三に、夏草乎、腰爾莫積云々など見える。「煩む」は滞り煩ふ意の語で、此處は、腰に至る迄も水に浸つて、鈴船を引寄するを云ふ。一首の意は、難波の津に居る人々よ、速く其の鈴船の綱手を執つて、腰まで水に入漬つて、皇后の大御船(鈴船)を岸に引き来れよ、との意である。山背に云々。一首の意は、

皇后が山城の國を過ぎて其の故郷なる大和へ入り給はむ、此方へ迎へ戻す事は難儀に及ぶべし。それ故山城國の内にて皇后に追ひ着きて、引止め參らするやう、急ぎ往きて追ひ及け鳥山よ、と詔へるのである。免齋泥赴・山城河。冠辭考に、

「萬葉卷十三に、次嶺經・山背道乎云々とあり。是は此の萬葉の字の如く意得べし。大和國より山城國へは、數多續きたる嶺々を經過きて到る故に此の冠辭はある也」とある。椰葉摩能紀。八十葉之樹の義で、枝葉の繁茂せる數多の樹を云ふのであらう。但し通證には、「八爪稜也。八者謂多也」とある。一首の意は、嫉きまゝに背き來て、山城川へと川上りに吾が

上りつゝ見れば、いと戀ひ増る心より、河曲に榮えて繁り立てる木々も、大君歟と見ゆるよ、との意である。彌椰能朋利。賀茂翁説に、「彌椰は水脈なり。水脈は亦た彌與とも云ふ」とある。阿烏瑠豫辭。奈良を過ぎ。此語は萬葉抄に「昔、

奈良坂に青土あり、其れを取りて繪具に用ひけるに依りて、青土善し奈良と曰ふ」と云へる説が行はれてゐるが、是は甚だしき妄説である。抑もあまによしと云ふ語は、決して奈良にのみ冠する枕詞では無いのである。其れは萬葉集卷第五に『悔しかも、斯く知らませば、阿乎爾與志、國中悉々見せまし物を』と詠める歌がある事に據つて明瞭である。而して萬葉抄の説を以てしては、此歌の阿乎爾與志の解釋は出來難いのである。今按ずるに此語は、『偉に善し（あやに善しと同語）』の義である。〔阿耶は阿乎と通じて同語也。吾屋慎根尊、青檜城根尊・同神（上卷三九）なるを思ふべし。〕即ち此語は、『偉に善し・愛少女焉（上卷卅五頁）』とあると同じ意味の稱辭で、奈良は風光明媚の地なるを以て、『偉に善し・奈良』と稱へなしたのである。さて、是が誤り無き解釋である事の何よりの確證は、從來の説では解き得られざりし彼の萬葉集卷五の『悔しかも云々』の歌が、此説に據れば更に遲滞なく、流暢と解ける事にある。即ち彼の歌の意は、『悔しい事をした。恚んな事に做らうと豫て知つたならば、其の生前中に、偉に善し・國中……風光明媚なる各地……を悉く見物させて遣つたらう物を。』と云ふので、一首の意が非常に善く聞える事を思ふべきである。鳥陀私記に、『小楯なり。言意は、大和國の山は、小楯を立てし如くなるを言ふ』とあるが首肯し難る。今按ずるに小楯とは矢的の云ふので、即ち『小楯』矢的』と言ひ連ねた秀句である。葛城高宮 和名抄に『大和國葛上郡（今、南葛城郡）高宮・多加美也。』とある。吾家の邊り通釋に、『吾家とは皇后の本郷を云ふ。さて斯く詔ふは、皇后天皇を背きて、難波を去り、山城河を浜り、進みて歸るべき所なく、只管に本郷に歸らまく思ほして、奈良を越え、遙かに葛城を望みて斯くは詠み給へるにて、此の奈良山より見渡せば、吾が行きて見まほしき本郷は、此處より更に奈良路を過ぎ、大和を過ぎて、遙か彼方なる葛城の高宮なるぞ、との意也（採要）』とある。簡城岡 和名抄に、『山城國綴喜郡・綴喜郷（豆々木）』とある。

冬十月甲申朔。遣_二的臣祖口持臣。喚_二皇后。一和珥。爰口持臣至_二筒城宮。雖_レ調_二皇后。一而默而不答。時口持臣沾_二零雨。以_レ經_二日夜。伏_二于皇后殿前。而不避。於是口持臣之妹國依媛。仕_二于皇后。適_二是時。侍_二皇后之側。見_二其兄沾_レ雨。而流涕之。歌曰。椰莽辭呂能。菟菟紀能瀾椰珥。茂能莽烏輪。和餓齊烏瀾例。那瀾多愚摩辭茂。時皇后謂_二國依媛。一曰。何爾泣之。對言。今伏_レ庭請謁者。妾見也。沾_レ雨不_レ避。猶伏將_レ謁。是以泣悲耳。時皇后謂_レ之曰。告_二汝兄。令_二速還。一吾遂不_レ返焉。口持臣則返之復_二奏于天皇。一十一月甲寅朔庚申。天皇浮江幸_二山背。時桑枝公_レ水而流之。天皇視_二桑枝。一歌之曰。兔怒瑳破赴。以破能臂謎俄。飲朋呂伽珥。枳許瑳怒。于羅愚破能紀。豫屢麻志枳。箇破能區莽愚莽。豫呂朋臂喻玖伽茂。于羅愚破能紀。明日乘輿詣_二于筒城宮。喚_二皇后。一皇后不肯參見。時天皇歌曰。菟藝泥赴。椰摩之呂謎能。許久波茂知。于智辭於朋泥。佐和佐和珥。儼俄伊弊劑虛會。于知和多須。耶俄波曳儼須。企以利摩韋區例。亦歌曰。菟藝泥赴。夜莽之呂謎能。許玖波茂知。于智辭於朋泥。泥土漏能。辭漏多娜武枳。摩箇儼鷄慶虛會。辭羅儼等茂伊波梅。時皇后令_レ奏言。陛下納_二八田皇女。一爲_レ妃。其不_レ欲_二副_二皇女。一而爲_レ后。遂不_二奉見。一乃車駕還_レ宮。天皇於是恨_二皇后大忿。一而猶有_二戀思。一

正訓 冬十月、甲申の朔の日、的臣の祖、口持臣を遣して、皇后を喚し給ふ。（一云く、和珥臣の祖、口持臣）爰に口持臣、筒城宮に至りて、皇后に謁すと雖も、黙して答申し給はず。時に口持臣、零雨に沾れつゝ、以て日夜を経て、皇后の殿の前に伏して避らず。於是、口持臣が妹、國依媛、皇后に仕へ

まつる。是時に適りて皇后の側に侍り、其の兄の雨に沾るゝを見て、流涕びて歌よみて曰く、

山背の筒城の宮に。物申す。妾が兄を見れば。涙ぐましも。
時に皇后、國依媛に謂りて曰はく「何なればぞ爾・泣くや」。對へて言さく「今、庭に伏して請謁すは、妾が兄なり、雨に沾れつゝも避らず、猶ほ伏して謁さむとす。是を以て泣ち悲しぶ耳」。時に皇后・謂りて曰はく「汝が兄に告げて速かに還らしめよ。吾は遂に返らじ焉」。口持臣、則ち返りて天皇に復奏す。十一月、甲寅の朔の庚申の日(七)天皇、浮江・山背に幸す。時に桑枝・水に浴びて流る。天皇、桑枝を視そなはして歌之て曰はく、

つぬさはふ。磐之媛が。寛量に。聽こさぬ。心強の木。寄るまじき。河の隅々。徒倚ひ行くかも。梢桑の木。

明日、乘輿・筒城宮に詣りまして、皇后を喚しまつり給ふ。皇后、參見ひ給はず。時に天皇・歌よみて曰はく、

つぎねふ。山背女の。木鏝持ち。打ちし大根。喧擾に。汝が言へせこそ。打ち渡す。孫生・如す。來入り參來れ。

亦た歌よみて曰はく、
つぎねふ。山城女の。木鏝持ち。耕らし大根。根白の。白腕。纏かすけばこそ。知らずとも言はめ。

時に皇后、奏さしめて言さく「陛下、八田皇女を納れて妃と爲たまふ。其の皇女に副へて后たらむ事を欲せず」と。遂に見え奉らず。乃ち車駕・宮に還り給ふ。天皇、於是皇后の大きに忿くむ事を恨みませども、猶ほ戀び思ほすこと有ます。

【第二七四講】 浮江幸山背 浮江は、堀江から淀河に浜り給へるのである。免怒達破赴 綱草遣フの約言。綱草は葛草である。(契沖云、古へは葛を津奈とも云へり。萬葉集卷六に、石綱とあるも石葛なり。)さて葛は岩に這ひ掛る草なるが故に、岩の枕詞とす。鉄朋呂伽瑠 凡狀の義。於保呂計 と云ふも同じ。漠然としたる意より、寛量なる意に云ふ。于羅愚破能紀 末桑の木に心強(強情)の意を兼ねた詞である。一首の意は、磐之媛が餘りに我情にて、是程の事を大概に見過さず、飽く迄も我が方に寄るまじき振舞を爲すにつけて、我は斯く此河の曲々を浜り、憂へつゝも行く事かな、との意である。許久波茂知 木鏝・持ち、の義である。鐵を用るずして作れる鏝(木鏝)を云ふ。佐和佐和瑠 私記に、佐和夜加爾也とある。大根は其色清潔なる故に斯く言ひ連ねて、其れを騒々(さわ)の意、即ち皇后が嫉妬して騒々しく言ふ事に利かせ給へるのである。汝が言へせこそ 「言へせ」は「言はせ」に同じ。言はする故に、と云ふ意である。耶飯波曳儺須 「やがはえ」は孫生に同じ。伐りたる根株より簇生する芽を云ふ。一首の意は 山城女が木鏝を以て打ち掘りし大根の清淨と(此處までは)騒がしく汝が嫉妬言を仰せらるゝ故にこそ、見給ふ如く、恰も葉(孫生)が樹の伐株から簇生する様に、續から續にと、人も朕も、斯様に此の筒城宮に參り來るのである。是れ聽て人民の煩ひに成る事なれば、意を翻へして難波へ歸り給ふべき也、との意である。辭漏多娜武積 白き腕で、皇后の美しき御腕を云ふ。纏かすけばこそ 纏かざりければの義、皇后の手を枕きて寝たる事が無かつたならば、との意である。さて此歌は、「耕らし大根、根白の」と云ふ迄

は、白腕と云ひ出づる爲めの序で、一首の大意は、今迄に汝の手を纏きて共寝せし事が無かつた事ならば、「妾は貴方の仰言など知りませぬ」と難面く詔ふも然る事ながら、既に年來夫婦の睦みを爲したる中なれば、縦や聊かの不満はありとも、寛量に見て、共に都に歸り給へ、との意である。

三十一年春正月癸丑朔丁卯。立大兄去來穗別尊。爲皇太子。

三十五年夏六月。皇后磐之姬命薨於筒城宮。

三十七年冬十一月甲戌朔乙酉。葬皇后那羅山。

三十八年春正月癸酉朔戊寅。立八田皇女爲皇后。秋七月。天皇與皇后居高臺而避暑。時每夜自兔餓野。有聞鹿鳴。其聲寥亮而悲之。共起可憐之情。及二月盡。以鹿鳴不聆。爰天皇語皇后曰。當是夕而鹿不鳴。其何由焉。明日猪名縣佐伯部獻菴菴。天皇令膳夫以問曰。其菴菴何物也。對言牡鹿也。問之何處鹿也。曰兔餓野。時天皇以爲。是菴菴者必其鳴鹿也。因謂皇后曰。朕比有懷抱。聞鹿聲而慰之。今推佐伯部獲鹿之日夜及山野。即當鳴鹿。其人雖不知朕之愛。以適逢獮獲。猶不得已而有恨。故佐伯部不欲近於皇居。乃令有司。移鄉于安藝淳田。此今淳田佐伯部之祖也。

俗曰。昔有一人。往兔餓宿于野中。時二鹿臥傍。將及鷄鳴。牡鹿謂牝鹿曰。吾今夜夢之。白霜多降之。覆我身。是何祥焉。牝鹿答曰。汝之出行。必爲人見射而死。即以白鹽塗其身。如霜素之應也。時宿人心裏異之。未及味爽。有獵人。以射牡鹿而殺。是以時人諺曰。鳴牡鹿矣隨相夢也。

三十一一年(癸卯年)の春正月、癸丑の朔の丁卯の日(十五日)、大兄去來穗別尊(中)を立てて皇太子と爲たまふ。

三十五年(丁未年)の夏六月、皇后・磐之媛命、筒城宮に薨せ給ひぬ。

三十七年(己酉年)の冬十一月、甲戌の朔の乙酉の日(十二)、皇后を那羅山に葬しまつる。

三十八年(庚戌年)の春正月、癸酉の朔の戊寅の日(六)、八田皇女を立てて皇后と爲たまふ。秋七月、

天皇、皇后と高臺に居まして避暑たまふ。時に毎夜、兔餓野より鹿の鳴聞ゆること有り。其の聲、寥亮にして悲し、共に可憐と思す情を起し給ふ。月盡に及びて、以て鹿の鳴聆えずなりぬ。爰に天皇、皇后に謂りて曰はく「是夕に當りて鹿鳴かず。其も何の由ぞ焉」。明日、猪名縣の佐伯部、菴菴を獻る。天皇、膳夫に令ちて以て問はしめて曰はく「其の菴菴は何物ぞ」。對へて言さく「牡鹿なり」。問ひ給はく「何處の鹿ぞ」。曰さく「兔餓野の也」。時に天皇、以爲さく、是の菴菴は心ず其の鳴きし鹿なり。因て皇后に謂りて曰はく「朕れ比る懷抱あり。鹿の聲を聞きて慰めつ。今、佐伯部が鹿を獲れる日夜、及び山野を推るに、即ち鳴きし鹿に當れり。其人は朕が愛することを知らずして、以て適逢に獮獲たりと雖も、猶ほ已むことを得ずして恨めしと有ふ。故れ佐伯部をば皇居に近づくる事を欲りせず」と。乃ち有司に令ちて安藝の淳田に移郷はす。此れ今の淳田佐伯部が祖なり。俗曰く、昔、一りの人ありて、兔餓に往きて野中に宿れり。時に二つの鹿、傍に臥せり。將に鷄鳴に及

ばむとする頃ころはひに、牡鹿むしか、牝鹿めしかに謂いわりて曰いはく「吾われ今夜こゝろ夢ゆめみらく、白霜しろしも多く降ふりて、我わが身みを覆おほふと見みつ。是こゝろれ何なにの祥さかならむ焉や。牝鹿めしか答こたへて曰いはく「汝い・出行いでかば、必かならず人ひとの爲ために射やられて死みらむ。即すなはち白鹽しろしほを以もて其その身に塗ぬられむこと、霜しもの素しらきが如ごとき應こたなり」時ときに宿とどめる人ひと、心こゝろの裏うらに異あやしむ。未いだ味爽あじはに及およぶるに、獵か人有ひとて以もて牡鹿むしかを射やつて殺ころしつ。是こゝろを以もて時ときの人ひとの諺ことわざに曰いはく「鳴なく牡鹿むしかも相夢あひゆめの隨まに」。

【第二七五講】葬なほ皇后みかど於に那羅山ならか。諸陵しよらう式しきに「平城へいじやう坂さか上のうへ墓のみ。磐いわ之の緩命ゆるみこと。在に大和たいた國くに添つ上のうへ郡ぐん。兆域てういき東西とうざい一町ひとしほ。南北なんぼく一町ひとしほ。無な守戸しゆと。令しむ攝津せつ並なら池上いけのうへ陵らう兼あ守しゆ。」とある。免餓野めんがの。攝津せつ國くに風土ふうど記きに「免餓野めんがのは八田やちだ郡ぐん（今いま、武庫ぶこ郡ぐん）に在にり」とある。尙なほ攝津志せつしに「免餓野めんがのは、北きたの方かた・天滿てんまん北野きたのに至いたり、南みなみの方かた・京橋きやうきやう町ちやう平野へいの町ちやうに至いたる總名そうななり。」ともあるが、八田やちだ郡ぐんは、皇后みかどの御名代みかどのごなしろの地ちであるから、八田やちだ郡ぐんの方かたであらうと云ふ。猪名縣いのな。和名抄わななに「攝津せつ國くに河邊かはのへ郡ぐん・爲奈野むねの。」とある。彌獲やえ。通とほ證あかしに「射得やと也なり。爾雅に。秋獵あき爲な獵り。又また殺ころ也なり。」とある。安藝あき淨田じやうでん。和名抄わななに「安藝あき國くに沼田ぬまの郡ぐん（今いま、豊とよ）沼田ぬまの。」とある。淨田じやうでん佐さ伯部はくはふ。景行紀けいぎ（一頁）に「安藝あきの佐伯部さくはく」とあるのは是である。白鹽しろしほ。和名抄わななに「白鹽しろしほ。人常所食ひとじやうじよ也なり。阿和あわ之保あわのたもと。」とある。按おほずるに阿和あわは阿遠あゑんと同語どうごである。白馬はくば、白雲はくうんなど、白しろ色いろは青あおみを帯おびて見みゆる故ゆゑに青あおとも云ふ。鳴な牡鹿むしか矣なり隨ま相夢あひゆめ也なり。相夢あひゆめとは、見た夢ゆめを他の事ことに引合ひせて吉凶きうきんを判斷はんぱんするを云ふ。（即すなはち此こゝろの鹿かの相夢あひゆめは、霜しもが身に降ふり掛かつた事を以もて、人に鹽しほを降ふり掛かけられて食たはれて了しまふ事に引合ひせたのである。）さて夢ゆめの相あせ方は、之これを善よく合あはすれば其その身の幸さいとなり、此こゝろ鹿かの如ごとく、凶あやく合あはすれば不幸ふしやうとなる、と云ふ傳つたへで、此こゝろの諺ことわざの意いは、鹿かの如ごとく獸けすらも、其その夢ゆめを凶あやく相あすれば、其その相あせ方かたの隨まに身みを滅めす事ことなれば、人ひとは素もとより忌いみ謹こしみて、疎略そりやくに相夢あひゆめすべからず。」との諺ことわざである。さて古歌ふるうたに「夢野ゆめのの鹿か」と詠よめるのは、此こゝろの免餓野めんがのの鹿かの故事こじを云いへるので、山家集やまがたに「夜よを殘のこす寢覺ねがに聞きくぞ哀あはれなる、夢野ゆめのの鹿かも斯ごとくや鳴なく

らむ。』夫木集つまきに「合あせては忌いむと言いふらむぬばたまの夢野ゆめのの鹿かの諸聲しよせいに鳴なく。己おのが身に霜しも置おく夢ゆめや見みえつらむ心細こゝろこけに鹿かぞ鳴なくなる。」など云いふ歌うたが見みえる。

四十年春三月。納なほ雌鳥めすけ皇女みかど。欲ほ爲な妃きさき。以も準別じゆんべつ皇子みこ爲な媒まへ。時とき準別じゆんべつ皇子みこ密親ひそか娶めと。而しか久之なが不な復命ふくめい。於是こゝろ天皇てんかう不し知し有あ夫を。而しか親臨おんりん雌鳥めすけ皇女みかど之の殿の。時とき爲な皇女みかど・織織おりの女人に等歌とらうた之の曰いはく。比佐ひさ加多能かたの。阿梅あめ箇が儼げん麼多ま。謎め利り餓が。於に瑞箇ずいが儼げん麼多ま。波なみ椰や步ふ佐さ和わ氣能きの。瀾らん於に須す臂へ鷺ろ泥でい。爰こゝろ天皇てんかう知し準別じゆんべつ皇子みこ密婚ひそか。而しか恨にく之を。然しか重おも皇みかど后ご之の言こと。亦また敦おと千支せんし之の義ぎ。而しか忍しの之を勿な罪つみ。俄たち而しか準別じゆんべつ皇子みこ枕まくら皇女みかど之の膝ひざ。以も臥ふ。乃すなは語こと之を曰いはく。孰た捷せつ鶴かく與よ準じゆん焉や。曰いはく。準捷じゆんせつ也なり。乃すなは皇みかど子ご曰いはく。是こゝろ我わ所こゝろ先ま也なり。天皇てんかう聞き是こゝろ言こと。更また亦また起た恨にく。時とき準別じゆんべつ皇子みこ之の舍人しやにん等歌とらうた曰いはく。破夜や武ぶ佐さ破や。阿梅あめ珥み能の朋利ほうり。等珥らうり箇が慨げ梨り。伊菟いと岐ぎ餓が宇う倍能ばいの。娑さ非ひ岐ぎ等らうり羅ら佐さ泥でい。天皇てんかう聞き是こゝろ歌うた。而しか勃は然ぜん大おほ怒ど之を曰いはく。朕みづか以も私し恨にく不し欲ほ失な親おん。忍しの之を也なり。何なに疊たが矣なり私し事こと將まさ及およ于に社稷しやせき。則すなは欲ほ殺ころ準別じゆんべつ皇子みこ。時とき皇みかど子ご率しゆ雌鳥めすけ皇女みかど。欲ほ納なほ伊勢いせ神かみ宮みや而しか馳か。於是こゝろ天皇てんかう聞き準別じゆんべつ皇子みこ逃走たうそう。即すなは遣つか吉備きび品しん遲ぢ部ぶ雄ゆう鯽じゆ。播磨はりま佐さ伯直はくちく阿あ俄ゑ能の胡こ曰いはく。追お之を所こゝろ逮と即すなは殺ころ。爰こゝろ皇みかど后ご奏そう言こと。雌鳥めすけ皇女みかど寔じつ當たう重おも罪つみ。然しか其その殺ころ之を日ひ。不し欲ほ露つゆ皇女みかど身み。乃すなは因よ勅しやく雄ゆう鯽じゆ等らうり。莫な取と皇女みかど所こゝろ齋い之の足あし玉たま手て玉たま。雄ゆう鯽じゆ等らうり追お之を至いた菟う田でん。迫お於に素珥すゑり山やま。時とき隱ひそ草くさ中ちゆう。僅すこ得え免まぬ。急いそ走は而しか越こ山やま。於是こゝろ皇みかど子ご歌うた曰いはく。破や始し多た氏し能の。佐さ俄ゑ始し枳し椰や摩ま茂も。和わ藝ぎ毛もう古こ等らうり。赴す歌うた利り古こ喻よ例れい麼ま。椰や須す武ぶ志し呂りよ箇が茂も。爰こゝろ雄ゆう鯽じゆ等らうり知し免まぬ。以も急いそ追お及およ于に伊勢いせ將まさ代だい野の而しか殺ころ之を。時とき雄ゆう鯽じゆ等らうり探た皇女みかど之の玉たま。自みづか裳しやう中ちゆう得え之を。乃すなは以も二ふた王わう屍し。埋う于に廬い杵し河か邊へ而しか復ふ命めい。皇みかど后ご令しむ問と雄ゆう鯽じゆ等らうり曰いはく。見み皇女みかど之の玉たま乎や。對たい言こと不し見み也なり。是こゝろ歲さい當たう新嘗しんじやう之の月つき。以も宴えん會かい日ひ。賜たま酒さけ於に内うち外そと命めい婦ふ等らうり。於是こゝろ近ちか江え山やま

君稚守山妻。與二采女磐坂媛。二女之手有纏良珠。皇后見其珠。既似雌鳥皇女之珠。則疑之命有司。問其玉所得之由。對言。佐伯直阿俄能胡之妻玉也。仍推鞠阿俄能胡。對曰。誅皇女之日探而取之。即將殺阿俄能胡。於是阿俄能胡乃獻己之私地。請免死。故納其地。赦死罪。是以號其地曰玉代。

正訓 四十年(壬子年)の春三月、雌鳥皇女を納れて妃と爲さむと欲して、隼別皇子を以て媒と爲たまふ。時に隼別皇子、密かに親娶て、久しく復命まをさす。於是天皇、夫有りと云ふことを知しめさずして、親ら雌鳥皇女の殿に臨ます。時に皇女の爲に、織織る女人等、歌ひて曰く、

日刺方の。天かな機。雌鳥が。織る金鑽機。隼別の。御襲衣がね。
爰に天皇、隼別皇子の密かに婚けたることを知しめして恨み給ふ。然れども皇后の言はんことに重り、亦た干支(このかみ)の義を敦くして、忍びて罪なはれず。俄くして隼別皇子、皇女の膝に枕して以て臥せり。乃ち語りて曰く「鶴鶴と隼と孰れか捷き焉」。曰く「隼は捷し」。乃ち皇子の曰く「是れ我が先てる所なり」。天皇、是言を聞しめして更に亦た恨を起し給ふ。時に隼別皇子の舍人等、歌ひて曰く、

隼は。天に登り。飛び翔り。五十槻が上の。鶴鶴捕らさね。
天皇、是歌を聞しめして、勃然・大く怒り給ひて曰はく「朕、私の恨を以て、親を失はむ事を欲はず。忍之也。何を登りてか、私事を以て社稷に及ぼさむとすや」と。則ち隼別皇子を殺さむと欲す。時に皇子、雌鳥皇女を率ゐて、伊勢の神宮に納らむとして馳る。於是天皇、隼別皇子・逃去ぬと聞しめ

して、即ち吉備の品運部の雄鯽、播磨の佐伯直・阿俄能胡を遣して曰はく「追て逮む所に即ち殺せ」。爰に皇后・奏して言さく「雌鳥皇女、寔に重罪に當れり。然れども其の殺さむ日に、皇女の身を露にせむ事を欲りせず」と。乃ち因て雄鯽等に勅らく「皇女の齋たせる足玉・手玉を莫取りそ」。

雄鯽等、追ひて菟田に至りて、素珥山に迫る。時に草の中に隠りて、僅に免るゝことを得て、急に走げて山を越ゆ。於是皇子歌よみて曰く、
梯立の峻嶮しき山も。吾妹子と。二人越ゆれば。安席かも。

爰に雄鯽等、免れしことを知りて、以て急に伊勢の蔣代野に追及きて殺しつ。時に雄鯽等、皇女の玉を探りて、裳の中より得つ。乃ち二はしらの王の屍を、廣杵河の邊に埋みて復命まをす。皇后、雄鯽等に問はしめて曰はく「皇女の玉を見き乎」。對へて曰さく「見ず」。

是歳、新嘗之月に當りて、宴會日を以て、酒を内外の命婦等に賜ふ。是に近江山君・稚守山の妻と、采女・磐坂媛と、二の女の手に良玉を纏きて有り。皇后、其の珠を見たまふ。既に雌鳥皇女の珠に似たり。則ち疑ひ給ひて、有司に命ちて、其の玉を所得し由を問はしむ。對へて言さく「佐伯直・阿俄能胡が妻の玉なり」。仍て阿俄能胡を推鞠ふ。對へて曰さく「皇女を誅し、日に探りて取りき」。即ち阿俄能胡を殺さむとす。於是阿俄能胡、乃ち己が私地を獻りて、死ぬる罪を免されむと請す。故れ其の地を納めて死ぬる罪を赦さる。是を以て其の地を號けて玉手と曰ふ。

【第二七六講】雌鳥皇女 八田皇女の御妹で、應神紀二年に出づ。隼 別皇子 應神紀二年に隼總別皇子とある。皇女之殿 與止能は夜殿の義、寢殿・閨を云ふ。比佐箇多能 日放方の義。即ち日の放す方の意で、天に冠する枕詞である。(萬葉に久堅、久方など書けるのは皆借字である。)阿梅箇摩多 私記に「昔飾レ機以ニ金鏢。取ニ鳴聲。織也。」とあるが、此説は甚だ疑はしい。矢張り「手之機(第八二講参照)」と同語であらう(加と多と)。御襲衣がね 襲衣は、頭より引被つて衣裳を掩ふもので、後世の婦人の被衣の如き衣である。古事記の八千矛神の歌に「襲衣をも、未だ解かねば云々」とあり。上代に男女共に面貌を覆うて忍 歩をする時に着用したのである。さて「襲衣がね」の餓泥は、豫の義で、豫て其料に設くる意に云ふ語である。一首の意は、天皇は、雌鳥皇女を娶さむと思はして行幸し給ひし御事なれど、今雌鳥皇女が妾等に織らしめ給ふ此の手織機は、隼別命の忍びて通ひ來給ふ時に着るべき襲衣を製らむ爲めの、豫ての準備である、との意である。干支之義 通釋に、「干支は幹枝の省文なるべし。干は本幹、支は枝葉の義にて、親族に配當せる也。舒明紀(即位)にも見えたり。」とある。但し雄略廿三年紀には、「友于(ワトコト)」とある。友于は兄弟(近親)和睦する謂で、書經に、「惟孝友ニ于兄弟」とあるに出でし熟語である。故に此處も「友于」の誤寫では有るまい歟とも思はれる。然し舒明紀にも「干支」とあるのを見れば、通釋の説に従ふの外は無い。舍人等歌曰 隼別皇子に奉仕する舍人等が、皇子に謀叛を企て給へと煽動し奉れる歌で、一首の意は、隼別命が、今斯く大鷦鷯天皇の御恨を蒙りし上は、御身の上甚だ危ふし。斯くなりたる以上には、隼は高空に飛翔りて、彼の五十根(枝の數多に生繁れる根の木)の上高く宿り居る鷦鷯を捕れ。との意である。欲納伊勢神宮 通釋に、「按ずるに古の俗、神地に逃れて刑罪を免かれむとせしこと、往々あり。雄略紀三年に、廬城部連根葛喻云々。報殺國見。逃匿石上神宮。また欽明紀二十三年に、或誣馬飼首歌依。歌依死。廷尉收縛其子。

其母請ニ付祝人。没作ニ神奴。などあるにて證すべし。後世に罪ある人の、寺に身を遁れて僧となり、あるは僧に縋りて罪を謝するなども、其の俗の自ら轉れるものなり云々」とある。吉備品運部 垂仁紀にある饗津部に同じ。吉備なるは、記の開化卷に、日子坐王の子、山代之大筒木眞若王の子、迦爾米雷王の子、息長日子王は、吉備品運君の祖也。」とある。播磨佐伯直 第二七一講の播磨國造の條を参照すべし。記には「其の將軍・山部大櫛連云々」と有つて此紀とは相違してゐる。足玉・手玉 萬葉集に「足玉も手玉もゆらに織る機を云々」とも詠める如く、上古は手にも足にも玉を纏ひ飾れるのである。素瑠山 大和國宇陀郡・會爾村(今井、葛、太良路、伊賀見、掛、長野、小長尾、鹽井の八部落を會爾谷と云ふ。)の山で、伊勢路に入る國堺の所である。梯立云々 一首の意は、梯子を立てたる如き峻險しき山路も、最愛の妻と諸共に越ゆれば、安き席に居るか如く、更に苦しとは思はず、との意である。伊勢蔭代野 次に「其屍を廬杵河の邊に埋む。」とあるに因れば、此の蔭代野は廬杵(伊勢國一志郡・家城)の附近に在る地名に相違ないのであるが、今詳かでない。埋子廬杵河邊 記傳に「廬杵河は、伊勢國一志郡なる雲出川の上流なり。今、家城村と云ふ。此村に窟あり。夫婦窟と云ふ。窟の上に家あり。是れ二皇子の墓なるべし。」とある。新嘗之月 十一月である。新嘗の言義・其他、上卷の第五一講に委しく釋いてある。内外命婦 職員令に「女王・内外命婦。義解。謂婦人帶五位以上。曰内命婦。五位以下妻曰外命婦。」とある。但し應神の御世に内外命婦などの稱が有つたのでは無い。即ち後代の稱を上代に遡らして書けるのである。近江山君 雄略紀に近江狹々城山君とあると同姓であらう。然らば大彥命の後である。采女 通釋に、「采女の事、始めて史に見えたと、此に始まれるには非ず。倭姫命世記に、崇神天皇の御世に、皇太神宮采女あり。采女は御僕に仕へ奉るものにて、項に領巾を嬰けるが故に、嬰女と云ふ。履中紀に倭直の采女を賣れる事あり。雄略紀に百濟國より采女を賣れ

る事も見ゆ。孝徳紀に、凡采女者。貢郡少領以上姉妹。及子女形容端正者云々。令に采女正。掌檢按采女事とあり。また後宮職員令にも見ゆ。是等は後の定めなれども、上古に采女を貢れりし大概をば推て知るべし。とある。玉代 大和國葛郡上(南葛城郡)に玉手丘があり、また河内國安宿郡(今、南河内郡)にも玉手山・玉手村があるが、此なるは何れの地であるか明かでない。

四十一年春三月。遣紀角宿禰於百濟。始分國郡壇場。具錄郷土所出。是時百濟王之族酒君无禮。由是紀角宿禰誦責百濟王。百濟王懼之。以鐵鎖縛酒君。附襲津彦而進上。爰酒君來之。則逃匿于石川錦織首許呂斯之家。則欺之曰。天皇既赦臣罪。故寄汝而活焉。久之天皇遂赦其罪。

四十四年秋九月庚子朔。依網屯倉阿弭古捕異鳥。獻於天皇。曰。臣每張網捕鳥。未嘗得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君示鳥曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥之類多在百濟。得馴而能從人。亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗號此鳥曰俱知。是時乃授酒君令養馴。未幾時而得馴。酒君則以韋縉著其足。以小鈴著其尾。居腕上獻于天皇。是日幸百舌鳥野而遊獵。時雌雉多起。乃放鷹令捕。忽獲數十雉。是月甫定鷹甘部。故時人號其養鷹之處曰鷹甘邑也。

五十年春三月壬辰朔丙申。河内人奏言。於茨田堤雁產之。即日遣使令視。曰既實也。天皇於是歌以問武内宿禰曰。多莽者破屢。宇知能阿曾。備虛曾破。豫能等保臂等。備虛曾波。區珥能那俄臂等。阿者豆辭莽。椰莽等能區珥珥。箇利古武等。備波企箇輪椰。武内宿禰答歌曰。夜輪瀾始之。和我於朋枳瀾波。于陪

備于陪備。和例烏斗波輪備。阿企菟辭摩。椰莽等能俱珥珥。箇利古武等。和例破枳箇備。

四十四年(癸丑年)の春三月、紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國・郡の壇場を分ちて、具に郷土の出づる所を録さしめ給ふ。是時、百濟の王の族・酒君、无禮し。是に由て紀角宿禰、百濟の王を誦責む。百濟の王・懼まりて、鐵の鎖を以て酒君を縛ひて、襲津彦に附けて進上る。爰に酒君・來て、則ち石川錦織首・許呂斯が家に逃げ匿る。則ち欺きて曰く「天皇、既に臣が罪を赦し給へり。故に汝に寄きて活はむ焉」。久くして天皇、遂に其罪を赦し給ふ。

四十三年(乙卯年)の秋九月、庚子の朔の日、依網屯倉・阿弭古・異しき鳥を捕へて天皇に獻りて曰く「臣、毎に網を張りて鳥を捕るに、未だ嘗て是鳥の類を得ず。故れ奇しびて之を獻る」と。天皇、酒君を召して、鳥を示せて曰はく「是は何の鳥ぞ」。酒君對へて言さく「此の鳥の類、多に百濟に在り。馴し得ては能く人に從ひ、亦た捷く飛びて諸の鳥を掠む。百濟の俗、此鳥を號けて俱知と曰す」と。(是れ今時の鷹なり。)乃ち酒君に授けて養ひ馴け令む。未だ幾時ならずして馴らすことを得たり。酒君・則ち韋の縉を以て其足に著け、小鈴を以て其尾に著けて、腕の上に居るて天皇に獻る。是日、百舌鳥野に幸まして遊獵し給ふ。時に雌雉多く起つ。乃ち鷹を放ちて捕ら令め給ふ。忽ちに數十の雉を獲つ。是月に甫めて鷹甘部を定む。故れ時の人、其の鷹を養ひし處を號けて、鷹甘邑と曰ふ。

五十年(壬戌年)の春三月、壬辰の朔の丙申の日(五)、河内國の人・奏して曰さく「茨田の堤に、雁

事にはあらで、世に祥瑞など人の云ひはやしかりしことを、武内宿禰に問合せ給ひしものときこえたり。つらく時世のありさまを考へて思ふべきことなかりし。」と言はれたのは例の詳しい説である。

五十三年。新羅不朝貢。夏五月。遣上毛野君祖竹葉瀨。令問其闕貢。是道路之間獲白鹿。乃還之獻于天皇。更改日而行。俄且。重遣竹葉瀨之弟田道。則詔之曰。若新羅距者。擧兵擊之。仍授精兵。新羅起兵而距之。爰新羅人日日挑戰。田道固塞而不出。時新羅軍卒一人有放于營外。則掠俘之。因問消息。對曰。有強力者。曰百衝。輕捷猛幹。每爲三軍右前鋒。故伺之擊。左則敗也。時新羅空左備右。於是田道連精騎擊其左。新羅軍潰之。因縱兵乘之。殺數百人。即虜四邑之人民以歸焉。

五十五年。蝦夷叛之。遣田道令擊。則爲蝦夷所敗。以死于伊寺水門。時有從者。取得田道之手纏。與其妻。乃抱手纏而縊死。時人聞之流涕矣。是後蝦夷亦襲之略人民。因以掘田道墓。則有大蛇。發瞋目。自墓出。以咋蝦夷。悉被蛇毒而多死亡。唯一二人得免耳。故時人云。田道雖既亡。遂報讐。何死人之無知耶。

【註】五十三年(乙丑年)。新羅より朝貢らず。夏五月、上毛野君の祖・竹葉瀨を遣して、其の闕貢ことを問はしめ給ふ。是の道路の間に白き鹿を獲つ。乃ち還りて天皇に獻る。更に日を改めて行く。俄くして且た重ねて竹葉瀨が弟・田道を遣はして、則ち詔して曰はく「若し新羅・距がば、兵を擧げて之を撃て」。仍て精兵を授く。新羅・兵を起して之を距ぐ。爰に新羅の人、日々に挑み戰ふ。田道、塞

を固めて出でず。時に新羅の軍卒一人、營の外に放たること有り。則ち掠俘へつ。因て消息を問ふ。對へて曰さく「強力者有り。百衝と曰す。輕捷にして猛幹し。毎に軍の右の方の前鋒たり。故に伺ひて左の方を撃ば、則ち敗れなむ。時に新羅・左を空しくして右に備ふ。於是・田道、精騎を連れて左の方を撃つ。新羅の軍・潰れぬ。因て兵を縱ちて乘みて數百の人を殺し、即ち四邑の人民を虜にして以て歸りぬ。

五十五年(丁卯年)、蝦夷・叛けり。田道を遣して撃たしめ給ふ。則ち蝦夷の爲めに所敗て、以て伊寺水門に死りぬ。時に從者ありて、田道の手纏を取て其の妻に與ふ。乃ち手纏を抱きて縊きて死りぬ。時の人聞きて流涕しふ。是の後に蝦夷また襲ひて人民を略む。因て以て田道が墓を掘る。則ち大きな蛇ありて、目を發瞋して墓より出で、以て蝦夷を咋ふ。悉くに蛇の毒に被れて多く死亡せぬ。唯だ二りの人、免るゝ事を得たるのみ。故、時の人の云く「田道・既に亡きと雖も、遂に讐を報いぬ。何にぞ死人の知ること無からむ耶」と。

【第二七八講】上毛野君祖・竹葉瀨 姓氏錄(左京皇別)に、「上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豐城入彦命五世孫・多奇波世君之後也。」とある。さて此の竹葉瀨は、次文に「竹葉瀨之弟・田道」とあるに據れば、荒田別の子である。獲白鹿。延喜治部式に「白鹿仁獸也。色如霜雪。右上瑞。」とあり、また孝徳紀・白雉元年の沙門等か言にも、高麗國にて白鹿の徐行するのを見て、白鹿蘭寺を建立した事などが見えて、祥瑞の獸とされてゐるので、斯かる大事の御使の間ながら、特

に途中より引返して故らに天皇に獻れるのであらう。と通釋に言はれた。田道 姓氏錄(河内皇別)に「止美連、尋來津公同祖。豐城入彦命之後也。四世孫・荒田別命男・田道公。被遣百濟國。娶止美邑吳女。生三男持君。三世孫・熊次・新羅等。欽明天皇御世參來。新羅男・吉雄。依居賜姓止美連。日本紀漏。」とある。塞 倭名抄(天地部)に「野王案。塞(和名會古)。所以隔内外也。」とある。即ち塞(關)と同語で、要塞(砦)を云ふ。伊寺水門 陸前國牡鹿郡・石卷の湊ならむと云ふ。手纏 萬葉十五に「海神の手纏の珠を云々」とあり。また古事記の伊弉諾尊の檉原の禊に「投棄する左の御手の手纏に云々」とある。即ち腕に纏ふ裝飾の珠を云ふ。(和名抄の術藝部に「鞆・射臂沓也。和多・多末岐。一云小手也」とあるのは弓射る時に腕に佩く具で、全然別物である。) 附記 大日本史に「是歲(仁德天皇五十五年) 大臣武内宿禰薨。〔據水鏡・公卿補任・皇年代略記。〕帝王編年記曰・七十八年薨。」とある。(筑後國三井郡・高良神社々記に「祭神は高良玉垂命。左は八幡大神、右は住吉大神に坐す。玉垂命は即ち武内宿禰命なり云々。宿禰は仁德天皇五十五年九月、帝都を辭し、居を茲に卜す云々。七十八年薨す。壽三百十餘歲。履中天皇元年、社を此地に創設し、玉垂宮と號す。高良大明神是なり。』とある。)

五十八年夏五月。當荒陵松林之南道。忽生兩歷木。挾路而未合。冬十月。吳國。高麗國。並朝貢。
 六十年冬十月。差白鳥陵守等充役丁。時天皇臨于役所。爰陵守目杵。忽化白鹿以走。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁。今視是惟者甚懼之。無動陵守者。則且授土師連等。

六十二年夏五月。遠江國司表上言。有大樹。自大井河流之停于河曲。其太十圍。本一以末兩。時遣

倭直吾子籠。令造船。而自南海運之。將來于難波津。以充御船也。

是歲。額田大中彥皇子獵于關鷄。時皇子自山上望之。瞻野中有物。其形如鷹。仍遣使者令視。還來之曰窟也。因喚關鷄稻置大山主。問之曰。在其野中者何窟矣。啓之曰。氷室也。皇子曰。其藏如何。亦奚用焉。曰。掘土丈餘。以草蓋其上。敦敷茅荻。取氷以置其上。既經夏月而不泮。其用之。即當熱月漬水酒以用也。皇子則將來其氷獻于御所。天皇歡之。自是以後。每當季冬必藏氷。至春分始散氷也。

五十八年(庚午年)の夏五月、荒陵の松林の南の道に當りて、忽ちに兩の歷木生ひたり。路を挾みて未合へり。冬十月、吳國、高麗國、並びに朝貢る。

六十年(壬申年)の冬十月、白鳥の陵守等を差ひて役丁に充つ。時に天皇、役所に臨ます。爰に陵守・目杵、忽ちに白鹿に化りて以て走く。於是、天皇、詔して曰はく「是の陵は本より空し。故れ其の陵守を除めむと欲ひて、甫て役丁に差へり。今是の惟を視るに、甚と懼し。無・陵守を動かすこと」。則ち且た土師連等に授け給ふ。

六十二年(甲戌年)の夏五月、遠江の國司、表上りて言さく「大なる樹有りて、大井河より流れて河曲に停りぬ。其の太き十圍。本は一にして以て末は兩なり」。時に倭直・吾子籠を遣はして船に造ら令め給ふ。而して南の海より運らして難波津に將來りて、以て御船に充つ。

是歲、額田大中彥皇子、鬪鷄に獵し給ふ。時に皇子、山の上より望りて野中を瞻すに、物有り、其形、鷹の如し。仍て使者を遣して視せ令め給ふ。還り來て曰さく「鷹なり」。因て鬪鷄稻置大山主を喚して問ひて曰く「其の野中に在るは何の鷹ぞ」。啓へて曰さく「氷室なり」。皇子の曰く「其の藏むるさま如何に。亦た奚にか用ふ」。曰さく「土を掘ること丈餘り、草を以て其上に蓋ひて、敦く茅荻を敷きて、氷を取りて以て其上に置く。既に夏の月を経て泮えず。其の用ふこと、即ち熱月に當りて、水・酒に漬して以て用ふ」と。皇子・則ち其の氷を將來りて御所に獻る。天皇・歡び給ふ。自是以後、季冬に當る毎に、必ず氷を藏めて、春分の始に至りて氷を散つ。

【第二七九講】 荒陵松原 攝津國東生郡天玉寺村(大阪市東成區、天王寺)に在り。天王寺舊記に「四天王寺は難波の荒陵村に在り。故に荒陵寺と號す。西南に荒陵あり。相傳ふ仁德天皇之を築き以て陵處と爲す。其後此地を不可也と爲し、石原津に更へて以て陵處と定む。大山陵これ也。此の陵荒廢す、故に荒陵と名づく。俗に茶白山と云ふ。」とある。挾路而未合 路を挾んで生へる二本の樞の、梢の枝と枝とが合して一木になれるを云ふ。延喜式に「合生連理木者。仁木也。」唐書百官志に「喜禾芝草木連理爲下瑞也」とある。是も上の五十年の雁の事、五十三年の白鹿の事と同じく、祥瑞として記されたのである。白鳥陵 日本武尊の御陵也、伊勢、大和、河内の三處に在る事、景行紀に出づ。此は其三陵の内、河内國の白鳥陵守等を云ふのであらう。役 丁 丁の訓、與保呂は鬪(膝の關節部、俗に云ふ引屈である)の義。即ち鬪の力(兩足の力)を使役するを以て云ふ。今、人足を使役ふと云ふと同じ。無 動陵守 無動を「まな・動かすこと」と訓めるのは、通釋

に、「マナは眞勿なるべし。強て禁ずる所に云ふ辭なり。さて此辭の終結は、必ず「勿・何々する事」と言ひ止めたり。此辭は他書には絶えて見當らぬ詞なれど、此紀には屢々見えたり。決めて古語なるべし」とある。遠江國 釋に「此國、古へ淡海あり。今は荒井渡ありて大海に續けり。近淡海に對する名にて、京畿を距ることの遠近を以て名けたる也」とある。國 司 國司の稱、始めて出づ。但し是處なるは後に云へる國守と云ふ者とは異なり、上代の臨時の職官である。即ち天皇の天命を承り持ちて、地方の状態を視察し、國造の治否をも検討し、また大嘗會の料などを掌る司人で、已に神功皇后の御世に新羅宰(新羅の王)があり、此後には雄略の御世に任那の國司、清寧の御世に播磨國司などが見えるが、何時の頃より始まれるか詳かでない。大井河 駿河國盧原郡・大井河。鬪鷄 和名抄に「大和國山邊郡・都介。」大和志に、「鬪鷄野、額田・甲岡二村。一名禁野」とある。氷室 大和志に、「都介氷室。在山田村。隣村・福住神社。有氷室神祠。」とある。

六十五年。飛驒國有二人。曰宿儺。其爲人壹體有兩面。而各相背。頂合無項。各有手足。其有膝而無脚踵。力多以輕捷。左右佩劍。四手並用弓矢。是以不隨皇命。掠畧人民爲樂。於是遣和珥臣祖難波根子武振熊而誅之。

六十七年冬十月庚辰朔甲申。幸河内石津原。以定陵地。丁酉始築陵。是日有鹿。忽起野中。走之入。役民之中而仆死。時異其忽死。以探其瘻。即百舌鳥自耳出之飛去。因視耳中。悉咋剝。故號其處。曰百舌鳥耳原者。其是之緣也。

是歲。於吉備中國川島河派。有大虬令苦人。時路人觸其處而行。必被其毒。以多死亡。於是笠臣

祖縣守。爲人勇悍而強力。臨派淵。以三全瓠。投水曰。汝屢吐毒令苦路人。余殺汝。汝沈。是瓠。則余避之。不能沈者。仍斬汝身。時水虬化鹿。以引入瓠。瓠不沈。即舉劍入水斬虬。更求虬之黨類。乃諸虬族滿淵底之軸穴。悉斬之。河水變血。故號其水曰縣守淵也。當此時妖氣稍動。叛者一二始起。於是天皇夙興夜寐。輕賦薄斂。以寬民萌。布德施惠。以振困窮。弔死問疾。以養孤孀。是以政令流行。天下太平。二十餘年無事矣。

八十七年春正月戊子朔癸卯。天皇崩。冬十月癸未朔己丑。葬于百舌鳥野陵。

正 六十五年(丁丑年)飛驒國に一人有り。宿儺と曰ふ。其の爲人、體壹つにして兩つの面あり。面

おのく相背けり。頂・合ひて項なし。各手足あり。且た膝有りて跼踵(ボリスヨ)なし。力多くして以て輕

捷し、左・右に劍を佩きて、四の手に並びに弓矢を用ふ。是を以て皇命に隨はずして、人・民を掠略めて

樂びと爲す。於是・和珥臣の祖、難波根子武振熊を遣して之を誅さしむ。

六十七年(己卯年)の冬十月、庚辰の朔の甲申の日(五)、河内の石津原に幸まして以て陵地を定

め給ふ。丁酉の日(十八)始めて陵を築く。是日、鹿ありて忽ちに野中より起きて、走りて役民の

中に入りて仆れ死につ。時に其の忽に死ぬることを異しびて、以て其の瘡を探むるに、即ち百舌鳥・耳

より出でて飛去りぬ。因て耳の中を視るに、悉くに咋ひ剝けり。故れ其の處を號けて百舌鳥耳原と曰ふ

は、其れ是の緣なり。

是歲、吉備中國の山嶋河の派に大なる虬ありて、人を苦ま令む。時に路人、其の處に觸りて行けば、必ず其の毒に被されて以て多く死亡す。於是、笠臣の祖・縣守、人と爲り勇悍くして力強し。派淵に臨みて三つの全瓠を以て、水に投れて曰く「汝、屢ば毒を吐きて路人を苦しま令む。余、汝、虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、則ち余れ避らむ。不能沈ば仍ち汝の身を斬らむ」。時に虬、鹿に化りて以て瓠を引入る。瓠・沈まず。即ち劍を擧げて、水に入りて虬を斬る。更に虬の黨類を求む。乃ち諸の虬の族、淵底の軸穴に滿めり。悉に之を斬る。河の水・血に變りぬ。故れ其の水を號けて縣守淵と曰ふ。此時に當りて妖氣・稍に動きて、叛者・一り二り始めて起る。於是・天皇、夙に興き・夜く寢まして、賦を輕くし斂を薄くして、以て民萌を寬かにし、徳を布き惠を施して、以て困窮を振ひ、死を弔らひ疾を問ひて、以て孤孀を養ひ給ふ。是を以て政令・流行れて天下太平き、二十餘年無事なり矣。八十七年(己亥年)の春正月、戊子の朔の癸卯の日(十六)天皇、崩ます。冬十月、癸未の朔の己丑の日(七)、百舌鳥野の陵に葬しまつる。

【第二八〇講】 飛驒國 通釋に、名義不詳とあるが、按ずるに『引板之國』の義であらう(引板は其字の如く、鋸にて引割りたる板也。鳴子を比多と云ふも引板にて作る故の稱也。)此國は良材に富む故に木挽を業とする者多く、また勝れたる工匠も多く世に出てゐる。宿儺 通證に『大野郡蜂谷庄。出羽平村有洞窟。土人傳云。宿儺之所住也。』とある。壹體有兩面。百練鈔に『一條天皇の永萬元年、近衛河原に異兒あり。胸より上は二人の體也。頭二つ、手四つ云々。』などある

も此の類である。國體私記には久比須・與保呂久保と訓んである。久比須は足跡、國は和名抄に『國(與保路)曲脚中也』とある。難波根子武振熊 此人は神功紀(九講)に出づ。大日本史に、忍熊の亂より是に至る、其間相距ること一百七十年云々とある。河内石津原 和泉志に『大鳥郡上石津。下石津。市。以上三村。石津郷。』とある。定陵地 是れ所謂『壽藏』である。人の未だ死せざる以前に、豫め墓所を造り置く事は、皇國の風では無いので、漢籍が渡來してより、彼に倣へるのである。百舌鳥耳原 此文に據れば、耳原は即ち石津原の内である。言備中國 備中國である。此後、安閑紀三年に備後國が見え、欽明紀十七年に備前國が見える(今迄は凡て吉備國とのみ記されてある)。川島河 備中國窪屋郡(今、都)の川である。應神紀に吉備國川島縣とあるのは或は此地歟と云ふ。大虬 美豆知は水靈の義であらう。和名抄に『蛟(美都知)龍之屬也。山海經云。蛟似蛇而四脚。池魚滿二千六百。則蛟來爲之長。』とある。縣守淵 岡山縣地誌に『備中國都窪郡酒津村・高梁川の分流する所に在り。今は三子淵と云ふ』とある。當此時妖氣稍動 通釋に『是は上文を承けたるが如くなれど然らじ。たゞ天皇の晩年、此の六十七年頃を大凡に指して云へる也』とある。夙興夜寐云々 此處より以下政令流行までの三十餘字は、淮南子を籍りて書かれた修辭である。天皇崩 記には『天皇御年八拾參歲。丁卯年八月十五日崩也』とある。丁卯は天皇の五十五年(紀元一千二十七年)、若しくは允恭天皇の拾六年(紀元一千八十七年)に當るので、此紀とは甚だ相違してゐる。此の天皇の御齡は、應神紀十三年に髮長媛を娶し給ひし御事が見えるが、其頃を先づ拾五歲位と見做して考ふべきである。百舌鳥野陵 諸陵式に『百舌鳥耳原中陵。難波高津宮御宇仁德天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西八町。南北八町。陵戸五烟。』とある。中陵とは其南にも北にも陵がある故に云ふのである。

日本書紀 卷第十一 終

日本書紀 卷第十二

去來穗別天皇 履中天皇
 瑞齒別天皇 反正天皇

去來穗別天皇 履中天皇

去來穗別天皇。大鷦鷯天皇太子也。去來。此云伊非。母曰磐之媛命。葛城襲津彥女也。大鷦鷯天皇三十一年春正月。立爲皇太子。時年十五。八十七年春正月。大鷦鷯天皇崩。皇太子自諒闇出之。未卽尊位之間。以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃。納采既訖。遣住吉仲皇子。而告吉日。時仲皇子冒太子名。以紆黑媛。是夜仲皇子忘手鈴於黑媛之家。而歸焉。明日之夜。太子不知仲皇子自紆。而到之。乃入室開帳。居於玉床。時床頭有鈴音。太子異之。問黑媛曰。何鈴也。對曰。昨夜之非太子所齎鈴乎。何更問妾。太子自知仲皇子冒名以紆黑媛。則默之避也。

去來穗別天皇。皇。大鷦鷯天皇(仁德)の太子なり(去來、此をば伊非と云ふ)。母を磐之媛命と

曰す。葛城襲津彦の女なり。大鷦鷯天皇の三十一年の春正月、立ちて皇太子と爲り給ふ。時に年、
十。五。八十七年の春正月、大鷦鷯天皇崩りましぬ。

皇太子、諒、闇より出でまして、未だ尊位に即き給はざる間に、羽田矢代宿禰が女・黒媛を以て、妃と爲むと欲して、納采こと既に訖りて、住吉仲皇子を遣して、吉日を告さしめ給ふ。時に仲皇子、太子の名を冒へて、以て黒媛を奸しつ。是夜、仲皇子、手鈴を黒媛が家に忘れて歸れり。明日の夜、太子、仲皇子の自ら奸せることを知しめさずして到り、乃ち室に入りて帳を開けて玉床に居ます。時に床の頭に鈴の音あり。太子、異びて黒媛に問ひて曰はく「何ぞの鈴ぞ」。對へて曰さく「昨夜、太子の所齋へし鈴には非じか。何にぞ更に妾に問はせ給ふ」と。太子、仲皇子の名を冒へて、以て黒媛を奸したることを自らに知しめして、則ち黙して避りましぬ。

〔第二八一講〕 去來穗別天皇 仁德紀二年に大兄去來穗別天皇とある。履中 通釋に、「周易上象傳曰、履剛中正。履帝位而不疚。說苑脩文曰、舜以匹夫。積正合仁。履中行行善。而卒以興。」とある。時年十五 仁德七年紀に、此の皇子の爲めに壬生部を定められた事が記されてあるのに據れば、立太子の御時(仁德三)は二十五歳である。また下の六年紀は七十一歳である。自諒闇出 此の四字、別訓に「御物思ひ果てまして」また「麻の御衣脱ぎまして」ともある。諒闇の事は三頁に出づ。羽田矢代宿禰 武内宿禰の子で、應神紀三年に見える。下の元年に出てるる葦田宿禰とは別人であ

る。納采 禮記・疏に「納采者、謂采擇之禮用鴈。」とある。結納を交替すを云ふ。住吉仲皇子 天皇の直の御弟である。冒太子名 太子也と詐稱したのである。手鈴 釋記に「以鈴爲飾。如手玉。」とある。帳 戸張の義で、布帛の類を戸として張り垂るゝ意也と云ふ。所齋 訓は齋ち給へりしと云ふに同じ。持つて御出に相成つた意である。

爰仲皇子畏有レ事。將レ殺レ太子。密興レ兵圍レ太子宮。時平群木菟宿禰。物部大前宿禰。漢直祖阿知使主。三人啓レ於太子。太子不信。一云太子醉以不起。故三人扶太子。令乘馬而逃之。一云大前宿禰抱太子而乘馬。仲皇子不知太子不在。而焚太子宮。通夜火不滅。太子到河内國埴生坂而醒之。願望難波。見火光而大驚。則急馳之。自大坂向倭。至子飛鳥山。遇少女於山口。問之曰。此山有入乎。對曰。執兵者多滿山中。宜廻自當摩徑踰之。太子於是爲。聆少女言而得免難。則歌之曰。於朋佐箇珥。阿布夜鳥等謎鳥。瀨知度沛髮。哆駄珥破能邏孺。哆耆摩知鳥能流。

正訓 爰に仲皇子、事有らむことを畏りて、將に太子を殺し奉らむとして、密かに兵を興して太子の宮を圍みつ。時に平群木菟宿禰、物部大前宿禰、漢直の祖・阿知使主、三人・太子に啓す。太子、信け給はず(一は云く、太子酔ひて以て起き給はず)。故れ三人して太子を扶け奉りて、馬に乗せ奉ら令めて逃ぐ(一は云く、大前宿禰、太子を抱き奉りて馬に乘れり)。仲皇子、太子の在まざる事を知らずして、太子の宮を焚く。通夜・火滅えず、太子河内國の埴生坂に到りまして醒めたり。難波を願望りて、火の光を見給ひて大きに驚き給ふ。則ち急に馳りて、大坂より倭に向ひ、飛鳥山に至りまして、

少女に山口に遇ひ給へり。問ひて曰はく「此山に人有りや」。對へて曰さく「兵を執れる者、多に山の中に満めり。宜しく當摩徑より廻りかへりて踏え給ふ宜し。」太子、於是以為ほさく、少女の言を聆きて、難を免るゝことを得つと。則ち歌よみて曰はく、

大坂に。遇ふや少女焉。道問へば。直道には告らず。當摩徑を告る。

【第二八二講】木菟宿禰 應神紀三年に見えて、其れより此に至るまで百二十八年である。物部大前宿禰 天孫本紀に、『可美真手命十一世孫。物部真掠連公孫。物部大前宿禰連公。冰連等祖。麥入宿禰之子。』とある。阿知使臣 應神紀二十年に出づ。焚太子宮。通釋に『此時に難波宮をも焚きしなるべし。古事談に「遷都以後。始内裏焼。天徳四年九月廿三日也。人代以後第三度也。難波宮之時一度。藤原宮之時一度。(帝王編年記に、「和銅四年。是年藤原宮火」とあり)とある。埴生坂 河内名所圖會に、『丹南郡(今、南河内郡)野々上村の邊を云ふ』とあり、河内志に、『丹南郡・羽曳山。左郡東南。山勢起伏云々。平尾丘・丹比丘・埴生坂。皆此山脈。』とある。醒之 上文に『一云。太子醉以不起』とある傳を承けたのである。大驚 古事記には、『到于多遲比野。而驚詔。此聞者何處。爾阿知直白。墨江中王火着大殿。故率逃於倭。爾天皇歌曰。多遲比怒邁。泥牟登斯理勢婆。多都基母々。母知豆許麻志母能。泥牟登斯理勢婆。到於波邇賦坂。望見難波宮。其火猶炳。爾天皇亦歌曰。波波布邪迦。和賀多知美禮婆。迦藝漏肥能。毛由流伊幣牟良。都麻賀伊幣能阿多理。』とある。自大坂一向倭 大坂は第一六六講に出づ。次に飛鳥山口とあるも同じ。至于飛鳥山 飛鳥山と云ふのは、前條の大坂越を、河内の方から登る處の名である。當摩徑 和名抄に、『大和國葛下郡(北葛城郡)當麻・多以來。』とある。さて此の経路の事は通釋に詳かである。少女を道問へば 少女にと云ふべきを、袁と云ふのは古語の格で、仁徳紀に『我を問はす哉(我

に問はす也』萬葉十五に『家人の、何らと我を、問はす如何にせむ』などがある。一首の意は 大坂にて遇へる嬖子に、道を問ひたるに、普通ならば眞直に行く道をこそ教ふべき物なるに、殊更に迂遠なる當摩路を教へたるは、今ぞ知る、我が危難を救はんが爲めの所業なりけり。思ふに彼の嬖子は神女なりしならむ、との意である。

則更還之。發當縣兵令從身。自龍田山踰之。時有數十人執兵追來者。太子遠望之曰。其來者誰人也。何步行急之。若賊人乎。因隱山中而待之。近則遣一人問曰。曷人且何處往矣。對曰淡路野島之海人也。阿曇連濱子一云、阿曇連黑友爲仲皇子令追太子。於是出伏兵圍之。悉捕得。當是時。倭直吾子籠素好仲皇子。預知其謀。密聚精兵數百於攪食栗林。爲仲皇子將拒太子。時太子不知兵塞。而出山行數里。兵衆多塞不得進行。乃遣使者問曰。誰人也。對曰。倭直吾子籠也。便還問使者曰。誰使焉。曰。皇太子之使。時吾子籠憚其軍衆多在。乃謂使者曰。傳聞。皇太子有非常之事。將助以備兵待之。然太子疑其心欲殺。則吾子籠愕之。獻己妹日之媛。仍請赦死罪。乃免之。其倭直等貢采女。蓋始于此時一歟。

正訓 則ち更に還り給ひて、當の縣の兵を發して從身らしめて、龍田山より踰え給ふ。時に數十人、兵を執りて追ひ來る者有り。太子、遠く望そなはして曰はく「其の來る者は誰人ぞや。何ぞ歩行の急しき。若し賊なふ人乎」因て山の中に隠れて待ち給ふ。近づきぬる則、一人を遣て問は遣めて曰はく「曷人ぞ。且た何處か往く矣」。對へて曰く「淡路の野島の海人なり。阿曇連・濱子(一云く、阿曇連・黑友)。

仲皇子の爲に太子を追は令むと。於是、伏せる兵を出だして、之を圍みて悉に捕得へつ。是時に當りて倭直・吾子籠、素より仲皇子に好し。預め其の謀を知りて、密に精兵・數百を掘食栗林に聚め、仲皇子の爲に將に太子を拒ぎまつらむとす。時に太子、兵の塞ぐことを知しめさずして、山より出でて行きまこと數里、兵衆・多に塞ぎて、進み行まことを得ず。乃ち使者を遣て問は遣めて曰はく「誰人也」。對へて曰く「倭直・吾子籠なり」。便ち還りて使者に問ひて曰く「誰が使者を遣て曰く「皇太子の使なり」。時に吾子籠、其の軍衆・多に在ることを懼りて、乃ち使者に謂りて曰さく「傳に聞はる、皇太子、非常之事・有ますと。將に助け奉らむとして、以て兵を備へて待ち奉る」と云ふ。然れども太子、其の心を疑ひて殺さむと欲す。則ち吾子籠・愕ちて、己が妹・日之媛を獻りて、仍て死罪を赦されむと請す。乃ち免し給ふ。其の倭直等が采女を貢るは、蓋し此時に始まれり。

【第二八三講】 則更還 少女の言に依つて、路を當摩徑の方に引還し給へるのである。自龍田山・踰之 通釋に、「龍田山は大和平群郡なり。これは今の龍野越にて、大坂道の北に當れり。武紀に詳なり。さて少女は、當摩道を教へ奉りしに、自龍田山・踰之とありては、少女が救を信じさせ玉ひしには非ずなり、且つ御歌にも協ひがたし。記傳にも、龍田山より踰たり。按ふに太子は少女が申し、隨に、當摩道より越せりしが、當摩の兵どもが、追々に太子を慕ひまつりて、集まり來れりしかば、其を率て從身せしめたる味方の一將が、龍田山の方より太子の御跡を尋ねて、大和に入りしにあらじか、それを太子と混じて、かく傳へたりしなるべし。」と言はれた。淡路野島之海人 野島は沼島とも書く。淡路國三原郡の東

方の海中に在り。實測録に「淡路國三原郡・沼島。周廻二里六町三十八間。」とある。阿曇連・濱子 此氏は海人の宰なること、應神紀三年に見える。さて此の濱子と云ふ人は、應神紀なる大濱宿禰の子であらう。倭直・吾子籠 仁德紀(即位前紀、及び六十二年紀)に及ぶ。掘食栗林 大和志に、「忍海郡(今、南葛城郡・忍海村) 葦村。元名・掘食。又云、忍海郡栗栖郷已廢。存・柳原村・即此。」とある。倭直等貢采女云々 集解に、「按孝德天皇二年紀曰。凡采女者。貢郡少領以上姉妹。及子女形容端正者。據此考レ此。貴族非貢采女之制。吾子籠神別貴族。以レ此謝罪。自降等威也。」とある。

太子便居於石上振神宮。於是瑞齒別皇子知太子所在。木に所在を不在に誤る。今、之を訂せり。尋之追詣。然太子疑弟王之心而不喚。時瑞齒別皇子令謁曰。僕無黑心。唯愁太子不在。而參赴耳。爰太子傳告弟王曰。我畏仲皇子之逆。獨避至於此。何且非疑汝耶。其仲皇子在之。獨猶爲我病。遂欲除。故汝寔勿黑心。更返難波。而殺仲皇子。然後乃見焉。瑞齒別皇子啓太子曰。大人何憂之甚也。今仲皇子無道。群臣及百姓共惡怨之。復其門下人皆叛爲賊。獨居之無與誰議。臣雖知其逆。未受太子命之。故獨慷慨之耳。今既被命。豈難於殺仲皇子乎。唯獨懼之。既殺仲皇子。猶且疑臣欺。冀見得忠直者。欲明臣之不欺。太子則副木菟宿禰而遣焉。

正訓 太子、便ち石上の振神宮に居ます。於是、瑞齒別皇子、太子の所在を知りて、尋ねて追詣で給へり。然るに太子、弟の王の心を疑ひて喚れ給はず。時に瑞齒別皇子、謁さ令めて曰さく「僕、黒心なし。唯だ太子の在ることを愁へて參赴つらく耳」。爰に太子、傳へて弟王に告さしめて曰は

く「我、仲皇子の逆ふに畏りて、獨り避けて此に至れり。何にぞ且た汝をも疑はざらめや。其の仲皇子在りなば、獨り猶ほ我が病と爲らむ。遂に除はむと欲ふ。故れ汝・寔に黒心あらすば、更に難波に還りて仲皇子を殺せ。然して後乃ち見えむ焉」。瑞齒別皇子、太子に啓して曰さく「大人、何にぞ憂へますことの甚だしき。今、仲皇子、無道くして、群臣及び百姓、共に之を惡み怨む。復た其の門下人、皆叛きて賊を爲す。獨り居まして誰と與に議ること無し。臣、其の逆を知ると雖も、未だ太子の命を受はらず。故れ獨り之を慷慨つゝ有らく耳。今既に命を被りぬ（一訓。うけ）。豈に仲皇子を殺すに難らめ乎。唯獨り之を懼らくは、既に仲皇子を殺すとも、猶ほ且た臣を疑ひ給はむ歟。冀はくは忠直者を見に得て、臣が不欺ことを明さむと欲ふ」と、太子、則ち木菟宿禰を副へて遣はし給ふ。

【第二八四講】石上振神宮 延喜式に『大和國山邊郡（布留村）石上坐・布留御魂神社』とある。垂仁紀三十九年に出づ。瑞齒別皇子 仁德紀二年に出づ。知太子所在 尋之追詣 流布本に、所在を不在に作れるのは誤である。按ふに牙の字を草體に書くと、殆ど不の字の様になるので、彼れ是れ誤れるのであらう。（繼體紀二十三年の條には、「不經」とあるべき文を、「所經」と誤れるも有る。）彼の論語の陽貨第十七に、「孔子、其の不在を時として往きて之を拜す」とあるのとは事が違つて、此時に末弟の瑞齒別皇子が「長兄の尊の不在（不在）を知つて尋ねて追ひ詣り給ふ」と有つては全然意味をなさぬ事であるから、此處は必ず「所在（所在）を知りて」で無ければならない。斯く見易い事を、古來誰一人買すもの無かりしは不審しい事である。猶且疑臣欺 流布本に、猶を獨に誤る。今、是を訂した。冀見得忠直者 見

得は、一訓に宇都々爾衣豆ともある。「忠直者を見今現在に得て」の意である。不欺 分明なること、即ち心底の確かにして、毫も暗からぬ意である。

爰瑞齒別皇子歎之曰。今太子與仲皇子並兄也。誰從矣。誰乖矣。然亡無道就有道。其誰疑我。則詣于難波。伺仲皇子之消息。仲皇子思太子已逃亡而無備。時有近習隼人。曰刺領巾。瑞齒別皇子陰喚刺領巾。而誂之曰。爲我殺仲皇子。吾必敦報汝。乃脫錦衣禪與之。刺領巾恃其誂言。獨執矛以伺仲皇子入厠。而刺殺。即隸于瑞齒別皇子。於是木菟宿禰。啓於瑞齒別皇子。曰。刺領巾爲人殺已君。其爲我雖有大功。於已君無慈之甚矣。豈得生乎。乃殺刺領巾。即日尙倭也。夜半臻於石上而復命。於是喚弟王以敦寵。仍賜村合屯倉。是日捉阿曇連濱子。

正訓 爰に瑞齒別皇子・歎きて曰はく「今、太子と仲皇子とは並びに兄なり。誰にか從ひ・誰にか乖かむ矣。然れども道無きを亡して道有るに就かば、其れ誰か我を疑はむ」。則ち難波に詣りまして、仲皇子の消息を伺ひ給ふ。仲皇子、太子・已に逃亡たりと思ひて備無し、時に近習隼人あり。刺領巾と曰ふ。瑞齒別皇子、密かに刺領巾を喚して、之に誂へて曰はく「我が爲に仲皇子を殺せ。吾れ必ず敦く汝に報せむ」と。乃ち錦の衣禪を脱ぎて與へつ。刺領巾、其の誂言を恃みて、獨り矛を執りて以て仲皇子の厠に入るを伺ひて刺し殺して、即ち瑞齒別皇子に隸さぬ。於是、木菟宿禰、瑞齒別皇子に啓して曰さく「刺領巾、人の爲に己が君を殺せまつる。其れ我が爲には大なる功ありと雖も、己が君に於て慈なきこと

甚だし矣 豈に生くることを得まじや。乃ち刺領巾を殺しつ。即日・倭に向へり。夜半に石上に臻りて復命まをし給ふ。於是・弟・王を喚して以て敦く寵み給ふ。仍て村合の屯倉を賜ふ。是日に阿曇連・濱子を捉ふ。

【第二八五講】 隼人 上卷第八十講に出づ。刺領巾 記には曾婆加理とある。衣禪 禪は袴に同じ。神代紀(第卅)に出づ。和名抄に『厠。和名・加波夜。』通釋に『名義は傍屋なり。屋の傍に別に建つるを以て云ふなり。川屋の義也とするは非じ。』とある。木菟宿禰啓云々 此事、記には瑞齒別皇子の仰言と爲つてゐるが、蓋し誤傳であらう。殺刺領巾 此段の古事記の傳説は、『故れ瑞齒別皇子、即ち難波に還下りて、住吉中皇子に近く仕へ奉れる隼人・名は曾婆加理を欺きて、『若し汝、吾が言に従はば、吾れ天・皇と爲り、汝を大臣と作して、天下を治らば奈何。曾婆加理答へて白さく、命の隨に。爾ち其の隼人に多に祿給ひて曰はく、然らば汝の王を殺せ。』是に曾婆加理、竊かに己が王の厠に入れるを伺ひて、矛を以て刺して殺しつ。故れ曾婆加理を率て倭に上幸でます時に、大坂の山口に到りて以爲さく、『曾婆加理、吾が爲めに大きな功ありと雖も、既に己が君を殺しつ、是れ義ならず。然ればも其の功を賽はずば、信無しと謂ふべし。既に其の信を行はば、還りて其の情を憶る。故れ其の功を報ゆとも、其の正身を滅ぼしてむ。』是を以て曾婆加理に詔はく、『今日は此處に留りて、先づ大臣の位を給ひて、明日に上幸む』と、即ち假宮を造りて忽に豊・樂して、乃ち其の隼人に大臣の位を賜ひて、百・官をして拜ましむ。隼人、歡喜びて『志を遂げぬ』と以爲へり。爾ち其の隼人に詔はく、『今日大臣と同じ盡の酒を飲みてむ』と。共に飲み給ふ時に、面を隠す大鏡に其の進むる酒を盛りたり。是に皇子、先づ飲み給ひて、隼人、後に飲む。故れ其の隼人の飲む時に、大鏡、面を覆ふ。爾ち席の下に置きませる劔を取出でて、其の隼人の頸

を斬りて、乃ち明日に上幸ましき。故れ其地を號けて近飛鳥と謂ふ。』とある。即ち此紀では、木菟宿禰が隼人を斬罪に處した趣に記されてあるが、古事記の傳へは瑞齒別皇子(後年、反正天皇)が欺騙討に殺し給ひし由になつてゐる。而して其の傳説の終點は、『明日、上幸。故號其地。謂近飛鳥也。』とある。是は例の地名に取着けた愚劣の駄洒落で、甚だ鳴瀝なる事であるが、之に依つて按ふに記の傳説は、其の出發の最初よりして、此の終點に到達せしむべく作り成せる傳説と考へられる。尙此事に關しては、第二八七講の『四方志』の條を参照すべきである。

元年春二月壬午朔。皇太子即位於磐余稚櫻宮。夏四月辛巳朔丁酉。召阿曇連濱子。詔之曰。汝與仲皇子共謀逆。將傾國家。罪當于死。然垂大恩。而免死科。即日黥之。因此時人曰阿曇目。亦免從濱子野島海人等罪。役於倭蔣代屯倉。秋七月己酉朔壬子。立葦田宿禰之女黑媛。爲皇妃。妃生磐坂市邊押羽皇子。御馬皇子。青海皇女。次妃幡梭皇女。生中磯皇女。是年也太歲庚子。

二年春正月丙午朔己酉。立瑞齒別皇子。爲儲君。冬十月都於磐余。當是時。平群木菟宿禰。蘇賀滿智宿禰。物部伊富佛大連。圓豆夫羅。大使主。共執國事。十一月作磐余池。

元年(一〇六〇)の春二月、壬午の朔の日、皇太子、磐余稚櫻宮に即位。夏四月、辛巳の朔の丁酉の日(十七)阿曇連・濱子を召して詔して曰く「汝、仲皇子と共に逆を謀りて、將に國家を傾けむとせり。罪・死つみに當れり。然れども大なる恩を垂れて、死を免して、墨刑を科す。即日、黥ましむ。此に因りて時の人、阿曇目と曰ふ。亦た濱子に従へる野嶋の海人等の罪を免して、

倭の蔭代屯倉に役ふ。

秋七月、己酉の朔、壬子の日(四)、葦田宿禰が女・黒媛を立てて皇妃と爲たまふ。妃、磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女、(一)に曰く、飯豊皇女を生まます。次の妃・幡梭皇女、中磯皇女を生まます。是年、太歳・庚子。

二年(辛丑年)の春正月、丙午の朔の己酉の日(四)、瑞齒別皇子を立て、儲君と爲たまふ。冬十月、磐余に都つくりまます。是時に當りて、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊葛佛大連、圓大使主(圓、此をば豆夫羅と云ふ)、共に國事を執れり。十一月、磐余池を作る。

【第二八六講】磐余稚櫻宮 宮趾は大和志に、『磯城郡安倍村字池内に在り』とある。料墨、即日驗之。墨の訓は『續刻む罪』墨の訓は『目前刻む』の義である。通證に『墨刑五刑之一。見書伊訓。注墨其額。涅以墨書』また『墨見書呂刑。疏黥而即墨刑也』とある。阿曇目 幸邇云『目前(目後に對する語)の裂けたる人を稱して阿曇目と言ひしなるべし。後世に「赤ん目」など人を罵むるも蓋し此に起る歟』と言つた。葦田宿禰 記に『葛城襲津彦の子、葦田宿禰の女・黒比賣命』とある。磐坂・市邊押羽皇子 此の皇子は後に大泊瀬尊(略)に射殺され給へる御事が雄略紀に見える。御馬皇子 此の皇子も亦た後に雄略天皇に殺され給うた。青海皇女 顯宗紀に、忍海飯豐青尊とある。幡梭皇女 此の皇女は應神天皇の御女である(應神天皇二年紀参照)。中磯皇女 安康紀に中蒂姫とあり、雄略紀には、更名・長田大娘皇女とある。始め大草香皇子に嫁ぎ給ひ、後に安康天皇の皇后に立たせられた。平群木菟宿禰 集解に『按是後、紀中不見。

自應神天皇三年至此百三十年。』とある。蘇賀滿智宿禰 姓氏錄(河内)に『蘇賀。孝元天皇御子・彦太忍信命之後也。』とある。此の滿智宿禰は、石川宿禰の子である。物部伊葛佛大連 天孫本紀に、『饒速日命十世孫・物部伊葛佛連公。五十琴宿禰子也。此連公。稚櫻・柴垣二宮御宇天皇御世。爲大連。奉齋神宮。倭國造祖比香賀君女。玉彦媛爲妻生二兒。一、姊岡阿爲妻生二兒。』とある。圓大使主 雄略紀には『葛城圓大使主。臣』と見え、補任に『葛城圓使主。武内宿禰曾孫。葛城襲津彦孫。玉田宿禰子。』とある。共執國事 後に置かれた大臣・大連などの如く、此の四人を大前つ公として、共に國政に與らしめたのである。磐余池 次講の市磯池に同じ。

三年冬十一月丙寅朔辛未。天皇泛三兩枝船于磐余市磯池。與皇妃各分乘而遊宴。膳臣余磯獻酒。時櫻花落于御蓋。天皇異之。則召物部長眞膽連。詔之曰。是花也非時而來。其何處之花矣。汝自可求。於是長眞膽連。獨尋花。獲于掖上室山而獻之。天皇歡其希有。卽爲宮名。故謂磐余稚櫻宮。其此之緣也。是日改長眞膽連之本姓。曰稚櫻部造。又號膳臣余磯。曰稚櫻部臣。

四年秋八月辛卯朔戊戌。始之於三諸國置三國史。記言事達四方志。冬十月。掘三石上溝。

三年(一〇六二)の冬十一月、丙寅の朔の辛未の日(六)、天皇、兩枝船を磐余の市磯池に泛べて、皇妃と各分れ乘りて遊宴を給ふ。膳臣・余磯、酒を獻る。時に櫻の花、御蓋に散落れり。天皇、異び給ふ。則ち物部長眞膽連を召して、詔して曰はく「是の花、非時に來たり。其も何處の花ぞ矣。汝、自ら求む可し」。於是、長眞膽連、獨り花を尋ねて、掖上の室山に獲て獻之。天皇その希有きことを

歡び給ひて、即ち宮の名と爲たまふ。故、磐余稚櫻宮と謂ふは、其れ此の縁なり。是日、長眞膽連の本姓を改めて稚櫻部連と曰ひ、また膳臣余磯を號けて稚櫻部臣と曰ふ。
 四年(一〇六三)の秋八月、辛卯の朔の戊戌の日(八)、始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せり。冬十月、石上の溝を掘る。

【第二八七講】 磐余・市磯池 大和志に「十市郡(今、磯城郡)市磯池。古蹟在池内村。而石寸掖上山亦隣于此。」とある。櫻花落子御靈。通證に「維時十一月、所謂狂花なり。俗に歸花と謂ふ」とある。掖上室山 大和國南葛城郡室村の山である。稚櫻部造 姓氏錄・右京神別に「若櫻部造。神饒速日命三世孫。出雲色男命之後。四世孫物部長眞膽連。初去來種別天皇。泛兩枝船於磐余市磯池云々。長眞膽連。賜姓稚櫻部造。和泉に。若櫻部造。饒速日命七世孫。止知尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花一獻之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。」とある。稚櫻部臣 姓氏錄・右京皇別に「若櫻部朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命孫・磐鹿六雁命之後也。天武天皇十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣。」とある。國史は文を書く人の事である。其れを國史と書くのは、國々に文人を置くが故である。尙ほ通證に「杜預左傳序。諸侯亦各有國史。史周本紀曰。伯陽讀史記。正義。諸國皇有史。以記事。曰史記。玉篇。史掌書之官也。」とある。記言事は、言と事と二つである。前漢天文志に「左史記言。右史記事。」とある。達四方志 志は誌と同じ。記録である。即ち文人をして、國々の所謂郷土誌を編纂せしめ、また其國の出來事を、他國に通達する等の事をも掌らしめたのである。通釋に「按ずるに續日本紀(元明紀)に、「和銅六年五月。制畿内七道・諸國郡郷名著好字。其郡内所生。銀銅・彩色・草木・禽獸・魚蟲等物。具錄色目及土地沃墾。山川原野名號所由。又古老相傳。舊聞異事。載于史籍言上。」

とある史籍のさまを記させ給ひしなるべし。さて、しか纂め記させ給へる誌を、和銅の時に至りて、注進らせ給ひしものと思はれたり。かくて思へば、推古紀二十八年の下に、錄天皇記及國記とある「國記」も風土記の類にて、其の始は此の御世より、續々に記さしめ給ひし書なるべし。」と云はれたのは至言である。即ち此時諸國に國史を置かれ、爾來その國の山川原野の名號の由來、古老の相傳、舊聞異事等を續々に書き記さしめられたのであるが、按ずるに此紀、及び古事記の中に、地名の起原や語義に關して、「愚かしき駄洒落、痴けたる附會」と云ふの外なき傳説が往々に見えるのは、即ち此の諸國の國史等が、古老より聞くが儘に書き集めし記録から織り込まれたものと考へられる。石上溝 大和志に、「山邊郡長柄村に在り。今、布留の寺井川と呼ぶ」とある。

五年春三月戊午朔。於筑紫所居三神。見于宮中言。何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之獸皆未差。時居鳥伊弉諾神託祝曰。不堪血鼻矣。因以卜之。兆云。惡飼部等獸之氣。故自是後。頓絕以不獸飼部而止之。癸卯。有如風之聲。呼於大虛曰。劔刀太子王也。亦呼之曰。鳥往來羽田之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹。此云。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。丙午。自淡路至。冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃。既而天皇悔之不治神祟。而亡皇妃。更求其咎。或者曰。車持君行於筑紫國。而悉按車持部。兼取充神者。必是罪矣。天皇則喚車持君。以推問之。事既實焉。因以數之曰。爾雖車持君。縱檢按天子之百姓。罪一也。既分寄于神祇。車持部兼奪取之。罪二

也。則負_二惡解除・善解除_一。而出_二於長渚崎_一令_二祓禊_一。既而詔之曰。自今以後。不_レ得_レ掌_二筑紫之車持部_一。乃悉收以更分之。奉_二於三神_一。

正訓 五年(甲一〇六四)の春三月、戊午の朔の日、筑紫に所居す三神、宮の中に見れて言はく「何にぞ我が民を奪ひ給ふや。吾れ今、汝に慙みせむ」と。於是、禱のみして祠り給はず。

秋九月、乙酉の朔の壬寅の日(十八)、天皇、淡路嶋に狩し給ふ。是日、河内の飼部等、駕に從へまつりて、轡に執けり。是より先に、飼部の瘡、皆未だ差えず。時に嶋に居ます伊弉諾神、祝に託りて曰はく「血の鼻きに堪へず矣。因て以てトふに、兆に云く「飼部等の瘡の瘡の氣を惡む」と。故れ是より後、頓絶に以て飼部を黥かすして止む。

癸卯の日(十九)、風の如き聲有りて、大虚に呼びて曰く「劔刀・太子王也」。亦た呼びて曰く「鳥往ふ羽田の汝妹は羽狭に葬り立往(汝妹、是をば離邈毛と云ふ)」。また曰く「狭名來田蔣津之命、羽狭に葬り立往。俄にして使者・忽ち來りて曰さく「皇妃、薨せ給ひぬ」と。天皇、大に驚き給ひ、便ち命、駕て歸り給ふ焉。丙午の日(廿二)淡路より至りましぬ。

冬十月、甲寅の朔の甲子の日(十一)、皇妃を葬しまつる。既にして天皇、神祟を治め給はずして、皇妃を亡ひしことを悔いて、更に其の咎を求め給ふ。或者の曰さく「車持君、筑紫國に行りて、悉に車持部を授り、兼て充神者を取れり。必ず是の罪ならむ矣。天皇、則ち車持君を喚して、以て推問ひ給ふに、事・既に實なり焉。因て以て數て曰はく「爾・車持君と雖も、縦に天子の百姓を檢校れり。罪一つ也。既に神・祇に分寄てし車持部を、兼て奪ひ取れり。罪二つ也。」則ち惡解除・善解除を負せて長渚崎に出でて祓禊が令む。既にして、詔して曰はく「自今以後、筑紫之車持部を掌ることを得じ」。乃ち悉に收めて、以て更に分りて三柱の神に奉る。

【第二八八講】 於_二筑紫所居三神_一 筑前國宗像郡大島村・宗像神社に坐す三女神(神代上卷)である。何奪_二我民_一 是は當時、車持君が筑紫に行つて神部等の民を奪つた事を云ふ。其事は下文十月の條に見える。禱而不祠 禱言のみ白して神を祭祀らず。等閑に過し給ひしを云ふ。執轡 轡を執つて大御馬を曳いたのである。和名抄に「轡(和名・久豆和都良。俗云久都和)。體人(和名・久知止利)」とある。飼部之黥 通釋に、「飼部は、上古より一種の賤民に定め給ひしが故に、良民との識別のために、黥して使ひ給ひしものと見たり。後までも此職を賤めたりし事は、『續紀天平十六年、免_二天下馬飼雜戶人等_一勅曰。汝等今負_二姓人所_レ耻也。所以原免同_二於平民_一。但既免之後。汝等手伎如_レ傳習子孫。子孫彌降_二前姓_一欲_レ卑_レ品。』又實龜元年紀に、天平十二年。左馬寮馬飼大豆飼麻呂。誣告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除_二飼馬之帳_一。などあり。馬飼の賤民たりしこと知るべし。さてこの黥は右の義なれば、上に見えたる墨刑の黥にはあらざれど、こゝに神の惡み給ひしを見れば、人も厭ひしものなるべし。さるは馬飼部のみにはあらず。かゝる賤民の類は、なべて然せしものにもあるべし。記の安康段に、「而黥老人來曰。我者山代之猪甘也。」と云へる事もあるにて推測らるゝ也。」と言はれた。居_二島伊弉諾神_一 淡路國津名郡多賀村の伊弉諾神社(五講)であ

也。」と云へる事もあるにて推測らるゝ也。」と言はれた。居_二島伊弉諾神_一 淡路國津名郡多賀村の伊弉諾神社(五講)であ

る。不_レ懸_二飼部_一而止之。類史には不_レ字がない。即ち「飼部を懸くことを止めぬ」とある。劔刀・太子王也。劔太刀は身に着くる物なるが故に、「劔太刀」身着（身を比と云ふは、第百廿四講の劔持神その他に屢々出づ）と冠せるのである。さて此の意味は、集解に「蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注于釋訓。」とある。鳥往來・羽田之汝妹。釋紀に「鳥往來は羽田と謂はむと欲する發語也。」とある。さて羽田之汝妹は、記傳に「上文に見えたる葦田宿禰の女・黑媛なり。羽田は高市郡波多の里なるべし。此地は御母の郷などにて、皇妃も舊は其郷に住み給ひし故に、羽田之汝妹とは云へるなるべし。」と言はれた。羽狹丹葬立往。羽狹は、允恭紀の歌に幡舍能夜摩とある處であらうが、今詳かでない。狹名來田之蔭津之命。通證に、「蓋し黑媛の別號也」とある。車持君。姓氏錄・左京皇別に、「車持公。上毛野朝臣同祖。豐城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜姓車持公。又見攝津。」とあるが、是に就いて大日本史氏族志に、「據本書。雄略帝以前。已有車持君。然不知何族。按車持朝臣執管蓋。見大嘗祭式。蓋神代遺事。然則有車持君。當在雄略帝以前。姓氏錄恐誤。」とある。按。掠取の義、掠すめ奪るを云ふ。車持部。集解に、「按類聚抄。上總國長柄郡。趣中國新川郡。共有車持。由此考之。諸國有車持部可知。只總越二國地名偶存耳。」と云へるのは至言である。悉に按る」とあるを見れば、筑紫にも處々に在つたのであらう。充神者。神部等之民の義で、朝廷より宗像の神に充て置かれた民戸、即ち宗像神社の神戸を云ふ。惡解除・善解除。神代上卷の二百六頁に註せり。尙ほ集解に、「按古犯罪者。科二兩度被。前爲惡被。後爲善被。每被出噴也。」とある。長渚崎。攝津志に、「河邊郡・長洲濱・長洲村。或曰。履中紀出三於長渚崎。令被被。即此。」とある。

六年春正月癸未朔戊子。立草香幡樓皇女爲皇后。辛卯始建藏職。因定藏部。二月癸丑朔。喚鮒魚

磯別王之女。太姬郎姬。高鶴郎姬。納於后宮。並爲嬪。於是二嬪恒歎之曰。悲哉吾兄王。何處去耶。天皇聞其歎。而問之曰。汝何歎息也。對曰。妾兄鷲住王。爲人強力輕捷。由是獨馳越八尋屋而遊行。既經多日。不_レ得_二面言_一。故歎耳。天皇悅其強力。以喚之不_レ參來。亦重_レ使而召。猶不_レ參來。恒居於住吉邑。自是以後。廢以不_レ求。是讚岐國造。阿波國脚咋別。凡二族之始祖也。三月壬午朔丙申。天皇玉體不_レ愈。水土不_レ調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

正訓 六年(一〇六五)の春正月、癸未の朔の戊子の日(六)、草香の幡樓皇女(應神帝の皇女)を立てて皇后と爲たまふ。辛卯の日(九)、始めて藏職を建つ。因て藏部を定む。

二月、癸丑の朔の日、鮒魚磯別王の女・太姬郎姬、高鶴郎姬を喚して、後宮に納れて並びに嬪と爲たまふ。於是、二の嬪、恒に歎きて曰く「悲しき哉、吾が兄の王(鷲住王)、何處か去ましけむ」。天皇、其の歎くことを聞しめして、問ひて曰はく「汝、何をか歎息く」。對へて曰さく「妾が兄・鷲住王、爲人・力強くして輕捷。是に由て獨り八尋屋を馳せ越えて遊行き。既に多の日を経れども面言ふことを得ず。故れ歎く耳」と。天皇、其の強力を悦び給ひて、以て喚し給ふに參來す。亦た使を重ねて召せども、猶ほ參來ず。恒には住吉の邑に居り。自是以後、廢めて以て求し給はず。是れ讚岐國造、阿波國脚咋別、凡て二族の始祖なり。

三月、壬午の朔の丙申の日(十五)、天皇、玉體不_レ愈して水土不_レ調。稚櫻宮に崩ましぬ。時に

年七十。冬十月、己酉の朔の壬子の日(四)、百舌鳥耳原の陵に葬めまつる。

【第二八九講】草香幡梭皇女 此の皇女は、第二八六講にも註せるが如く、應神天皇の御女である。此の履中天皇の御妹にも同名の皇女が坐々して、雄略天皇の后に立たせられたので、甚だ紛れ易い故に注意を要する。始建藏職因定藏部記には「天皇、是に阿知直を以て始めて藏官に任し給ひ、亦た糧地を給ふ」とあり、古語拾遺に「此時(神武天皇)に當りて、天皇と神と、其の際、未だ遠からず。殿を同じくし、床を共にし、此を以て常と爲す。故に神物官物、亦た未だ分別あらず。宮の内に藏を立てて齋藏と曰ふ。齋部氏をして永に其職に任す云々。後磐余稚櫻の朝(履中)に至りて、三韓より貢獻すること、世を奔ねて絶ゆる事無かりしかば、齋藏の傍に更に内藏を建て、官物を分ち收む。仍りて阿知使主と百濟の博士王仁とをして、其の出納を記さしむ。始めて更に藏部を定む」とある。さて通釋に「此時の藏職は、即ち後の内藏の始なり。是より後、雄略天皇の御世に至りて大藏を立つ。即ち令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。共に藏の事を掌る官也」とある。鱒魚磯別王 此王は景行帝の御子の神櫛皇子の孫で、讃岐の國造である。嬪 職員令に「嬪四員。五位以上。」とあれど、當時未だ嬪など云ふ名目が有つたのでは無い。たゞ妃に次ける夫人を云へるのである。八尋屋 神代紀に八尋殿とあるに同じく、高く廣き家を云ふ。居於住吉邑 攝津志に「住吉郡(今、武)鷲住王隱居古蹟。在住吉邑。俗呼富土宅」とある。不念 不豫に同じ。水土不調 神代上卷に、不平とある。第五十五講に出づ。崩稚櫻宮 記には「壬申年正月三日崩。御年六十四歳」とあるが、壬申年は此紀では仁德帝の六十年、又は允恭帝の二十一年に當り、月日も亦甚だ相違してゐる。時年七十 即位前紀(第二八一講)に註せる事共を見合せて考ふべきである。百舌鳥耳原陵 諸陵式に、「百舌鳥耳原陵、履中天皇。在和泉國大島郡(北郡)兆城東西五町、南北五町。陵戸五烟。」とある。

瑞齒別天皇 反正天皇

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春三月。去來穗別天皇崩。元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即天皇位。秋八月甲辰朔己酉。立大宅臣祖木事之女津野媛。爲皇夫人。生香火姬皇女。圓皇女。又納夫人弟弟媛。生財皇女與高部皇子。冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。五年。春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。

【正訓】瑞齒別天皇は、去來穗別天皇(履中)の同母の弟なり。去來穗別天皇の二年に立ちて皇太子と爲り給ふ。天皇、初め淡路宮に生れます。生れながらにして齒の一の骨の如し。容姿美麗し。於是井あり、瑞井と曰ふ。則ち汲みて太子に洗しまつる。時に多遲の花、落ちて井の中に在り。因て太子の名

反正天皇 (即位前紀一元年一五年)